

令和7年度

松本市包括外部監査結果報告書

産業振興部に関する財務事務の執行について

令和8年2月

松本市包括外部監査人

公認会計士

富田 哲也

目次	
第1 包括外部監査の概要	4
I 監査の種類	4
II 選定した特定の事件（テーマ）	4
1 監査テーマ	4
2 監査の対象期間	4
3 監査対象の範囲	4
III 事件を選定した理由	4
IV 監査の視点	7
V 主な監査手続	7
1 概要の把握	7
2 監査対象とした産業振興事業関連部局	7
VI 監査の実施期間	8
VII 包括外部監査人及び補助者	8
1 包括外部監査人	8
2 補助者	8
VIII 利害関係	8
IX その他	8
第2 監査の結果の概要	9
I 「監査の結果」及び「監査の意見」について	9
II 「監査の結果」及び「監査の意見」の一覧	9
第3 監査対象の概要	12
I 産業振興を取り巻く環境	12
1 農業の状況	12
2 商業の状況	17
3 工業の状況	22
第4 産業振興事業の概要	25
I 産業振興部の組織体制について	25
II 産業振興部及び農業委員会事務局の予算及び決算	26
1 当初予算	26
2 補正後予算	26
3 決算	27
III 産業振興部の実施する事業	29
1 商工課	29
2 農政課	29
3 耕地課	30

4	労政課	30
5	農業委員会事務局	31
IV	松本市における産業振興に関する計画について	32
1	松本市総合計画（基本構想 2030・第 11 次基本計画）における産業振興に関する施策	32
2	第 2 期松本市農林業振興計画	33
3	松本市商業ビジョン	35
4	松本市工業ビジョン	36
第 5	包括外部監査の結果	39
I	規程等の適切な運用について	39
1	農村女性活動推進事業について	39
2	農村広場管理事業について	42
3	担い手確保・経営強化支援事業について	45
4	獣害防護柵設置事業について	46
5	事務事業評価表の作成について	50
6	新しい農業経営者協議会について①	52
7	松本市クラインガルテン事業について①	55
8	松本市未来を担う農業経営者支援事業について	59
II	規程等の適切な整備について	63
1	松本新規就農者育成対策事業について	63
2	松本市今井農産物直売施設について	67
3	松本市クラインガルテン事業について②	69
4	松本ものづくり伝承塾について	71
5	市街地駐車場事業について	73
III	目標達成に向けた進捗状況の管理について	75
1	新しい農業経営者協議会について②	75
2	スマート農業推進事業について	76
3	農業共済による補償の充実・収入保険加入支援事業について	82
4	松本市商業ビジョンの活動指標について	84
5	脱炭素型大規模投資支援事業費について	86
6	産業創発支援事業について	89
7	労働相談支援事業について	95
8	公衆浴場経営安定化事業について	97
9	中小企業振興事業について	102
10	勤労者福祉センターについて	103
IV	事務負担の軽減及び業務の効率化について	106

1	多面的機能支払交付金事業について	106
2	中小企業金融対策事業について	118
V	適切な事務引継の実施について	122
1	事務引継書の作成について	122
2	経営継承・発展支援事業について	127
VI	その他の取組について	129
1	松本市クライנגアルテン事業について③	129
2	松本市公設地方卸売市場について	130
3	コメの生産調整について	133
4	勤労者資金融資について	135
5	松本市勤労会館について	137
6	松本市新規開業家賃補助事業について	139

第1 包括外部監査の概要

I 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査である。

II 選定した特定の事件（テーマ）

1 監査テーマ

産業振興部に関する財務事務の執行について

2 監査の対象期間

原則として令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）
ただし、必要に応じて令和5年度以前及び令和7年度の執行分を含む

3 監査対象の範囲

（1）対象とする部局等

産業振興部

商工課

農政課

耕地課

労政課（令和7年4月1日に商工課へ統合）

農業委員会事務局

（2）対象とした事務等

監査の対象は、産業振興事業に関する財務事務の執行

III 事件を選定した理由

市では、松本市総合計画として、令和3年に「第11次基本計画（2021年度～2025年度）」を、令和6年に「松本市実施計画（令和6年度～8年度）」を策定している。基本施策は以下の7分野47施策で構成されている。

分野1：こども 若者 教育

分野2：健康 医療 福祉

- 分野3：住民自治 共生
- 分野4：環境 エネルギー
- 分野5：都市基盤 危機管理
- 分野6：経済 産業
- 分野7：文化 観光

産業振興部においては、「松本市総合計画」を上位計画とし、関連する他の計画との整合を図りながら、企業・経営・中小企業支援、企業誘致、雇用・労働支援、産学連携（研究開発・事業）、農業、公設地方卸売市場など産業振興に関わる事業に体系的に取り組んでいる。

（1）農業振興に関して

農業に関しては、「松本市総合計画」の下で、「松本市農林業振興条例」の基本方針に基づき、令和4年4月に「第2期松本市農林業振興計画」を策定している。

「松本市農林業振興条例」の基本方針8項目のうち、農業に関する方針は以下の6項目である。

- （1）農業の生産振興及び高付加価値化
- （2）担い手及び組織・人材の育成
- （3）農業生産基盤の整備
- （4）農地の保全及び集積・集約
- （5）地産地消、消費拡大及び食育の推進
- （6）農山村資源の活用

また、「第2期松本市農林業振興計画」では、3つの課題に向けた6つの重点施策を示している。

【課題1】持続可能な農業の確立

- 基本施策1 多様な担い手の確保と組織・人材の育成
- 基本政策2 農畜産物の生産振興
- 基本政策3 農地利用の最適化と農地の保全
- 基本政策4 農業生産基盤の整備

【課題2】農業所得の向上と食産業の振興

- 基本政策5 農畜産物の販売力強化と地産地消・食育の推進

【課題3】農村地域の振興

- 基本政策6 農村資源の活用

松本市農林業振興計画の策定（令和4年）から一定程度の期間が経過しているため、令和7年度はこれまでの計画の進捗を振り返るに適した時期と言える。

令和5年の農林水産省の統計情報によると、市の農業産出額は200億円を超え、

県内順位は第1位である。耕種については、果実・野菜・米穀類など多品目の生産物で構成されており、全国的な知名度が高く評価される生産物や、古くから根付く伝統野菜、穀物を有するなど、魅力のある多面的な性格を有している。

一方で、少子高齢化の進行に伴う人口減少、ライフスタイルの多様化などの社会的要因によって、農業を取り巻く環境は大きく変化し、農業は転換期を迎えている。松本市においても、農家の減少や後継者不足、担い手の高齢化が進む中で、農業の事業継続は深刻度を増しており、喫緊の課題となっている。

農業活動は経済的な側面ばかりでなく、地域の景観や生物の多様性など、地方文化都市を標榜する市とその地域住民にとっては、安全安心と成長資源となる持続性が求められる産業となっている。

なお、令和6年度の市の農林業関係の予算は2,571百万円であり、一般会計比は2.5%となっている。予算の大部分は農業費が占めている状況である。

このような中、産業振興に係る農業を取り上げ、これら事業の財務事務が、関係法規等に則り合規的に、かつ、時代の要請を反映した経済性・効率性・有効性を十分に追求して執行されているかについて監査を実施することは有用であると判断した。

(2) その他産業振興事業に関して

商業に関しては、「松本市総合計画」の下で、市の商業振興に関する分野別のビジョンとして、令和元年度に「松本市商業ビジョン」(計画期間：令和元年度～令和10年度)を策定している。

工業に関しても同様に市の工業振興に関する分野別のビジョンとして、平成30年度に「松本市工業ビジョン」(計画期間：平成30年度～令和9年度)を策定している。

両ビジョンはそれぞれ中間点を迎えたため、令和6年2月に「中間見直し版 松本市商業ビジョン」、令和5年5月に「中間見直し版 松本市工業ビジョン」をそれぞれ策定し、前期の施策の振り返りをもとに、後期への施策の見直しを行っている。

市は大型商業施設3店舗が相次いで閉鎖・撤退するという状況を迎えており、市の商業振興施策は大きな転換期を迎えている。

なお、令和6年度の市の商工費の予算は6,751百万円であり、一般会計比は6.7%となっている。

このような中、市民生活に直結する産業振興事業に関して、これら事業の財務事務が、関係法規等に則り合規的に、かつ、時代の要請を反映した経済性・効率性・有効性を十分に追求して執行されているかについて監査を実施することは有用であると判断した。

IV 監査の視点

監査の視点は、以下のとおりである。

- 1 松本市農林業振興計画、松本市商業ビジョン、松本市工業ビジョンに関する進捗管理
 - ・松本市農林業振興計画、松本市商業ビジョン、松本市工業ビジョンについて、松本市が実施している進捗管理（PDCA）は適切に行われているか
- 2 産業振興事業に関する収入・支出及び資産の管理状況
 - ・手数料等の徴収、減免及び債権管理は適切に行われているか
 - ・施設・設備・備品等の現物管理や情報管理が適切に行われているか
 - ・契約事務は適切に行われているか
 - ・産業振興事業に関する収入・支出状況に関する内部統制の整備状況

V 主な監査手続

1 概要の把握

産業振興事業関連部局の組織、人員、財務等について概要を把握するため、産業振興事業の状況及び課題等について担当者への質問及び関連する文書等の閲覧を行った。

2 監査対象とした産業振興事業関連部局

産業振興事業関連部局の財務に関する事務手続について、各所管部署の担当者への質問並びに関連する帳簿、証拠資料及び文書等の閲覧を行った。

以下の各部署に対して監査を実施した（以下は令和6年度時点の部署名）。

産業振興部

- ・商工課
- ・農政課
- ・耕地課
- ・労政課

農業委員会事務局

なお、後述のとおり、労政課は令和7年度から商工課へ統合されている。

VI 監査の実施期間

令和7年7月15日から令和8年2月6日まで

VII 包括外部監査人及び補助者

1 包括外部監査人

公認会計士	富田 哲也
-------	-------

2 補助者

公認会計士	大坪 秀憲
公認会計士	屋島 伸彦
公認会計士	浜田 陽介
公認会計士	三枝 和臣
公認会計士	武田 和弥
公認会計士	西村 圭織
公認会計士	須田 陽利
公認会計士	傳田 聖也
公認会計士	深澤 孝斗
日本公認会計士協会準会員	鹿田 大介
日本公認会計士協会準会員	若林 慎子

VIII 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、市と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に規定する利害関係はない。

IX その他

報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

また、一部の元号については次のとおり略称を使用している。

昭和⇒S 平成⇒H 令和⇒R

第2 監査の結果の概要

I 「監査の結果」及び「監査の意見」について

監査の結果

今後、市において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論のうち、監査人が措置を要すると判断した事項についても含めている。

なお、監査の結果については、文中においては「指摘」と表記している。

監査の意見

「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

II 「監査の結果」及び「監査の意見」の一覧

「指摘」及び「意見」の件数は以下のとおりである。

(図表1 「指摘」及び「意見」の件数及び区分)

項目	区分	
	指摘	意見
I 規程等の適切な運用について	7件	2件
II 規程等の適切な整備について	1件	5件
III 目標達成に向けた進捗状況の管理について	1件	14件
IV 事務負担の軽減及び業務の効率化について	0件	5件
V 適切な事務引継の実施について	0件	5件
VI その他の取組について	0件	7件
合計	9件	38件

また、監査の内容と「指摘」及び「意見」の区分は以下のとおりである。

(図表2 監査の内容及び「指摘」「意見」の区分)

監査の内容	区分		ページ
	指摘	意見	
I 規程等の適切な運用について			
・農村女性活動推進事業に係る事務の執行について	○		41
・農村広場管理事業に係る事務の執行について	○		44

監査の内容	区 分		ページ
	指摘	意見	
・担い手確保・経営強化支援事業助成金の交付に係る決裁区分について	○		46
・獣害防護柵の補修資材の管理方法について		○	50
・事務事業評価表の確認体制について	○		52
・新しい農業経営者協議会の収支報告及び監査について	○		54
・分割発注を防止するための適正な契約事務の執行について	○		59
・未提出となっている達成状況報告書の回収について	○		61
・提出資料管理データの充実化について		○	61
II 規程等の適切な整備について			
・農業研修を中止する際の連絡ルールについて		○	65
・農業研修生の選考方法について		○	66
・指定管理者から提出を受けた決算書のモニタリング体制について	○		69
・一者見積を許容する財務規則の見直しについて		○	71
・松本ものづくり伝承塾の助成要件について		○	72
・市営駐車場の使用料収入未済への対応について		○	74
III 目標達成に向けた進捗状況の管理について			
・新しい農業経営者協議会の予算消化状況について		○	75
・PDCAを意識した目標数値の設定について		○	77
・未提出となっている事業状況報告書の回収について	○		78
・スマート農業推進事業の交付事務及び効果測定について		○	82
・農業共済及び収入保険の加入率等の分析について		○	84
・松本市商業ビジョンの活動指標の評価検証について		○	85
・脱炭素型大規模投資支援事業の予算執行率について		○	88
・ICT拠点施設「サザンガク」に対する適切なモニタリングの実施について		○	91
・ICT拠点施設「サザンガク」に関する活動指標について		○	92
・外部人材活用促進事業の予算執行率について		○	94
・労働相談件数減少要因の分析について		○	97
・公衆浴場経営安定化事業補助金の見直しについて		○	101
・公衆浴場経営安定化事業補助金における実績報告書について		○	101
・事務事業評価表における適切な成果指標の策定について		○	103
・指定管理者制度の導入目的に係る検証体制の整備について		○	105
IV 事務負担の軽減及び業務の効率化について			
・多面的機能支払交付金事業に関する国への要望について		○	116

監査の内容	区 分		ページ
	指摘	意見	
・多面的機能支払交付金事業のさらなる事務負担軽減策について		○	116
・事務委託支援補助金制度の継続的な検討について		○	118
・中小企業支援事業に関する預託金の預入について		○	119
・利用実績の少ない制度資金の見直しについて		○	121
V 適切な事務引継の実施について			
・事務引継書が未作成の事業について		○	126
・事務引継書記載内容の網羅性・正確性について		○	126
・担当者変更時の事務引継内容について		○	126
・事務引継書の記載内容が不十分の事業について		○	126
・農政課における事務確認体制の構築について		○	128
VI その他の取組について			
・クラインガルテンの適切な使用料水準の検討について		○	130
・措置が完了していない指摘意見へのフォローアップについて		○	130
・公設地方卸売市場に関する違法建築の是正について		○	132
・コメの生産調整について		○	134
・勤労者資金融資の新規募集に関する周知方法について		○	136
・解体工事前のアスベスト調査について		○	138
・補助金交付先の廃業理由の検証について		○	139

第3 監査対象の概要

I 産業振興を取り巻く環境

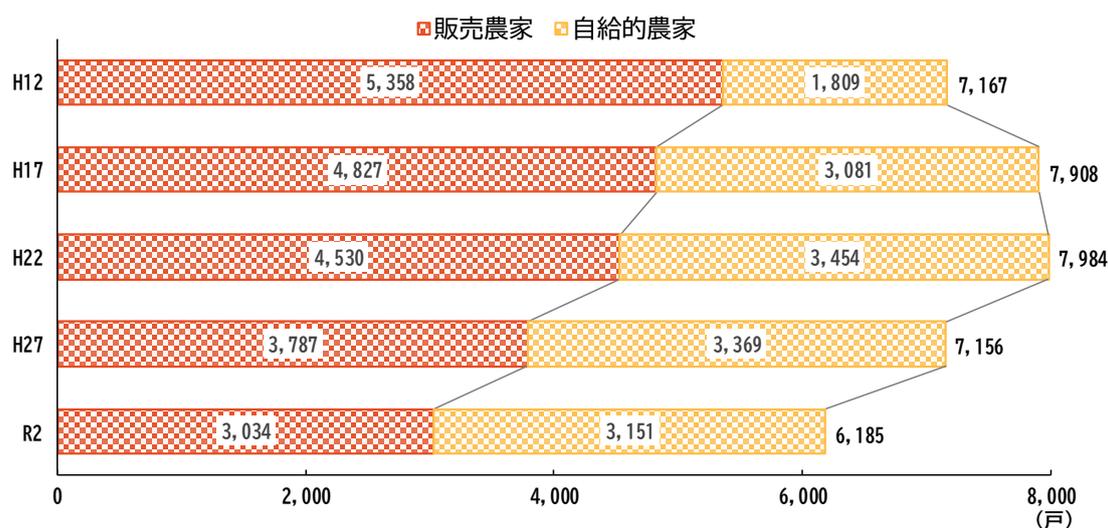
1 農業の状況

(1) 農業者数等の状況

市の人口は減少傾向にあり、少子高齢化も進んできている。その傾向は農業にも表れており、農業就業者の減少、農家の減少や後継者不足、担い手の高齢化が進行し、農業を取り巻く環境は今後もさらに厳しさを増していくことが予想される。

総農家数は平成22年から令和2年までの10年間で、7,984戸から6,185戸に1,799戸(22.5%)減少した。特に販売農家は、10年間で1,496戸(33.0%)減少している。

(図表3 市の総農家戸数の推移)



(出典) 農林水産省「農林業センサス」

農家世帯数で見ても、上記と同様の傾向であり、農家数の減少が一層進んでいる。一方、市が認定を推進している認定農業者は増加傾向にある。

(図表4 市の農家世帯数の推移)

区分	平成22年	平成27年	令和2年
総農家	7,984	7,156	6,185
農業経営体	4,161	3,930	3,168
認定農業者	476	505	544

(出典) 農林水産省「農林業センサス」

基幹的農業従事者の年齢構成は、平成 22 年と令和 2 年の 60 歳以上が全体の 80% 程度を占めている状況は変わらないものの、70 歳以上が占める割合は増加しており、農家の高齢化が進展している状況である。そのため、将来的に高齢農業者が農業を辞めると、市の全体の農家数が大きく減少することが予想される。

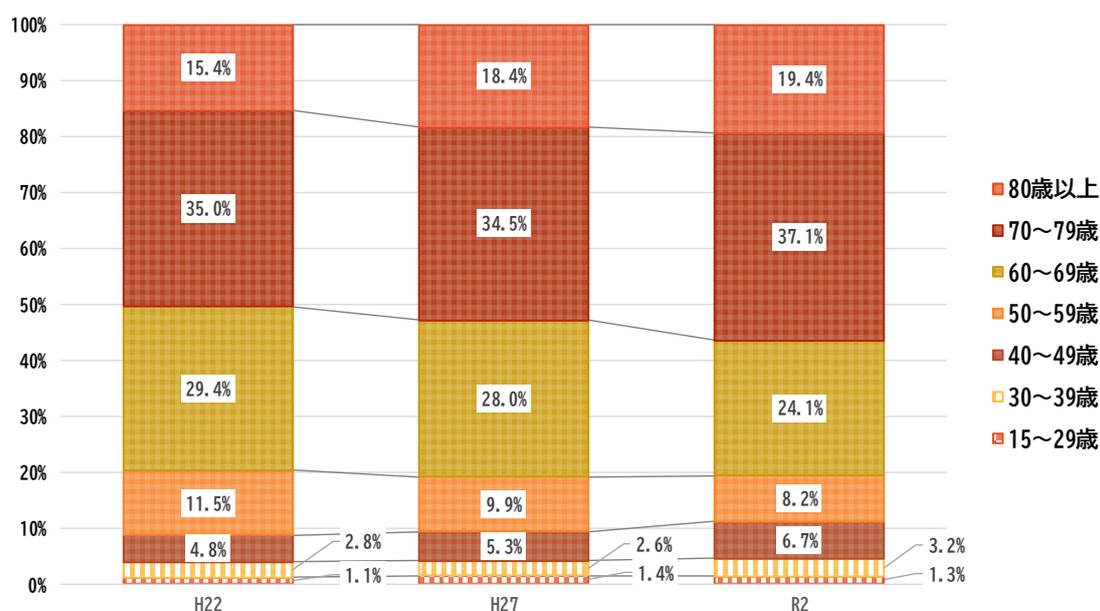
(図表 5 市の基幹的農業従事者の年齢構成)

年度	計	15～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳以上
H22	6,243	70	173	300	721	1,835	2,184	960
H27	5,595	80	147	294	552	1,566	1,929	1,027
R2	4,246	56	136	283	347	1,025	1,576	823

※H22, H27 は販売農家の基幹的農業従事者、R2 は農業経営体の基幹的農業従事者を集計

(出典) 農林水産省「農林業センサス」

(図表 6 市の基幹的農業従事者の年齢構成比の推移)

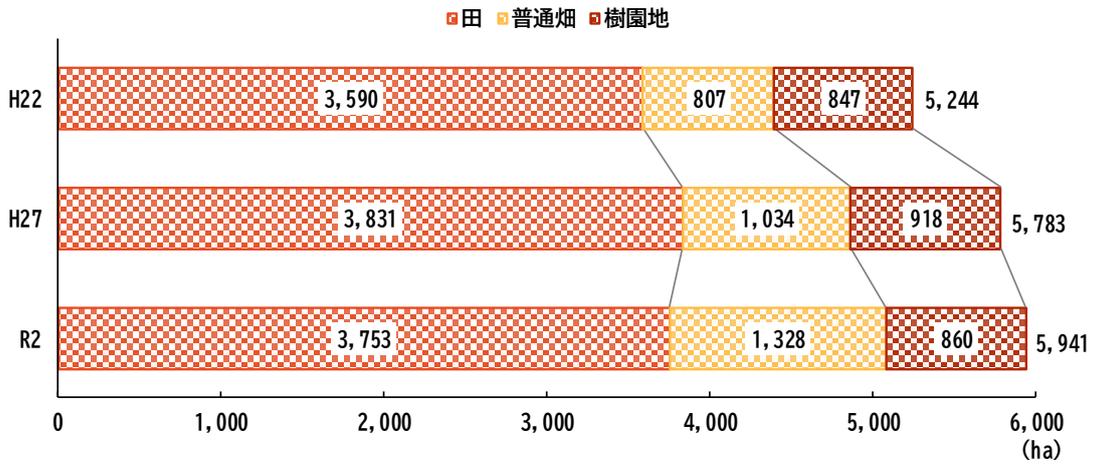


(出典) 農林水産省「農林業センサス」

(2) 農地の状況

市の総農家における経営耕地面積は、平成 22 年と令和 2 年を比較すると、5,244ha から 5,941ha へと 697ha (13.3%) 増加している。特に普通畑は、807ha から 1,328ha へと 521ha (64.6%) 増加している。

(図表7 市の総農家の経営耕地面積の推移)

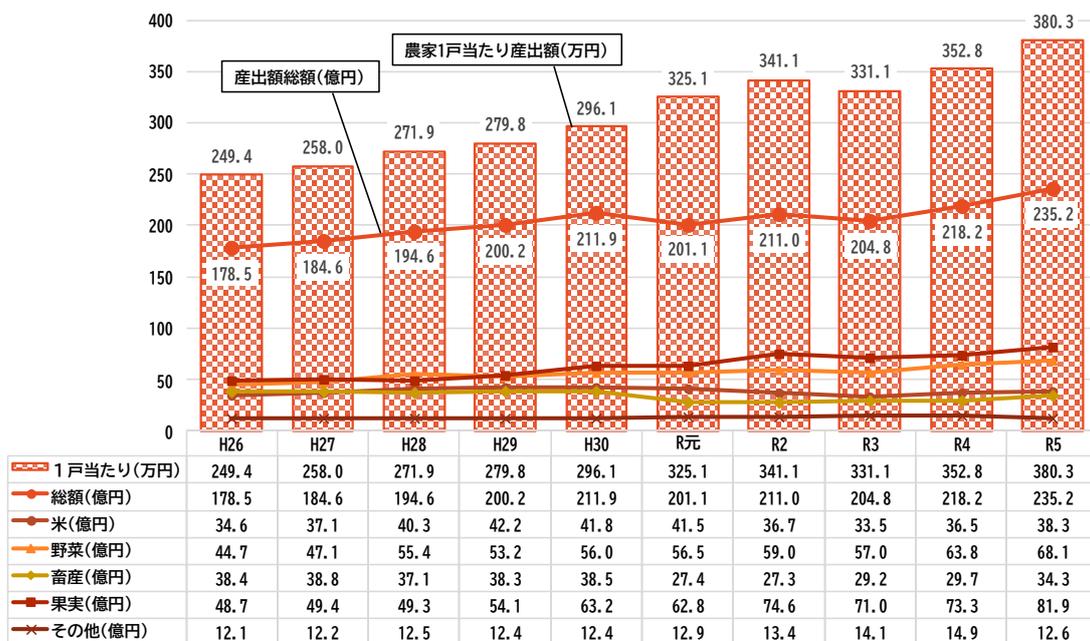


(出典) 農林水産省「農林業センサス」

(3) 産出額等の状況

市の農業産出額は、平成26年から令和5年の10年間で、約57億円増加しており、平成29年には産出額が200億円を超えた。産出額の内訳は、米、野菜、畜産、果実がバランスよく産出されている。なお、平成28年から令和5年まで、長野県内では8年連続で産出額が1位となっている。

(図表8 市の農業産出額の推移)



(出典) 農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

(4) 販売金額と出荷状況

農業経営体の販売金額規模別の状況を平成22年と令和2年との数値で比較すると、農業経営体全体の減少に伴い、「500万円まで」の区分が大きく減少しているが、構成比の増減をみると、「50万円未満」の区分以外は増加している。また、「3,000万円以上」の区分は、平成22年に比べて約1.5倍に増えている。農業経営体が減少していく中で、販売金額が小規模又は販売しない農業経営体の割合が減少している一方で、規模の大きい農業経営体の割合が増加している状況である。

(図表9 市の販売金額規模別の農業経営体の推移)

区分	H22年(A)		R2年(B)		増減(B-A)	
	数	構成比(%)	数	構成比(%)	数	構成比増減(ポイント)
農業経営体数	4,161	-	3,168	-	△993	-
50万円未満	1,739	41.8	1,053	33.2	△686	△8.6
50～500万円	1,940	46.6	1,517	47.9	△423	+1.3
500～3,000万円	438	10.5	531	16.8	+93	+6.3
3,000～1億円	36	0.9	56	1.8	+20	+0.9
1億円以上	8	0.2	11	0.3	+3	+0.1

(出典) 農林水産省「農林業センサス」

農業経営体の農産物の出荷状況については、平成27年と令和2年との売上1位の出荷先で比較すると、農業経営体の減少に伴い、全体的に減少しているものの、構成比の増減では、「農協以外の集出荷団体」や「その他」などが増加している。

(図表10 農産物販売金額1位の出荷先別農業経営体の推移)

区分	H27年(A)		R2年(B)		増減(B-A)	
	数	構成比(%)	数	構成比(%)	数	構成比増減(ポイント)
農産物販売があった農業経営体数	3,704	-	2,948	-	△756	-
農協	3,164	85.4	2,522	85.5	△642	+0.1
農協以外の集出荷団体	101	2.7	89	3.0	△12	+0.3
卸売市場	117	3.2	83	2.8	△34	△0.3
小売業者	59	1.6	40	1.4	△19	△0.2
食品製造業・外食産業	22	0.6	21	0.7	△1	+0.1
消費者に直接販売	210	5.7	157	5.3	△53	△0.3
その他	31	0.8	36	1.2	+5	+0.4

(出典) 農林水産省「農林業センサス」

農業の生産に関連した事業に取り組む農業経営体は、平成27年から令和2年までの5年間で大きく減少している。

(図表 11 農業生産関連事業を行っている農業経営体の推移)

区分	H27年(A)	R2年(B)	増減(B-A)	
			増減	増減率(%)
農業経営体数(①+②)	3,930	3,168	△762	△19.4
農業生産関連事業を行っていない経営体 ①	3,103	2,907	△196	△6.3
農業生産関連事業を行っている実経営体 ②	827	261	△566	△68.4
②の複数回答計(以下は内訳)	926	320	-	-
農産物の加工	86	114	+28	+32.6
小売業	790	130	△660	△83.5
貸農園・体験農園等	6	8	+2	+33.3
観光農園	18	16	△2	△11.1
農家民宿	1	4	+3	+300.0
農家レストラン	5	3	△2	△40.0
海外への輸出	11	0	△11	皆減
再生可能エネルギー発電	-	14	+14	皆増
その他	9	31	+22	+244.4

(出典) 農林水産省「農林業センサス」

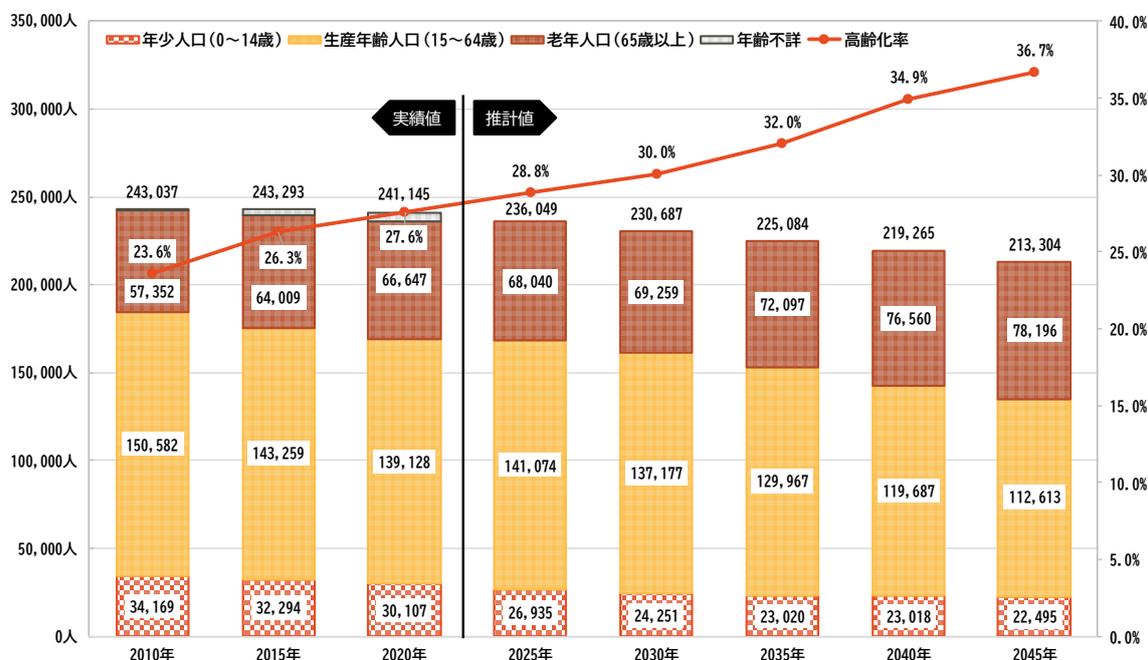
2 商業の状況

(1) 人口の推移

市の人口は平成 27（2015）年まで増加傾向にあったが、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年の間で 2,148 人の減少となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると今後もさらに減少が続くと予測されている。

平成 22（2010）年以降の年齢 3 区分別の人口推移をみると、年少人口（15 歳未満人口）と生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満人口）は減少し続け、老年人口（65 歳以上人口）は増加し続けており、少子高齢化の傾向が読み取れる。

（図表 12 市の人口推移と将来推計）

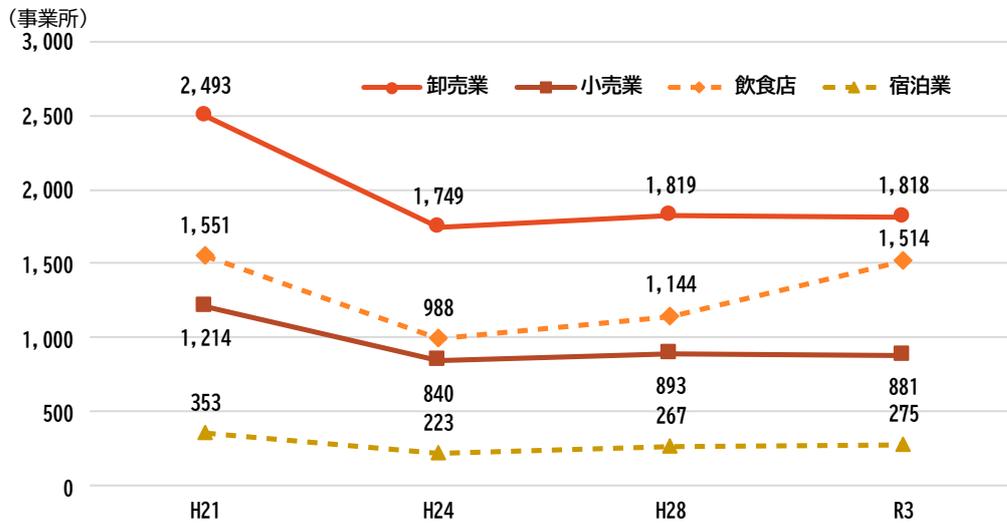


（出典）実績値：総務省「国勢調査」、推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和 5（2023）年推計」

(2) 就業者数及び事業者数の動向

市の卸売業、小売業、飲食店及び宿泊業の事業所数、従業者数は、リーマンショック後の個人消費の伸び悩みなどの影響を受けて大きく減少したが近年は増加傾向にある。

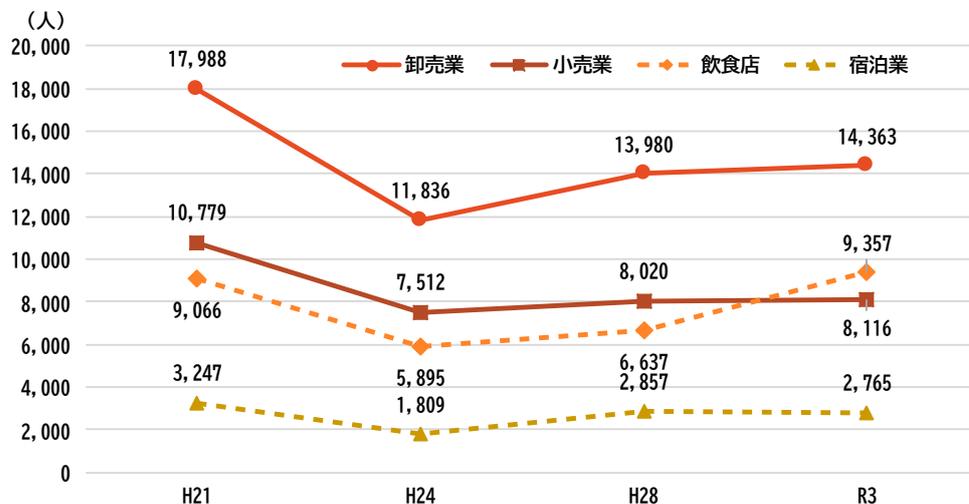
(図表 13 卸小売業、飲食店及び宿泊業の事業所数の推移)



(出典) 総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」(平成 21 年)

総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」(平成 24 年、28 年、令和 3 年)

(図表 14 卸小売業、飲食店及び宿泊業の従業者数の推移)



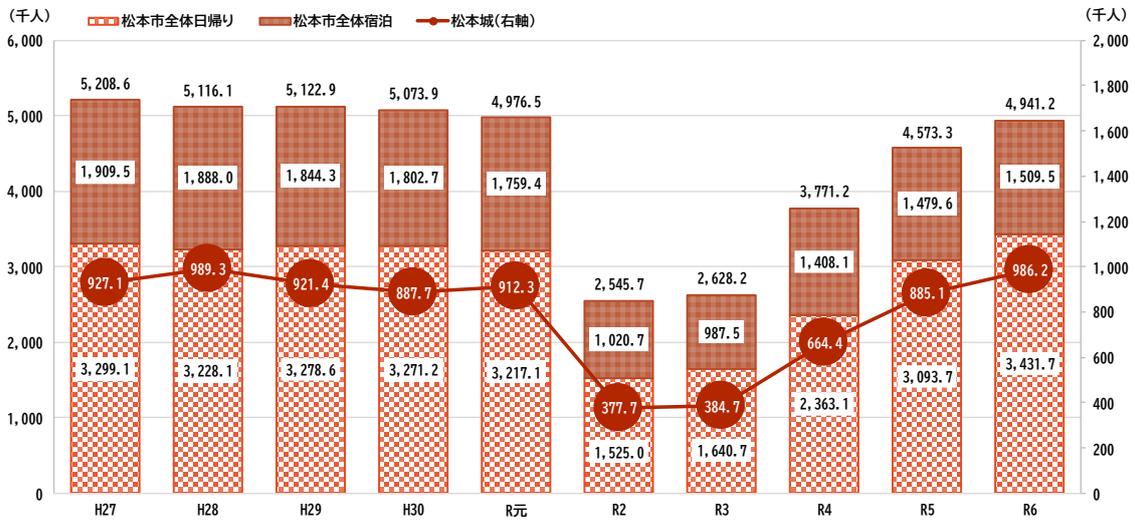
(出典) 総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」(平成 21 年)

総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」(平成 24 年、28 年、令和 3 年)

(3) 観光動向と商業への影響

市の観光客数は、平成 19 年の約 565 万人から微減の傾向が続いており、令和 2 年以降はコロナ禍の影響で大きく落ち込んだが、令和 4 年から徐々に回復し、令和 6 年にはコロナ前とほぼ同水準に達している。

(図表 15 観光客数の推移)



※松本市全体の観光客数は松本城、浅間温泉、美ヶ原温泉郷、美ヶ原高原、美鈴湖、扉温泉、四賀福寿草の里、奈川温泉、奈川高原、上高地、乗鞍高原、白骨温泉、梓川くだものと道祖神の里及び竜島温泉せせらぎの湯への観光客数の合計である。

※調査地点ごとに観光客数をカウントしているため、重複がある。

(出典) 長野県「観光地利用者統計調査」

(4) 中心市街地の状況

中心市街地の空き店舗率をみると、平成 29 年度に 8.4%と前年度の 11.6%から大きく下がったものの、その後は増加傾向となっている(図表 16)。令和 6 年度は 9.8%で、全国平均及び長野県平均を下回っている。空き店舗の中には、空き店舗期間が長期化している物件があるとの指摘もある。中心市街地の空き地・駐車場数をみると、平成 27 年度以降、駐車場数は横ばいであるのに対して空き地は増加してきたが、令和 6 年度は松栄町の再開発終了に伴い前年度から 15 箇所減少した(図表 17)。

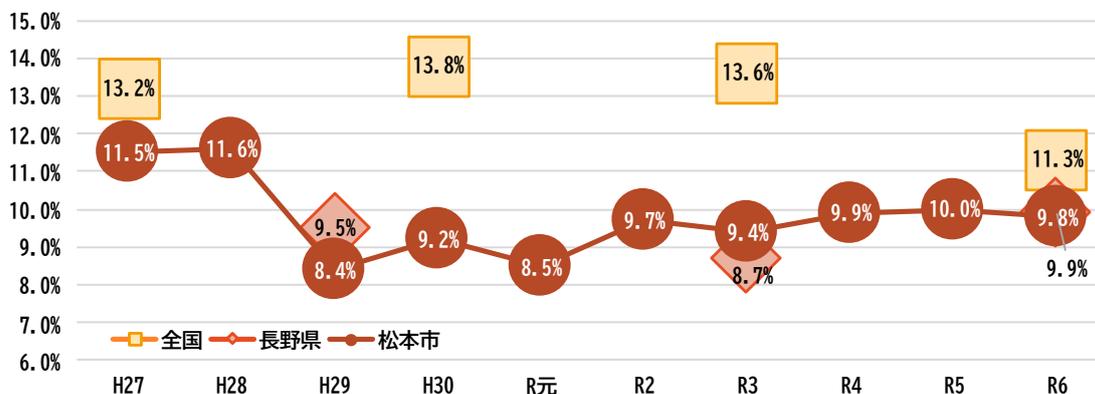
商店街の状況については、長野県内の商店街数が年々減少している状況の中、市においても令和 3 年度以降に松本商店街連盟に加盟していた 2 つの商店街組織が解散により脱会した。担い手不足による商店街の共同活動が困難になっていること、加盟店舗数の減少、個店の売上減少などが理由とされている。

担い手不足の原因としては、商店街組織への加入率の低下や居住者の減少が考えられるが、商店街を構成する店舗の業種の中心が、衣料品・身の回り品店、食品小売店から飲食店、サービス店に変わってきたことも一因として考えられる。

商店街組織ではイベントや販売促進事業といった共同活動だけではなく、街灯や水路、

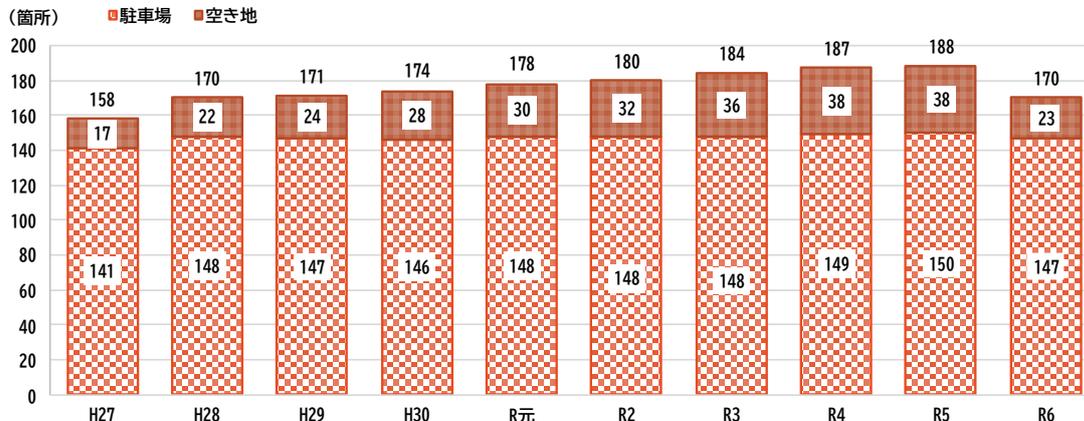
植栽の保全など共用設備の維持管理を担っている場合もあり、組織解散後の持続性も課題となる。

(図表 16 中心市街地における空き店舗率の推移)



(出典) 【松本市】松本商工会議所「松本市中心市街地 空き店舗・空き地調査」
 【全国】 中小企業庁「商店街実態調査」
 【長野県】長野県「長野県商店街実態調査」

(図表 17 中心市街地における空き地・駐車場数の推移)



(出典) 松本商工会議所「松本市中心市街地 空き店舗・空き地調査」

(5) 中心市街地の再設計・再活性に向けた取組

大型商業施設の相次ぐ閉店等により中心市街地の空洞化が懸念される中、市の玄関口である松本駅周辺は、昭和の区画整理事業から40年以上が経過し、当時建設された多くの建物が改築や建替えの時期を迎えている。

中心市街地におけるマンション需要やホテル需要は高まっているものの、それだけでは「まちの賑わい」にはつながらないことから、多くの人が集い、回遊性や賑わいを生むための仕掛けが必要と市は認識しており、こうした状況をピンチではなく、チャンス

と捉え、中心市街地が賑わいと活力を生み出す場であり続けるために、また、女性と若者に選ばれるまちを目指す松本市の「まちの顔」「ハレの場」として再生するために、中心市街地の再設計・再活性に取り組んでいる。

3 工業の状況

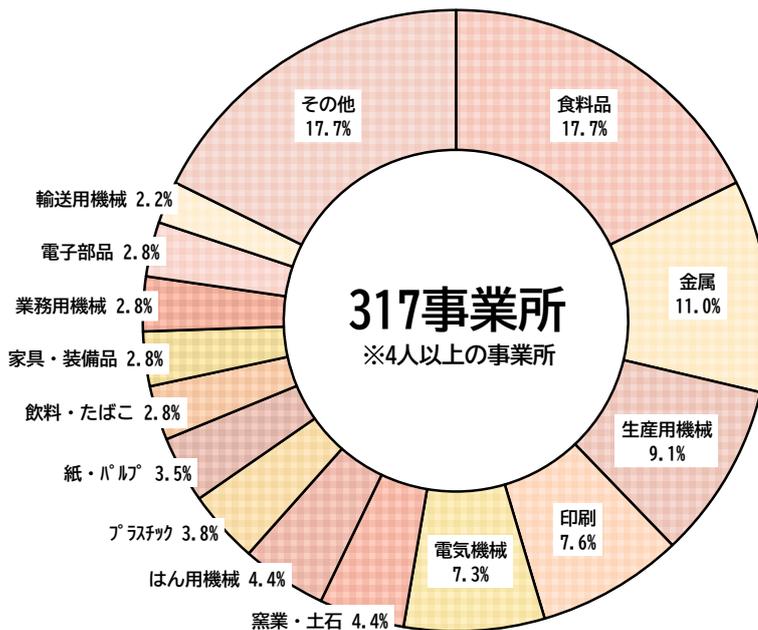
(1) 人口の状況

「2 商業の状況」でも触れたように、市の人口は、減少傾向に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると今後さらに減少すると予測されている。また、高齢化の進行とともに、15歳～64歳の生産年齢人口の減少が予測され、これに伴う労働力不足が懸念される。

(2) 業種別にみた市内製造業の事業所

市内製造業の事業所数の構成比は、「食料品製造業」「金属製品製造業」「生産用機械器具製造業」「印刷・同関連業」「電気機械器具製造業」の順に多く、これら上位5業種で全体の半数強を占めている。

(図表 18 事業所数の業種別構成比)



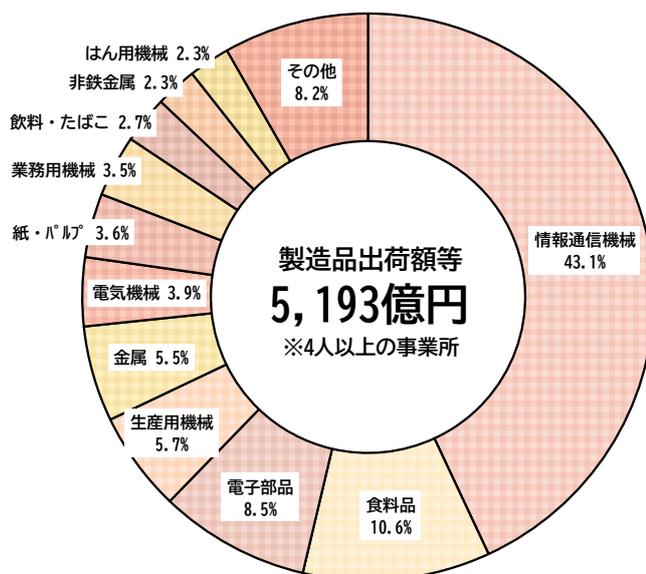
(出典) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

(3) 業種別の製造品出荷額等・粗付加価値額

製造品出荷額等を業種別にみると、「情報通信機械器具製造業」が突出して多く、43.1%を占めている。次いで「食料品製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「生産用機械器具製造業」、「金属製品製造業」が続き、これら上位5業種で全体の約73%を占めている。

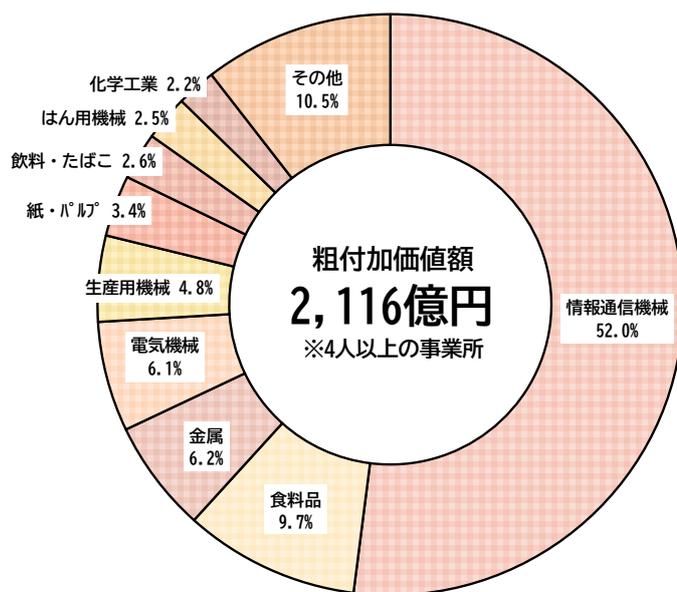
粗付加価値額を業種別に見ると、「情報通信機械器具製造業」が突出して多く、52.0%と半数を超えている。次いで「食料品製造業」、「金属製品製造業」、「電気機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」が続き、これら上位5業種で全体の8割弱を占めている。

(図表 19 製造品出荷額等の業種別構成比)



(出典) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

(図表 20 粗付加価値額の業種別構成比)

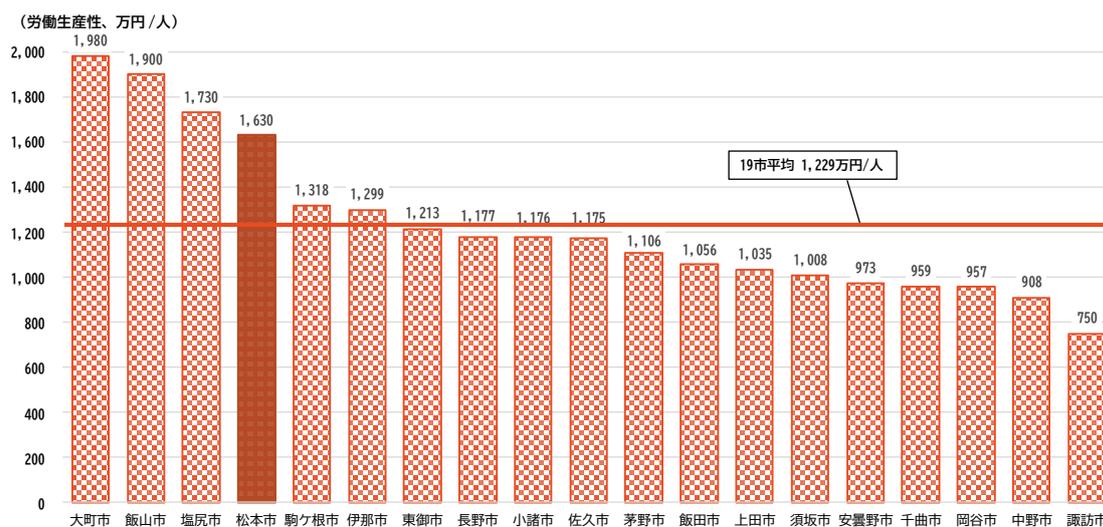


(出典) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

(4) 労働生産性の状況

県内19市における労働生産性を比較すると、松本市は4位と高順位(1,630万円/人)である。しかし、これは情報通信機械器具製造業が突出して高いことが要因であり、製造業全体では労働生産性の底上げが課題となっている。

(図表 21 労働生産性 (県内19市における順位))



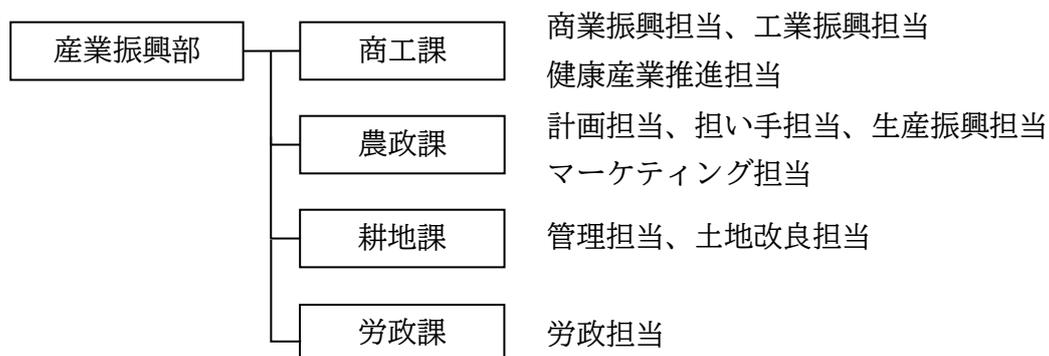
※4人以上の事業所を集計。粗付加価値額を従業者数で除して算出

(出典) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

第4 産業振興事業の概要

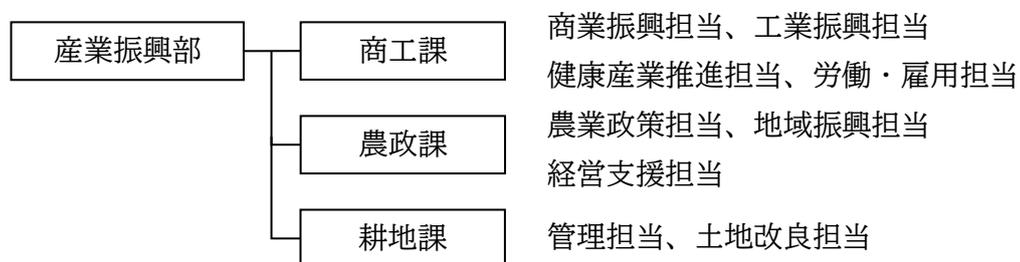
I 産業振興部の組織体制について

市の産業振興事業は、産業振興部が中心となって実施している。産業振興部の組織図は、下記のとおりである。



また、産業振興部とは別に、農地振興を担当する農業委員会事務局も組織されている。

なお、令和7年度の組織改編に伴い、従来労政課が担当していた業務は商工課にて実施することとなった。令和7年度現在の組織図は、下記のとおりである。



II 産業振興部及び農業委員会事務局の予算及び決算

1 当初予算

過去3年間（令和4年度～令和6年度）における産業振興部及び農業委員会事務局の当初予算は、下記のとおりである。

(1) 一般会計（歳出）

（単位：千円）

部署名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
商工課	6,821,280	7,558,410	5,586,040
農政課	508,080	642,310	585,900
耕地課	808,740	623,910	488,560
労政課	74,970	78,300	70,380
農業委員会事務局	38,510	37,400	38,250
合計	8,251,580	8,940,330	6,769,130

(2) 特別会計（歳入のうち使用料収入）

（単位：千円）

部署名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市街地駐車場事業	254,120	260,980	263,000
公設地方卸売市場	380,300	379,040	389,360
合計	634,420	640,020	652,360

(3) 特別会計（歳出）

（単位：千円）

部署名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市街地駐車場事業	254,120	261,480	263,500
公設地方卸売市場	679,850	705,720	487,290
合計	933,970	967,200	750,790

2 補正後予算

過去3年間（令和4年度～令和6年度）における産業振興部及び農業委員会事務局の補正後歳出予算は、下記のとおりである。

(1) 一般会計（歳出）

（単位：千円）

部署名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
商工課	7,762,356	7,530,390	5,634,420
農政課	1,341,096	715,460	1,290,150
耕地課	1,017,320	720,830	533,130
労政課	80,760	78,550	72,840
農業委員会事務局	40,650	38,630	38,300
合計	10,242,182	9,083,860	7,568,840

(2) 特別会計（歳入のうち使用料収入）

（単位：千円）

部署名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市街地駐車場事業	272,760	294,200	291,230
公設地方卸売市場	420,220	391,740	394,790
合計	692,980	685,940	686,020

(3) 特別会計（歳出）

（単位：千円）

部署名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市街地駐車場事業	272,770	294,710	234,480
公設地方卸売市場	721,620	711,930	503,880
合計	994,390	1,006,640	738,360

3 決算

過去3年間（令和4年度～令和6年度）における産業振興部各課の決算は、下記のとおりである。

(1) 一般会計（歳出）

（単位：千円）

部署名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
商工課	7,241,216	6,983,107	5,567,147
農政課	1,197,929	659,159	666,608
耕地課	815,150	681,127	500,007
労政課	75,776	74,820	68,854
農業委員会事務局	39,072	38,205	37,490
合計	9,369,143	8,436,418	6,840,106

(2) 特別会計（歳入のうち使用料収入）

（単位：千円）

部署名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市街地駐車場事業	212,560	222,004	227,604
公設地方卸売市場	383,888	369,968	382,287
合計	596,448	591,972	609,891

(3) 特別会計（歳出）

（単位：千円）

部署名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市街地駐車場事業	245,774	244,598	233,612
公設地方卸売市場	680,558	686,643	488,581
合計	926,332	931,241	722,193

Ⅲ 産業振興部の実施する事業

産業振興部及び農業委員会事務局が実施している事業は下記のとおりである。

1 商工課

- (1) 商業振興事業に関する事務
 - 創業者への支援に関すること
 - 創業後5年未満の事業者への支援に関すること
 - 販路開拓・生産性向上に取り組む小規模事業者への支援に関すること
 - 既存店・商店街への支援に関すること
- (2) 中心市街地活性化に関する事務
 - 中心市街地活性化施策の推進に関すること
 - 市街地駐車場の運営に関すること
- (3) 中小企業金融対策事業に関する事務
- (4) 工業振興事業に関する事務
 - (一財) 松本ものづくり産業支援センターに関すること
 - 重点産業の推進に関すること
 - ICT活用地域産業推進事業に関すること
 - 産学官連携事業に関すること
 - 中小企業支援事業に関すること
 - 工業団地に関すること
- (5) 地場産業振興に関する事務
- (6) 計量器の定期検査及び立ち入り検査等に関する事務
- (7) 健康産業推進事業に関する事務
 - (一財) 松本ヘルス・ラボ運営支援に関すること
 - ヘルスケアサービス等実用化支援に関すること

2 農政課

- (1) 農業政策に関する事務
 - 松本農業振興地域整備計画に関すること
 - 農業制度資金に関すること
 - 松本市農畜産物販売促進事業に関すること
 - 農業者の育成及び新規就農関係補助事業に関すること
 - 子ども・若者農業体験支援事業に関すること
 - 公設地方卸売市場に関すること

アグリサポート・デイリーサポート事業に関すること
市民農園に関すること

(2) 地域振興に関する事務

人・農地プランに関すること
農地流動化の促進に関すること
遊休荒廃農地対策、中山間地域等直接支払事業に関すること
農業関係団体事務に関すること
農業・農村振興施設の管理に関すること

(3) 経営支援に関する事務

野菜・花き・果樹・畜産・水産等の経営指導及び生産振興関係補助事業に関すること
鳥獣被害防止対策に関すること
米の生産調整に関すること
経営所得安定対策直接支払推進事業に関すること
農作物等の災害対策に関すること
認定農業者に関すること

3 耕地課

(1) 土地改良に関する事務

土地改良事業団体の指導及び育成に関すること
土地改良事業の計画及び推進に関すること
土地改良事業の設計施工に関すること

(2) 多面的機能支払交付金事業に関する事務

(3) 農業施設の維持管理に関する事務

4 労政課

(1) 松本市勤労者福祉センター及び松本市勤労会館の管理運営に関する事務

(2) 労働教育・労働相談事業に関する事務

中信地区労働フォーラム等の開催に関すること
職業・労働相談等の運営に関すること

(3) 勤労者福祉事業に関する事務

松本地区労働者福祉協議会の支援に関すること
勤労者資金融資、退職金共済制度への助成に関すること
(一財) 松本市勤労者共済会の支援に関すること

- 健康経営の普及促進に関すること
- (4) 雇用対策事業に関する事務
 - 新社会人激励の集いの開催に関すること
 - 松本地区雇用福祉協議会等諸団体の支援に関すること
 - 雇用・生活対策に関すること
- (5) ものづくり人材育成事業に関する事務
- (6) 労働法制セミナー事業に関する事務
- (7) 労働団体との連携に関する事務

5 農業委員会事務局

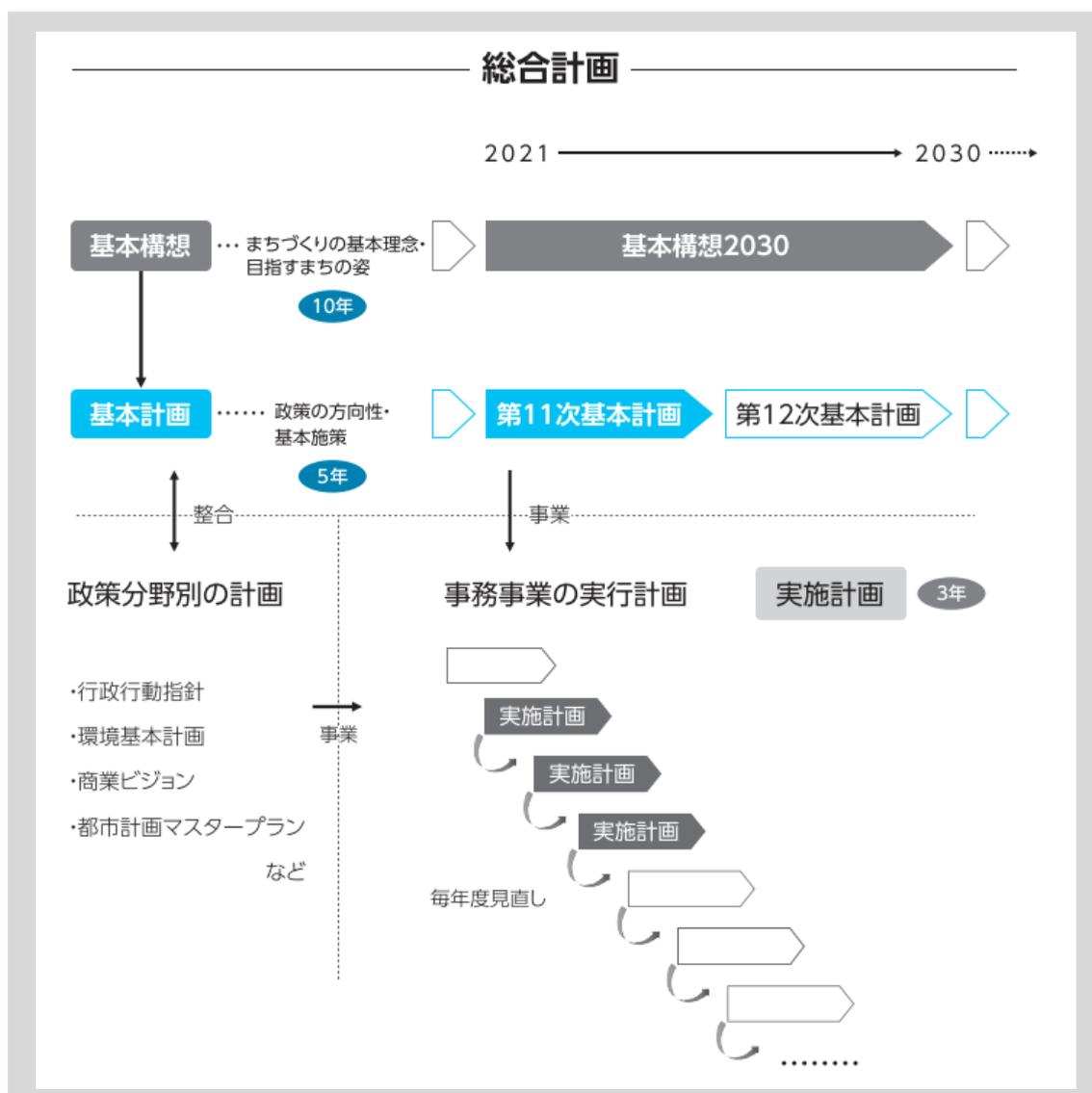
- (1) 農地に関する事務
 - 農地法その他の法令により、その権限に属させた農地等の利用関係の調整に関すること
 - 農地等の利用の最適化の推進に関すること
 - 農地相談、紛争及び仲介調停に関すること
 - 農地台帳の整備に関すること
 - 法人化その他農業経営の合理化に関すること
- (2) 農業一般に関する調査及び情報の提供に関する事務
- (3) 農業者年金に関する事務
- (4) 農業委員会及び専門委員会の開催に関する事務

IV 松本市における産業振興に関する計画について

1 松本市総合計画（基本構想 2030・第 11 次基本計画）における産業振興に関する施策

松本市総合計画は、今後 10 年間のまちづくりの指針となる「基本構想」、基本構想に掲げる基本理念や目指すまちの姿を実現するために具体的な政策の方向性や基本施策を 5 年ごとに体系的に示す「基本計画」と、概ね 3 年ごとに具体的な事務事業の実行計画を示す「実施計画」から構成されている。なお、「実施計画」はローリング方式により毎年度見直しを行いながら策定する。相互の関係性は下記のとおりである。

(図表 22 総合計画における各構成要素の関係)



(出典) 松本市「松本市総合計画（基本構想 2030・第 11 次基本計画）」

市では、「第11次基本計画（2021年度～2025年度）」の中で、重点戦略として「ゼロカーボン」と「DX・デジタル化」を掲げるとともに、街づくりの具体的な各論である「基本施策」として下記の7分野にまとめている。

- 分野1 こども・若者・教育
- 分野2 健康・医療・福祉
- 分野3 住民自治・共生
- 分野4 環境・エネルギー
- 分野5 都市基盤・危機管理
- 分野6 経済・産業
- 分野7 文化・観光

このうち、「分野6 経済・産業」の基本施策は下記のとおりである。

基本施策6-1 新商都松本の創造

商業地としての魅力を高め、個店の経営力強化と創出を図ることにより、新しい時代の商都松本を目指します。

基本施策6-2 ものづくり産業の活性化

ものづくり産業の持続的発展の実現に向け、松本市の特性を活かした新たな活力の創造により、高い競争優位性を持った地域を目指します。

基本施策6-3 雇用対策と働き方改革の推進

地域の実情に即した雇用対策に取り組むとともに、働き方改革を推進し、安心して働ける環境の実現を目指します。

基本施策6-4 持続可能な農業経営基盤の確立

先端技術を活用したスマート農業の推進や農地の集約化により、安定的かつ効率的な農業経営を推進し、持続可能な農業を目指します。

基本施策6-5 異業種連携による食産業の振興

異業種連携や農商工連携による農畜産物の販売力強化やブランディングを推進し、食関連産業の活性化を目指します。

基本施策6-6 地域特性を活かした新産業の創出

市民と産学官の共創によるヘルスケア分野や、クリエイティブ分野等の新たな産業を創出し、地域経済の好循環を目指します。

2 第2期松本市農林業振興計画

市では、令和4年に、「松本市総合計画」の下、農林業に関連する基本施策を具体的に推進する計画として「第2期松本市農林業振興計画」を策定している。本計画は令和4年度から令和13年度までの10年計画となっており、中間年度に当たる令和9年度に

見直しを行う予定となっている。本計画の概要は下記のとおりである。

【基本理念】

- ア 農林業は、本市の基幹産業として、農地、森林その他の農林業資源及び農林業の担い手が確保され、安全かつ安心な農林産物が供給されるよう、その持続的発展が図られなければならない。
- イ 農地や森林は、多面的機能が発揮され、安定的に農林産物が供給されるよう、その長期的な保全及び自然環境と調和した利活用が図られなければならない。
- ウ 農山村は、農林業者を含めた市民の生活の場であり、生産環境や生活環境の向上により、農林業の持続的な発展を目指した営みの基盤たる役割を果たせるよう、その維持・保全が図られなければならない。

【基本方針】

- ア 農業の生産振興及び高付加価値化を図ること。
- イ 担い手及び組織・人材の育成を図ること。
- ウ 農業生産基盤の整備を図ること。
- エ 農地の保全及び集積・集約を図ること。
- オ 地産地消、消費拡大及び食育の推進を図ること。
- カ 農山村資源の活用を図ること。
- キ 鳥獣の生息管理を図ること。
- ク 林業の振興及び森林整備を図ること。

【基本目標（目指す姿）】

- 1 基幹産業としての持続的発展
- 2 多面的機能の維持・発展による農山村の振興
- 3 豊かな森林資源の継承と活用

【基本施策】

- 1 農業
 - (1) 多様な担い手の確保と組織・人材の育成
 - (2) 農畜産物の生産振興
 - (3) 農地利用の最適化と農地の保全
 - (4) 農業生産基盤の整備
 - (5) 農畜産物の販売力の強化と地産地消・食育の推進
 - (6) 農村資源の活用

2 林業

- (1) 森林の適正な整備と森林再生の推進
- (2) 持続可能な森林資源の活用
- (3) 担い手及び組織・人材の育成
- (4) 鳥獣の生息管理

3 松本市商業ビジョン

市及び松本商工会議所は、令和元年に、商業・サービス業が置かれた現状を整理し、今後の10年間の方向性を明らかにし、実現性の高い商業振興施策を推進するための指針として、「松本市商業ビジョン」を策定した。本ビジョンは令和6年に中間年を迎えたことから、前期5年間の成果や商業を取り巻く現状、社会情勢の変化等を踏まえ、後期5年間に向けた「中間見直し版 松本市商業ビジョン」が令和6年2月に公表された。本ビジョンは、「松本市総合計画（第11次基本計画）」を上位計画とした、市の商業振興に関する分野別のビジョンとして位置づけられている。本ビジョンの概要は下記のとおりである。

【目指す商業地の姿】

挑戦する商業者が創る、地域に愛される商業地

【基本方針】

- (1) 挑戦する商業者を支援します
- (2) 地域に愛される個店づくりと魅力的な商業エリア形成を支援します
- (3) 多様な主体が連携し、商業地の将来像を描く仕組みづくりに取り組みます

【施策体系】

基本目標1 商業を支える個店の経営力強化と創出

施策1 新たな挑戦をする商業者の経営力強化

推進事業1 商業者に対する学びの機会の提供及び事業計画の作成支援

推進事業2 時代の変化に対応する商業者への支援（DX・デジタル化支援）

施策2 創業・移住・事業承継の三位一体での支援（魅力的な個店の維持・創出）

推進事業1 創業サポート窓口・セミナー及びスクールによる創業支援機能の拡充

推進事業2 創業者に対する伴奏型支援の実施

推進事業3 事業承継に関する情報収集と共有

推進事業4 創業・移住・事業承継をマッチングさせる支援体制の構築

施策3 商業者が抱える課題に対する解決機能の強化

推進事業1 商工会議所を中心とした支援体制の拡大（松本地域事業者支援ネットワークの再構築）

推進事業2 地元事業者支援に係る情報、ネットワーク等の蓄積及び構築

基本目標2 魅力的な個店が集積する商業地の形成

施策1 地域色あふれる商業エリアへのシンカ

推進事業1 think local, buy local 運動を通じた個店・商業地の魅力発信

推進事業2 インバウンド対策を見据えた高付加価値の提供支援

推進事業3 環境に配慮した商業エリアの形成（ゼロカーボンの推進）

施策2 地域内の経済循環を生み出すイベントの開催

推進事業1 来街機会の創出や経済効果を生み出すイベントの実施・イベント間の連携

施策3 N E X T商店街の実現

推進事業1 多様な関係主体とリーダーによるエリアマネジメントの推進

推進事業2 空き店舗オーナーに効果的な空き店舗対策の展開

基本目標3 中心市街地の商業地としての魅力を高めるまちづくり

施策1 回遊しながら買物を楽しめる中心市街地の形成

推進事業1 アプリなどを活用した商業空間を回遊する楽しみの創出

推進事業2 滞留・休憩できる環境づくり

施策2 未来を見据えた人材の創出

推進事業1 商店街と中心市街地の未来を考える場の提供（まちなか未来 Talk）

推進事業2 新たな商業の担い手の確保及び育成

施策3 多様な移動手段による来街及び回遊環境の充実

推進事業1 中心市街地までの来街環境の充実

推進事業2 中心市街地における移動手段の充実

施策4 データの収集及び活用

推進事業1 I C Tを活用したマーケティングの推進

推進事業2 I C Tを活用した中心市街地の商業環境の把握

4 松本市工業ビジョン

市及び松本商工会議所は、平成30年に、松本市ものづくり産業の持続的な発展の実現に向けて、市内ものづくり企業、関係機関及び行政それぞれが主体的に取り組んでいくための指針として「松本市工業ビジョン」を策定した。本ビジョンは令和5年に中間年を迎えたことから、前期5年間の成果やものづくり産業の現状、社会情勢の変化等を踏まえ、後期5年間に向けた「中間見直し版 松本市工業ビジョン」が令和5年2月に公表された。本ビジョンは、「松本市総合計画（第11次基本計画）」を上位計画とした、

市の工業振興に関する分野別のビジョンとして位置づけられている。本ビジョンの概要は下記のとおりである。

【目指すべき方向性】

松本市の特性を生かした新たな活力の創造により高い競争優位性を持った地域

【目指すべき方向性の実現に向けた施策の体系】

基本戦略1 松本市ものづくり産業の基盤強化と成長促進

基本方針1 経営基盤の強化

- 推進事項1 企業の実情に応じた課題の解決
- 推進事項2 各種支援制度の積極的活用
- 推進事項3 多様な資金調達方法の活用

基本方針2 経営資源の脱炭素化

- 推進事項1 脱炭素化へのきっかけづくり
- 推進事項2 「見える化」の促進
- 推進事項3 目標設定・計画策定と削減に向けた取組みの促進

基本方針3 産学官連携・産産連携による技術の高付加価値化、新技術・新製品の開発

- 推進事項1 産学官連携の促進
- 推進事項2 企業間のコミュニケーション促進
- 推進事項3 ニーズ・シーズのマッチング

基本方針4 国内市場の掘起こしと海外市場への展開促進

- 推進事項1 企業の情報発信力の強化
- 推進事項2 国内市場における受注機会の拡大
- 推進事項3 海外展開の推進による新たな市場の開拓

基本戦略2 松本市の特性を生かした新たな活力の創出

基本方針1 新成長産業分野の創出

- 推進事項1 健康・医療分野
- 推進事項2 農商工連携による、食料品製造分野の重点的推進
- 推進事項3 産業用ロボット等の高度な産業用機械分野の推進
- 推進事項4 脱炭素産業・サービスの推進

基本方針2 松本市の特性を生かした企業誘致の推進

- 推進事項1 企業誘致の推進
- 推進事項2 新たな工業団地の整備

基本戦略3 松本市ものづくり産業の未来を担う人材の確保

基本方針1 専門的人材の確保

- 推進事項1 企業ニーズに応じた内部人材の成長支援
- 推進事項2 事業承継支援の推進
- 推進事項3 外部専門人材の確保
- 基本方針2 人材不足の克服
 - 推進事項1 女性人材に対する活躍の場の積極的な提供
 - 推進事項2 シニア人材やU I J ターン人材など多様な人材に対する活躍の場の提供
 - 推進事項3 学生と企業のマッチング支援
 - 推進事項4 次代を担うものづくり人材の成長支援
- 基本方針3 ダイバーシティ（多様性）の推進に向けた就労環境の整備
 - 推進事項1 ジェンダー平等の推進・女性人材の成長支援、登用
 - 推進事項2 働き方改革の推進による働きやすい就労環境の整備
 - 推進事項3 健康経営の推進
- 基本戦略4 DX・デジタル化の推進による競争力の強化
 - 基本方針1 DX・デジタル化の推進による収益性向上・変革の促進
 - 推進事項1 DX・デジタル化に向けた情報提供・啓発
 - 推進事項2 DX・デジタル化の取組促進
 - 推進事項3 地域の推進体制との連携
 - 基本方針2 DX・デジタル化の推進に向けた人材の確保
 - 推進事項1 リテラシーの習得及びDX・デジタル化を担う人材の確保
 - 推進事項2 ICT教育の充実による未来のものづくりを担う人材の成長支援
 - 基本方針3 ICTを活用した新たな働き方・雇用の創出
 - 推進事項1 女性・若者の成長支援によるテレワーカーや若手起業家の増大
 - 推進事項2 サザンガクへの首都圏等の事業者の誘致及び集積
 - 推進事項3 イベント開催等による起業・創業希望者に対する支援

第5 包括外部監査の結果

I 規程等の適切な運用について

この節では、規程等に則った運用が十分になされておらず、改善が求められる項目について記載している。

1 農村女性活動推進事業について

事業名	農村女性活動推進事業
事業の概要	農村女性が生き生きと農業に取り組み、農業農村の活性化を図るとともに、心豊かな地域づくりを目指した活動を推進するため、まつもと農村女性協議会に業務を委託し、事業を実施している。 ① 女性活躍に関するアクションプランの推進施設の維持、管理 委託先：まつもと農村女性協議会（10 団体 会員数約 200 人） 事業内容：「女性活躍に関するアクションプラン（令和5年策定）」に基づく事業を推進するため、女性農業者を育成し、松本産農産物を使った料理教室、農業者講座等を行っている。 ② 家族経営協定の推進 女性や後継者がその意欲と能力を十分に発揮できる環境づくりを進めるとともに、農業経営に携わる各世帯員が意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、家族での話し合いに基づく家族経営協定の締結を推進している。
予算額	1,330 千円
決算額	1,330 千円

令和6年度に係る農村女性活動推進事業業務委託（契約先：まつもと農村女性協議会、契約金額：1,330,000 円）の業務委託料の支出について監査を実施したが、地方自治法、松本市財務規則及び契約書約款等に基づいた事務執行が一部行われていない。具体的には、以下の4項目が検出された。

- (1) 受注者から見積書を徴しない理由が不明
- (2) 随意契約理由書の未添付
- (3) 受注者から完了届の受領漏れ及び検査調書の未作成
- (4) 前金払する根拠と理由が不明確

(1) 受注者から見積書を徴しない理由が不明について

松本市財務規則第119条の3(随意契約の見積書の徴取)第1項において、「部課長等又は契約管財課長は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、1人の者から

見積書を徴することができる。」と定められており、続く第2項では「部課長等又は契約管財課長は、前項の規定にかかわらず、その性質上見積書を徴することが適当でないとするとき、又は前項第3号の場合においてその価格が3万円未満のものであるときは、当該見積書を徴しないことができる。」とされている。つまり、見積書の徴取を省略することは、見積書の徴取を原則とするものの例外として、第2項に該当する場合に限って行うことができるものである。一方、本業務委託契約については、支出負担行為決定書等の中で「その性質上見積書を徴することが適当でないとする」理由が明記されていないにもかかわらず、見積書を徴していなかった。

(2) 随意契約理由書の未添付について

本業務委託契約においては、入札参加資格を有していない者、いわゆる未登録業者と契約を締結している。職員向けマニュアルである「契約関係の事務処理について」によれば、「未登録業者を業者選定できる要件は、特殊の技術を要する業務又は特別の理由があるとき等です。やむを得ず未登録業者を選定する場合には、その金額にかかわらず、必ず随意契約理由書を添付してください。」とあるが、本業務委託契約に係る支出負担行為決定書等に、「やむを得ず未登録業者を選定する」理由が明記された随意契約理由書が添付されていなかった。

(3) 受注者から完了届の受領漏れ及び検査調書の未作成について

業務委託契約書約款第28条第1項によれば、受注者は、「業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対し業務完了の届を提出しなければならない。」と明記され、業務委託仕様書において完了報告書提出期限は令和7年3月31日とされている。加えて、同条第2項では「発注者又は検査職員は、前項の規定による届出を受けたときは、届出を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。」と定められている。

また、松本市財務規則の第131条（給付の検査）には、「部課長等は、次の各号のいずれかに掲げる理由が生じたときは、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。」と定められており、「いずれかに掲げる理由」の例示として第1号で「契約者が給付を完了したとき。」と定めている。

さらに、第133条（検査調書の作成）において「検査職員は、第131条に規定する検査の結果、給付の完了が確認されたときは、検査調書(様式第109号又は様式第110号)を作成しなければならない。ただし、契約金額が100万円未満のものに

については、関係帳票類にその旨の記録することによって、これを省略することができる。」と定められている。

本契約は契約金額が133万円であることから、財務規則に基づき給付の完了による検査結果を記載した検査調書の作成が必要であるが、受注者から提出されるべき完了届及び給付の完了確認後に作成されるべき検査調書が確認できなかった。

(4) 前金払する理由が不明確について

地方自治法施行令第163条（前金払）及び松本市財務規則第74条（前金払のできる経費）において、前金払できる経費が定められている。加えて、前金払に対して一定の制限を設ける形で同規則第75条（前金払の制限）第1項において「部課長等は、前金払をすることにより経済的に有利になると認める場合、官公署に対して支払をする場合若しくは前金で支払う金額の特約がある場合又は特別の事情があるものにつき市長が特に認めた場合を除き、契約金額の10分の3に相当する金額（その額が1億円を超えるときは、1億円とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。）を超えて前金払をすることはできない。」としている。つまり、前金払であっても原則として契約金額の10分の3を超えて前金払をすることはできず、例外として当該条項の中に限定列挙されている事由を満たした場合のみ契約金額の10分の3を超えて前金払を行うことができる。しかし、本件においては契約締結後に全額を一括にて前金払しているが、支出負担行為決定書等には「特別の事情があるものにつき市長が特に認めた」理由が明記されていなかった。

指摘1-1 農村女性活動推進事業に係る事務の執行について（農政課・契約管財課）

(1)見積書を徴しない理由が不明及び(2)随意契約理由書の未添付について、説明責任や透明性の確保といった観点から「その性質上見積書を徴することが適当でないと認める」理由及び根拠条項（例えば、「松本市財務規則第119条の3第2項」など）を支出負担行為決定書等に明記するとともに、一者随意契約（特命随意契約）とする理由や、やむを得ず未登録業者を選定する理由等の必要事項を明記した随意契約理由書が添付されるよう改善を求める。

(3)完了届の受領漏れ及び検査調書の未作成について、業務完了後速やかに受注者に対し完了報告書の提出を求め、給付の検査が完了したときに検査調書が作成されるよう改善を求める。

(4)前金払する理由が不明について、前払が必要となる理由、契約金額の10分の3に相当する金額を超えて前金払をする場合は、説明責任や透明性の確保といった観点から「特別な事情があり市長が特に認めた」理由及び根拠条項を支出負担行

為決定書等に明記するよう改善を求める。

なお、前金払については、「松本マラソンにおける不正な会計処理検証委員会」から令和7年8月5日付で発行された検証結果報告書の中で、松本マラソン実行委員会が赤字を補填するための不正な会計処理の手法として、前金払を用いていた旨が報告されている。契約管財課など高額の契約締結に慣れている所課では厳格に処理していたとしても、実務が不慣れな所課では安易に前金払を実施してしまうリスクは高い。農政課に限らず全庁的に、前金払に対する意識と関係法令等の理解を深めるとともに、前金払を実施している契約については、その必要性について見直しを含めた十分な検討を実施されたい。

2 農村広場管理事業について

事業名	農村広場管理事業
概要	市内には、農村地域における農業者等のコミュニティ及び地域農業の振興を目的に27の農村広場、農村公園が設置されている。このうち農村広場1施設と農村公園3施設は農政課の所管となっている。その他の施設は耕地課の所管である。農政課では、対象施設の維持管理及び運営を行うとともに、経年劣化した設備については必要に応じて計画的に改修を行っている。なお、施設の管理は複数の組織に業務委託している。
予算額	11,550千円
決算額	11,109千円

令和6年度松本市田溝池農村公園管理業務委託（契約先：岡田地区景観づくり実行委員会、契約金額：520,000円）に係る業務委託料の支出について監査を実施したところ、地方自治法、松本市財務規則及び契約書約款等に基づいた事務執行が一部行われていなかった。具体的には、以下の4項目が検出された。

- (1) 一者随意契約（特命随意契約）とする理由が不明確
- (2) 契約書内に記載の業務委託名称の記載誤り
- (3) 検査調書等の未作成
- (4) 前金払する根拠と理由が不明確

(1) 一者随意契約（特命随意契約）とする理由が不明確について

市の随意契約ガイドラインでは、一者随意契約とする場合は、透明性を高めるために、どのような調査を行った結果、どのような理由で、その者しかないと判断したのかの理由を合理的かつ具体的に明らかにし、選定理由が公表及び公開の対象となることに注意し、一者しかいない状況を具体的に説明できるかどうか確認するよう求めている。また、判断する上でのポイントとして「契約時点において、契約目

的を達成するための履行条件を満たす者が特定されているか。」「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」「当該業務に精通していること」等をもって当該契約者を限定していないか。」などを具体的に示している。なお、一者から見積書を徴することを容認する根拠条文は、松本市財務規則第 119 条の 3（随意契約の見積書の徴取）第 1 項各号にて列挙されている。

本業務委託契約において、随意契約理由書に記載された契約の相手方の選定理由として「本業務に精通・熟知しており、また同業務において多くの実績を有している」と記載しているが、一者随意契約とする合理的かつ具体的な理由が確認できなかった。

(2) 契約書内に記載の業務委託名称の記載誤りについて

松本市田溝池農村公園管理業務委託契約書、第 3 条（委託業務実施基準）の条文内に「松本市芥子坊主農村公園管理業務委託仕様書」と記載されており、本業務委託の名称とは異なっていた。

(3) 検査調書等の未作成について

業務委託契約書約款第 28 条第 2 項で「発注者又は検査職員は、前項の規定による届出を受けたときは、届出を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。」とあり、松本市財務規則第 131 条（給付の検査）にて、「部課長等は、次の各号のいずれかに掲げる理由が生じたときは、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。」と同 1 号で「契約者が給付を完了したとき。」と定めている。

さらに、第 133 条（検査調書の作成）において「検査職員は、第 131 条に規定する検査の結果、給付の完了が確認されたときは、検査調書(様式第 109 号又は様式第 110 号)を作成しなければならない。ただし、契約金額が 100 万円未満のものについては、関係帳票類にその旨の記録することによって、これを省略することができる。」としている。本件の契約金額は 520,000 円であり、100 万円未満のものであるため、検査調書の作成または検査結果の関係帳票類への記録が必要であるが、これらのいずれも添付されていなかった。

(4) 前金払する根拠と理由が不明確について

地方自治法施行令第 163 条（前金払）及び普通地方公共団体の規則で定めるもの

として松本市財務規則第 74 条（前金払のできる経費）にて前金払できる経費を定めている一方、前金払に対して一定の制限を設ける形で同規則第 75 条（前金払の制限）第 1 項において「部課長等は、前金払をすることにより経済的に有利になると認める場合、官公署に対して支払をする場合若しくは前金で支払う金額の特約がある場合又は特別の事情があるものにつき市長が特に認めた場合を除き、契約金額の 10 分の 3 に相当する金額（その額が 1 億円を超えるときは、1 億円とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。）を超えて前金払をすることはできない。」としている。本件においては契約締結時及び 9 月末の 2 回に分けて 2 分の 1 ずつ前金払しているが、支出負担行為決定書等に「特別の事情があるものにつき市長が特に認めた」理由が明記されていなかった。

指摘 1 - 2 農村広場管理事業に係る事務の執行について（農政課）

（1）一者随意契約（特命随意契約）とする理由が不明確については、契約の目的・性質・履行能力のある契約相手の状況に照らして個別・合理的に判断することが求められることから、単に「実績がある」「精通している」「早急に対応できる」などという理由は明らかにその具体性が乏しく、一者随意契約（特命随意契約）とする合理的理由としては不十分である。改めて契約内容の実態を整理したうえで、随意契約ガイドラインを踏まえた一者随意契約（特命随意契約）理由の見直しを実施し、説明責任や透明性の確保といった観点から一者随意契約（特命随意契約）とする合理的かつ具体的理由及び根拠条項（「地方自治法施行令第 167 条の 2 各号」「松本市財務規則第 119 条の 3 第 1 項第 1 号」など）が随意契約理由書に明記されるよう改善を求める。

また、随意契約は競争入札を原則とする契約の特例であり、随意契約を適用した場合も見積合わせが原則である。一者から見積書を徴取することとする根拠規則は松本市財務規則第 119 条の 3 第 1 項の各号によるところであることを再度確認され、随意契約の根拠法令の適用については、厳格に判断し、正確な根拠法令の適用を図るとともに、決裁過程においても、合理的かつ具体的理由の十分な確認と内容の精査に努められたい。

（2）契約書内に記載の業務委託名称の記載誤りについて、確認が不十分による記載誤りである。単純な記載誤りであることから、担当者、回付者及び専決者による確認行為が徹底されるよう強く要望する。

（3）検査調書等の未作成について、本契約は契約金額が 52 万円であることから関係帳票類にその旨の記録することによって検査調書を省略することが可能だが、その場合には、完了届を入手し、検査した旨を記録することが必要である。前金払を行った場合でも、規程に基づき検査調書の作成又は完了届の入手を徹底され

たい。

(4) 前金払する根拠と理由が不明確について、前払が必要となる理由、加えて契約金額の10分の3に相当する金額を超えて前金払をする場合は、説明責任や透明性の確保といった観点から「特別な事情があり市長が特に認めた」理由及び根拠条項を、支出負担行為決定書等に明記するよう改善を求める。

3 担い手確保・経営強化支援事業について

事業名	担い手確保・経営強化支援事業
事業の概要	「融資を活用するなどして経営発展に必要な農業用機械・施設等の導入などを行う助成対象者に対して、市町村が助成する事業」に要する経費を国が都道府県を通じて補助するもの。 補助金の額及びその用途は下記のとおりである。 補助率：1/2 上限額：法人3,000万円、法人以外1,500万円 用途：①農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械などの改良又は取得 ②農地などの改良又は造成 取組主体の進捗によって、市・国ともに交付時期は流動的となる。
予算額	24,500千円（令和5年度。翌年度に繰り越して実施）
決算額	20,536千円

担い手確保・経営強化支援事業助成金の変更交付決定及び確定に係る起案について、金額が1件2,000万円を超える支出負担行為についての事柄であるため松本市事務専決代決規程によれば副市長専決によるところである。

財務会計システムにて起票される変更支出負担行為決定書の決裁は副市長により行われているが、これに重複する形で同様の起案が作成され部長専決及び課長専決にて決裁行為が行われている。本重複起案は公印使用承認を兼ねており、部長専決及び課長専決をもって変更交付決定通知及び確定通知書が発行されている。

松本市事務専決代決規程第3条及び第4条によると1件2,000万円を超える支出負担行為についての事柄は副市長専決により支出負担行為が決定されるものである。

また、松本市財務規則第59条によると負担金補助及び交付金においては同規則別表第4中の2、交付しようとする額について同1により交付決定のときに支出負担行為の決定をするとされている。

さらに、同条及び第61条において支出負担行為の決定を行う場合については、

規則に定める支出負担行為決定書等により決定するものとされている。

したがって交付決定通知及び交付確定通知の作成に係る行為は支出負担行為の範疇に含まれるものであり、1件2,000万円を超える本補助金の変更交付決定通知及び交付確定通知の作成に係る起案においては変更支出負担行為決定書により副市長専決とすべきところ、別途変更支出負担行為決定書等でない起案を作成し、部長専決及び課長専決のみで変更交付決定通知書及び交付確定通知書を作成し通知していた。

指摘1-3 担い手確保・経営強化支援事業助成金の交付に係る決裁区分について (農政課・契約管財課)

財務会計システム上の支出負担行為の決定に係る起案と交付決定通知の作成に係る起案をそれぞれ分けて作成し決裁行為を行っているが、これを財務会計システム上の支出負担行為の決定に係る起案に一本化し、支出負担行為についての決裁区分に従い決裁行為がなされるべきである。

決裁権限に関するガバナンスについては、令和6年度の包括外部監査においても同様の指摘をしており、農政課に限らず全庁的に、松本市事務専決代決規程を遵守した事務執行がなされるよう事務改善に取り組むことが急務であるとする。

行政事務全般において、本来決裁すべき者による決裁行為を怠ることがないよう、意思決定に係る専決区分が松本市事務専決代決規程のどの条項に該当するのか再度点検されたい。議会の議決までは不要な案件だとしても、副市長以下に専決の定めがない限り市長決裁である。この点専決できる者が意思決定をしているか、前例踏襲で専決者を選択していないかなど、専決区分について改めて確認するべきである。

4 獣害防護柵設置事業について

事業名	獣害防護柵設置事業
事業の概要	野生鳥獣による農作物への食害を防止するため、国庫補助を活用して、地域との協働方式により、市が材料を支給し、地元住民が防護柵を設置する事業。 降雪、松枯れ、台風の強風等により倒木が発生した地区では、防護柵の破損が確認されたため、倒木の撤去委託を行うとともに、必要な資材を提供して補修を行っている。 (1) 設置事業 ① 実施期間 平成21年度～平成28年度 ② 事業地区 中山、入山辺、里山辺、内田、本郷、四賀、梓川、

	<p>安曇、奈川他</p> <p>③ 実績 資材費（国費）、その他工事費等は市が負担し、平成 28 年度までに全体計画 185.6km のうち 175.6km（94.6%）を設置。</p> <p>(2) 撤去委託事業実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 4 年度</th> <th>R 5 年度</th> <th>R 6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>31</td> <td>38</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>事業費（千円）</td> <td>1,018</td> <td>1,355</td> <td>2,206</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 補修事業実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 4 年度</th> <th>R 5 年度</th> <th>R 6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>31</td> <td>38</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>事業費（千円）</td> <td>950</td> <td>3,440</td> <td>2,069</td> </tr> </tbody> </table>		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	件数	31	38	50	事業費（千円）	1,018	1,355	2,206		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	件数	31	38	50	事業費（千円）	950	3,440	2,069
	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度																						
件数	31	38	50																						
事業費（千円）	1,018	1,355	2,206																						
	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度																						
件数	31	38	50																						
事業費（千円）	950	3,440	2,069																						
予算額	4,440 千円																								
決算額	4,275 千円																								

近年において、特に松枯れによる倒木の影響等により防護柵が壊れてしまう事案が発生している。市は、平成 28 年までに設置した柵の補修のために必要な資材を四賀支所及び梓川支所に設置されている備品倉庫内で保管している。補修の頻度や規模が増してきたため、四賀支所については令和 6 年度より、梓川支所については令和 7 年度より在庫管理表を作成し、在庫管理を行っている。令和 6 年度末時点で備品倉庫に保管されている資材は（図表 23）のとおりである。

(図表 23 梓川支所及び四賀支所備品倉庫における資材品目及び資材単価)

品目	単価 (直近価格)	数量	
		四賀支所 備品倉庫	梓川支所 備品倉庫※
支柱(地上部)	2,260円	130本	18本
支柱(アンカー部)	1,950円	108本	33本
ロングボルト(六角ボルト)	45円	540個	130個
ショートボルト(六角ボルト)	35円	491個	-
ナット	17円	1,240個	-
控柱	2,650円	46本	-
根枷	700円	48本	-
控柱接続金具類 (ロングボルト1、ナット1)	80円	116セット	-
上部金網	16,300円	14巻	-
下部金網	29,800円	9巻	-
網止金具(オス型)	130円	341個	250個
網止金具(プレート)	130円	402枚	250枚
網止金具(蝶ネジ)	130円	207個	500個
フックボルト	35円	482個	-
アンカーピン(金属)	190円	1,307個	220個
アンカーピン(プラ)	230円	33個	40個
鉄線(亜鉛メッキ12# 570m/巻)	26,900円	1本	-
道路横断用門扉	118,700円	4個	-
簡易門扉(扉型)	44,100円	5個	-
簡易門扉(金網型)	51,370円	3個	-
グラスファイバーポール	430円	-	15本
なまし番線	8,200円	3巻	-
支柱バンド(丸形)	300円	190個	-
支柱バンド(四角形)	310円	30個	-
ピンロック碍子	140円	-	150個
ピンロック解除ピン	120円	-	10個
平行連結金具	410円	-	10枚
碍子プレート	950円	-	10枚
碍子プレート用ボルトナット	10円	-	60個
高張力線	26,900円	-	2巻
AS線	12,500円	-	2巻
結束コイル(結束資材)	180円	-	6個

※梓川支所備品倉庫については、令和7年度より在庫管理表を作成しているため、令和7年4月1日時点の在庫を令和6年度末時点のものとする。

在庫の实地確認方法について質問したところ、年に2～3回程度行っているとの回答を得た。続いて、実地在庫の確認をしたことが分かる資料の提出を依頼したと

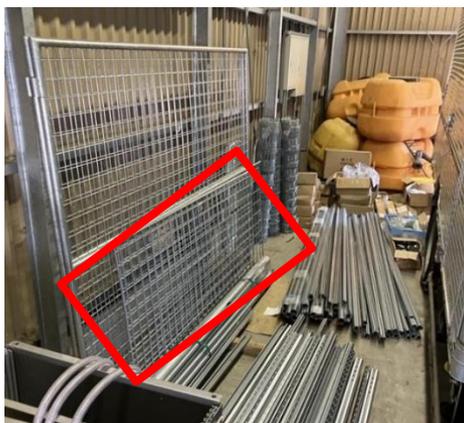
ころ、在庫確認を行ったことを記録する資料を作成しておらず、資料の提出が得られなかった。また、実地在庫の確認に際しては、帳簿在庫と実地在庫に差異が生じた場合、実地在庫の数値へ修正するのみであり、差異の把握を行っていなかった。そのため、帳簿在庫数と実地在庫数の差異、実施者、実施日時について、確認することはできなかった。

実際に、令和7年11月に四賀支所及び梓川支所の備品倉庫にて現物を確認したところ、担当者の集計誤りにより、四賀支所の備品倉庫では在庫管理表と実際の在庫数に相違がある物品が2品目、梓川支所の備品倉庫では在庫管理表に記載のない物品が1品目存在した。

(図表 24 備品倉庫における実地在庫数と在庫管理表における帳簿在庫数の相違)

保管場所	品目	実地在庫数	帳簿在庫数
四賀支所備品倉庫	簡易門扉（金網型）※1	3個	2個
	下部金網※2	12巻	14巻
梓川支所備品倉庫	なまし番線※3	1巻	0巻

※1：簡易門扉



※2：下部金網



※3：なまし番線



意見 1 - 1 獣害防護柵の補修資材の管理方法について（農政課）

防護柵の補修のための資材の在庫管理として、四賀支所及び梓川支所の2地点において備品倉庫の在庫管理表が作成されるようになった。現状、在庫の実数確認を行う際、実施者や実施日などについて特段の記録を行っていないが、責任の所在を明確化する観点から実施者及び実施日の記録は行うことが望ましい。

また、四賀支所における備品倉庫では実地在庫数と在庫管理表との間に数値の相違があり、梓川支所における備品倉庫では在庫管理表への記載が漏れている品目が確認された。実地在庫の確認を年2～3回行っていたとしても、現状の実地確認は効果的に行われているとは言い難く、管理者が認識していない差異がある状態は好ましくない。保管している資材の紛失・盗難が起こった場合には損失が発生するため、備品倉庫の在庫管理について徹底されることが望ましい。

5 事務事業評価表の作成について

(1) 行政評価の概要について

市では毎年1回、全ての事務事業を対象に、行政評価を実施している。行政評価とは、「行政の活動を何らかの統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させるシステム」である。市の行政評価は、PDCA（Plan 計画→Do 実施→Check 評価→Action 見直し）のマネジメントサイクルにおけるC機能として、事務事業の有効性及び効率性を確認・評価するものと位置づけられており、①成果を重視した評価によって事務事業効果を明確にし、事務事業の見直し、効率的な実施等を図ること、②事務事業の目的や成果を市民に公表し、行政としての説明責任を果たすことを目的として実施されている。

実施内容としては、事務事業の実施担当課が「事業の趣旨・目的・内容」、「指標の推移」、「コスト」及び「今後の方向性」を明らかにした上で自己評価を行っている。なお、一部の事業については、大学有識者が外部評価を実施している。

(2) 令和6年度事務事業評価表の記載誤りについて

令和6年度の行政評価結果をまとめた事務事業評価表は令和6年9月にホームページで公表されている。このうち、スマート農業推進事業について記載しているページ（1139～1140 ページ）の中で、令和5年度の成果指標の実績が、正しくは2,812ha であるところを誤って28,121ha と記載した結果、目標値に対する達成度が970%と異常値になっている。

(図表 25 令和6年度のスマート農業推進事業に対する行政評価)

【指標の推移】

	単位	R 3年度実績	R 4年度実績	R 5年度実績	R 6年度見込	目標値	目標年度	達成度
対象指標	① 人	0.000	552.000	547.000	555.000	0.000		
	②							
活動指標	① 件/年	0.000	12.000	14.000	22.000	25.000	令和 8年度	56%
	②							
	③							
成果指標	① ha	0.000	2,850.000	28,121.000	2,844.000	2,900.000	令和 7年度	970%
	②							
	③							
効率指標	①							
	②							
活動指標の増減維持理由								
成果指標の増減維持理由								

(令和6年度事務事業評価表 1140 ページより抜粋)

これについて農政課担当者に質問したところ、農政課では、行政管理課が作成しているマニュアルに沿って各入力箇所に間違いがないか上長含めチェックしていたが、当該部分についてはミスに気付かず、そのまま公表されてしまったとの回答を得た。なお、令和7年度事務事業評価表における令和5年度の実績については、2,812haに修正されている。

(3) 令和7年度事務事業評価表の記載誤りについて

令和7年度の行政評価結果をまとめた事務事業評価表は令和7年9月にホームページで公表されている。このうち、クラインガルテン関連施設管理事業について記載しているページ(1112~1113 ページ)の中で、事業費の令和6年度決算及び令和7年度予算について、正しくは特定財源からの支出であるところ、誤って一般財源からの支出として表記している。

(図表 26 令和7年度のクラインガルテン関連施設管理事業に対する評価結果)

【投入コスト・人員】

年度	単位	令和 3年度 決算	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算
トータルコスト	千円	90,339	100,922	94,428	91,610	98,995
事業費	千円	87,458	98,041	91,547	88,729	95,200
国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
特定財源	千円	0	0	0	0	0
地方債	千円	0	0	0	0	0
受益者負担	千円	60,963	62,700	62,205	0	0
その他	千円	26,495	35,341	29,342	0	0
一般財源	千円	0	0	0	88,729	95,200
人件費合計	千円	2,881	2,881	2,881	2,881	3,795
正規職員	千円	2,277	2,277	2,277	2,277	3,795
人員	人	0.300	0.300	0.300	0.300	0.500
平均年収	千円	7,590	7,590	7,590	7,590	7,590
会計年度(フル、1~2期)職員	千円	604	604	604	604	0
会計年度(3期)職員	千円	0	0	0	0	0
その他職員	千円	0	0	0	0	0

(令和7年度事務事業評価表 1113 ページより抜粋)

指摘1-4 事務事業評価表の確認体制について（農政課・行政管理課）

行政管理課のマニュアルによれば、各課が作成した事務事業評価表のPDFデータについて、提出前にチェック表に基づき入力不備等がないか確認するよう定められており、20のチェック項目について不備がないか確かめることとされている。農政課ではこのマニュアルに沿って上長含め確認をしていたが、令和5年度の成果指標実績の入力誤りや、事業費の財源区分の誤りを見逃していた。

農政課に限らず、外部に公表される資料については、今一度不備を見落とすことがないように確認を徹底されるよう求める。また、今後継続して不備が続くようであれば、担当課とは別の部署によるダブルチェックの導入や、異常な達成度（例えば200%超やマイナスの数値など）が入力された場合に注意喚起のバナーが表示されるといったシステム内における入力ミス防止のための仕組みづくりなど、具体的な確認体制の強化策を全庁的に検討されたい。

6 新しい農業経営者協議会について①

事業名	新しい農業経営者協議会
事業の概要	農業後継者等が経営者としての責務を自覚し、自主農業経営の確立を図るとともに、後継者等が連携と親睦を図ることで地域農業・農村を活性化し、地域農業の発展に寄与する人材を育成する。 農業後継者等の活動を促進し、研修等による技術の向上やレクリエーション活動、交流会等による連帯感の醸成を図る。
予算額	一千円
決算額	一千円

新しい農業経営者協議会は、35歳以下あるいは就業5年以内の農業後継者の連携と親睦を図ることを目的としており、研修、交流会、保育園への栽培指導、市民祭への出店等の活動を行っている。

新しい農業経営者協議会は、新しい農業経営者協議会規約（以下「規約」という。）により、会の事務局を松本市役所農政課内に置いている。事務の分担は、会員の会計担当者が現金預金を管理し、市職員が収支報告をはじめとする総会資料を作成代行している。規約附則第2条により、本会運営のため必要な細部については別に定めることとなっているが、会計処理、収支報告の作成方法、監査の方法などについて別の定めはない。

令和5年度及び6年度の収支報告について、以下の誤りがあった。

(1) 令和5年度収支報告の誤り

令和5年度の令和6年2月24日に140,000円支出し、収支報告(図表27)では総会費等として計上されていた。翌令和6年度に120,000円戻して、総会費用未使用分として、雑収入としている(図表28)。

(図表27 令和5年度収支報告(抜粋))

(単位:円)

項目	①予算額	②決算額	比較増減 ②-①	備考
総会費	50,000	90,000	40,000	
予備費	7,698	30,000	22,302	慶弔費、卒業記念品6人

(図表28 令和6年度収支報告(抜粋))

(単位:円)

項目	①予算額	②決算額	比較増減 ②-①	備考
雑収入	20,000	130,192	110,192	貯金利息、寸志、令和5年度総会費未使用分

実際は、会計担当者が総会費用として現金140,000円を引き出したものの過半を使用していなかったが、市職員に伝わっておらず、全額使用したものとして決算書類を作成し、さらに監査において、証憑がないにもかかわらず「適正に処理されていた」と報告されている。その後120,000円を戻しており、簿外の現金が存在したことになる。なお、引き出した140,000円と戻した120,000円との差額20,000円は卒業記念品などと推測される。

上記のとおり、令和5年度の収支報告に誤りがあったが、監査で見過ごされており、監査が機能していなかった可能性がある。このことに気づいた後任の係長が令和6年度より「帳簿・領収書等の根拠資料を1件ずつ照らし合わせながら、会計担当者とともに収入・支出の正当性を監査」するように変更されたとのことである。

(2) 令和6年度収支報告の誤り

出納簿には現金の入出金と補助金の入金の記録のみで、他の預金の入出金の記録がなく、期中は預金残高と出納簿の残高は合っていない。期末の令和7年2月20日の預金残高と出納簿が年間を通じて初めて一致している。

令和6年度に、公益社団法人長野県農業担い手育成基金に提出した実績報告書(図表29)の中の、「3 収支報告(2) 支出の部」の比較増減欄が誤っている。例え

ば、事業費予算額 530,000 円に対して決算額 468,436 円であるから、比較増減は 61,564 円のところ、△613,069 円と誤っている。

(図表 29 公益社団法人長野県農業担い手育成基金に提出した実績報告書(抜粋))

3 収支報告(2)支出の部

(単位:円)

項目	決算額	本年度予算額	比較増減	内訳
事務費	42,650	124,000	11,820	
事業費	468,436	530,000	△613,069	
予備費	0	10,166	22,302	
計	511,086	664,166	153,080	

県の公益法人に提出する書類であるが、検算が行われていないと思われる。収支報告を含む実績報告書は、担当係長・文書主任の承認、課長の決裁を経ているとのことであるが、当該誤りは見過ごされていた。これは、各担当者が承認をしているものの、何をチェックするかが明示されていないことが原因と考えられる。収支報告などの作成方法が定められていないことも一因と考えられる。

指摘1-5 新しい農業経営者協議会の収支報告及び監査について(農政課)

新しい農業経営者協議会の収支報告に関して、令和5年度において、会計担当者 と市職員の連絡・確認が不十分であったため、決算時に簿外の現金 120,000 円が存在していた。また、令和6年度において、総会資料の中の収支報告の比較増減欄に誤りがあった。市の職員が収支報告を作成しており、市の業務の一部となっているにもかかわらず、会計規程や収支報告の作成要領が無く、承認過程も定まっていなかったため、誤りが見過ごされたと考えられる。協議会であっても、市が管理している以上、市の金員と同等の管理が必要である。したがって、市の業務の内部統制と変わらないレベルの統制を盛り込んだ定めをする必要がある。

例えば、協議会に関して収支報告などの作成要領がないため、担当者の知識経験により、収支報告の作成内容が左右されている。協議会の会計規程及び収支報告などの作成要領を規定されたい。規程類の整備をするだけでなく、運用方法を定めて実施する必要がある。

令和6年度より監査において、「帳簿・領収書等の根拠資料を1件ずつ照らし合わせながら、会計担当者とともに収入・支出の正当性を監査」することとしている。監査の内容を充実させたことは良いことであるので、監査の方法が引き継がれるよう、引継書に監査の実施内容を記載して、今後も同様の監査が行われるように引継ぎをされたい。また、担当係長・文書主任・課長が何をチェックするかを明示して、実効性のあるダブルチェックをするようにされたい。

なお、本事業については、令和7年度の補助はないとのことであるが、事務局を担当していることは変わっておらず、他の事務局を担当している実行委員会等においても同様である。

7 松本市クラインガルテン事業について①

事業名	松本市クラインガルテン事業
事業の概要	遊休農地の有効活用と豊かな自然、風土を守り市民等の福祉の増進を図るため、クラインガルテンを設置し、地元住民との交流を図っている。 「クラインガルテン」とは、発祥の地であるドイツ語で「小さな庭」を意味し、日本では主に長期滞在型市民農園のことを指す。各農園には「ラウベ」と呼ばれる休憩小屋が設置されており、利用者は休憩小屋で宿泊しながら農業体験などを行うことができる。 クラインガルテンは四賀地区及び奈川地区に設置されており、それぞれ指定管理者へ施設の維持管理等を委託している。 利用率は令和6年度時点で98.9%となっており、利用者の約9割は県外者である。
予算額	90,650千円
決算額	90,092千円

市内には現在5つのクラインガルテンが整備されている。施設の概要は(図表30)のとおりである。

(図表30 各クラインガルテンの概要)

地区	名称	面積 (㎡)	区画	1区画の規模	使用料 (年額)	使用期間	指定管理者
四賀	坊主山 クライン ガルテン	28,522	53	敷地全体 270~300㎡ (内訳) 休憩小屋(建物) 38~50㎡	104,760円 ~ 366,660円	1年間 (最長5年)	四賀むらづ くり(株)
	緑ヶ丘 クライン ガルテン	33,828	78	畑 100~200㎡ 他 芝生・花壇	377,140円 ~ 513,330円		
奈川	大原 クライン ガルテン	32,872	35	敷地全体 350㎡ (内訳) 休憩小屋(建物) 24~50㎡ 畑 150㎡	261,900円 ~ 398,090円	1年間 (最長5年)	ながわ楽農 倶楽部管理 組合
	神谷 クライン ガルテン	13,441	18	敷地全体 200㎡ (内訳) 休憩小屋(建物) 40~42㎡	244,440円		
	入山 クライン ガルテン	18,019	7	畑 80~100㎡ 冬期間利用不可			
計		126,682	191				

(1) 少額工事における不適切な分割発注契約について

令和6年度において、松本市奈川地区の大原ラインガルテン休憩小屋のうち、8号棟、9号棟及び10号棟に係るサッシ取替え工事が実施されているが、1棟あたりの契約金額が616,000円となっており、1棟ごと随意契約により契約され、3棟とも同額である。

3棟それぞれの工期は相違するものの、8号棟の工期は令和6年5月31日～令和6年8月23日、9号棟の工期は令和6年8月9日～令和6年9月27日（8号棟の工期と8月9日～8月23日の15日間重複）、10号棟の工期は令和6年9月13日～令和6年10月31日（9号棟の工期と9月13日～9月27日の15日間重複）となっており、概ね同時期に発注・施工されている。また設計内容や受注者も3棟とも全て同じである。

また、令和5年度においても大原ラインガルテン休憩小屋のうち6号棟、11号棟及び14号棟に係るサッシ取替え工事が実施されていたため追加で契約書類の確認を行ったところ、当該契約においても、1棟あたりの契約金額が605,000円となっており、1棟ごと随意契約により契約され、3棟とも同額であった。令和5年度分の工事に至っては金額、設計内容及び受注者に加え、工期も同期間（いずれも令和5年5月18日から令和5年8月10日まで）であった。

棟が異なっているだけで、工事内容は同一であり、工事場所も同一地区内である。加えて工期も連続していることから、本来一体として発注できた契約であることは明らかである。1件あたりの設計見積に対する審査額（設計金額）が653,400円であり、3件の合計額が1,960,200円となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、同施行令の別表第5及び松本市財務規則第119条に定めている随意契約によることができる上限額を超えているため、一者特命随意契約でない限り随意契約による契約の締結はできない。

また、現地視察を実施し施行箇所を確認したが、施工内容（窓サッシの取替え工事）から、当該工事に特殊性はなく、契約の相手方が特定されるような工事ではないことから、一者特命随意契約による随意契約ではなく、競争入札に付すべきであったと考えられる。

(図表 31 令和6年度にサッシ取替え工事を実施した大原クラインガルテン休憩小屋)



(2) 随意契約に関する関係法令等について

地方公共団体の契約の締結については、地方自治法第 234 条第 1 項において「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされ、同条第 2 項において「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されている。

当該政令である地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項には、随意契約によることができる場合が掲げられ、同項第 1 号に「売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。」と規定されている。別表第 5 は下表のとおりである。

(監査対象である令和6年度時点の基準額)

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	130万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160万円
	市町村	80万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80万円
	市町村	40万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50万円
	市町村	30万円
五 物件の貸付け	都道府県及び指定都市	30万円
	市町村	30万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	100万円
	市町村	50万円

なお、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、地方自治法施行令が令和7年4月1日付で改正され、下表のとおり随意契約をすることができる基準額が引き上げられている（工事又は製造の請負については市町村で130万から200万へ引き上げ）。

(令和7年地方自治法施行令改正後の基準額)

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	400万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	200万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	300万円
	市町村	150万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	150万円
	市町村	80万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市	100万円
	市町村	50万円
五 物件の貸付け	都道府県及び指定都市	50万円
	市町村	30万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	200万円
	市町村	100万円

これらの規定を受けて、松本市でも松本市財務規則第119条において、上記の施行令別表の内容と同様の契約種類、同額の限度額が定められている。

さらに、契約管財課策定の「随意契約ガイドライン」には、施行令第167条の2に規定する随意契約に関する事項の解釈やその事例等を挙げ、随意契約の手続方法や留意すべき事項等について示されている。

指摘1-6 分割発注を防止するための適正な契約事務の執行について（農政課）

競争入札とすべき工事を安易に随意契約で発注することがないよう職員の透明性、公正性に対する意識の改善及び監督者のチェック体制の強化を求める。

少額工事における、いわゆる分割発注については、他の自治体において職員が処分される事案も発生している。地方自治法第2条第14項によれば、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあり、この趣旨を踏まえ、契約方式の原則である競争入札を意図的に回避し、透明性や競争性が担保されない随意契約を安易に締結すべきではない。契約行為にあたっては、関連法規の趣旨を十分理解し、「随意契約ガイドライン」に沿った適正な事務処理を行うよう強く要望する。

8 松本市未来を担う農業経営者支援事業について

事業名	松本市未来を担う農業経営者支援事業														
事業の概要	<p>認定農業者等が農業経営改善計画等に基づいて整備する農業機械及び農業生産施設の取得に係る費用や、新規就農者の農業機械及び農業生産施設の取得に係る費用に対し、補助金を交付している。</p> <p>(1) 実施期間 平成14年度～</p> <p>(2) 補助対象者 認定農業者、認定新規就農者、女性農業者</p> <p>(3) 補助内容 認定新規就農者 事業費2/3以内 上限200万円 認定農業者(機械) 事業費2/3以内 上限50万円 認定農業者(施設) 事業費2/3以内 上限200万円 女性農業者 事業費2/3以内 上限50万円</p> <p>(4) 補助回数 同一補助対象者1回限り</p> <p>(5) 実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>23</td> <td>26</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>補助金(千円)</td> <td>19,331</td> <td>24,581</td> <td>24,631</td> </tr> </tbody> </table>				R4年度	R5年度	R6年度	件数(件)	23	26	25	補助金(千円)	19,331	24,581	24,631
	R4年度	R5年度	R6年度												
件数(件)	23	26	25												
補助金(千円)	19,331	24,581	24,631												
予算額	25,270千円														
決算額	24,631千円														

地域の未来を担う農業者の確保及び農業経営の安定を図るため、新規就農、経営規模の拡大、生産性向上等に必要となる農業機械、生産施設等の導入経費に対し、市の

単独事業として補助金を交付している。松本市未来を担う農業経営者支援事業は、平成 14 年度に開始されて以来、現在もなお改訂を重ね継続されており、地域の認定農業者、認定新規就農者及び女性農業者からのニーズが高い事業である。

(1) 達成状況報告書の提出状況について

松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付要綱において、補助金を受け取った事業者に対し、実績報告書及び達成状況報告書の提出を求めている。要綱上、実績報告書については「第 9 条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して 30 日以内又はその完了した日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金実績報告書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。」と記載されている一方、達成状況報告書については「第 11 条 交付決定者は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金達成状況報告書（様式第 7 号）を作成し、事業実施年度の翌年度 6 月末日までに市長に提出するものとする。」と記載されている。この点、提出義務に関する考えについて農政課に質問したところ、達成状況報告書についても実績報告書と同様に確実な提出を求めるものであると認識しているとの回答を得た。

農政課へ実績報告書及び達成状況報告書の提出状況について、令和 6 年度までに実施された案件で提出されるべきであるが提出されていない報告書はないか質問したところ、実績報告書については補助金交付に必要な書類であるため全て提出されている一方、達成状況報告書については提出されていないものもあるとの回答を得た。達成状況報告書の提出状況は（図表 32）のとおりである。

（図表 32 達成状況報告書の提出状況）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
提出済件数	21 件	24 件	24 件
未提出件数	2 件	2 件	1 件

令和 4 年度申請分の未提出件数 2 件のうち、1 件は令和 4 年度のみ達成状況報告書が提出されていないものである。令和 5 年度及び令和 6 年度では提出がされているにもかかわらず令和 4 年度では提出がない要因について担当者に質問したところ、前任者から引継ぎは行われておらず理由は分からないとの回答を得た。さらに、未提出分に関する督促状況について質問したところ、令和 6 年度分で未提出の達成状況報告書については引き続き督促を行っていく一方、達成状況報告書は達成年度に目標を達成しているのかを確認することを重視しており、事業者自身の振り返りや、市が状況を把握するために資料提出を求めているものであることを理由として、

令和4年度の未提出分については督促をしないとの回答を得た。

さらに、提出物に対するフォロー手段について質問したところ、未提出分については、提出期限超過後に複数回電話や通知にて提出の依頼を行っているとの回答を得た。また、提出期限が迫っているが提出されていない先について、提出期限超過前にリマインドを送ることは行っていないのか質問し、行っていない旨回答を得た。

(2) 案件及び資料の管理体制について

毎年30件弱の申請があり、案件の効率的な把握のためには案件一覧資料等の作成も有効であると考えたため、現状の案件資料の管理体制についてヒアリングを行った。この点、補助申請をした事業者名、申請日、実績報告提出日、達成状況報告書日については、効率的に重複者のチェックを行う目的からリスト化されているとの回答を得た。一方、各案件において事業者ごとに異なる実績報告書及び達成状況報告書の締切日はどのように把握・管理しているのかはどのように行っているのか質問により確認したところ、ファイルに綴られた提出書類を確認することによって把握・管理しているとの回答を得た。

指摘1-7 未提出となっている達成状況報告書の回収について（農政課）

松本市未来を担う農業経営者支援事業の達成状況報告書は、事業者自身の振り返りや市が事業の進捗状況を把握するために提出を求めるものであるという市からの説明にあるとおり、補助金を交付している以上事業者の状況を把握するために資料の提出を求めることは当然のことである。現在、未提出となっている先については、確実に提出を求められたい。

現状、提出期限超過した場合に提出の督促を行っているが、提出期限が近づいた際に提出依頼の連絡をいれるなど、提出してもらおうための対策を講じていただきたい。さらに、達成状況報告書は実績報告書と異なり補助金交付の条件となる書類ではなく、事業者の事業状況について確認するために提出を求めているという背景から、達成状況報告書のフォローを行える体制を構築されたい。

意見1-2 提出資料管理データの充実化について（農政課）

年間30件弱の申請件数があり、さらに、達成状況報告書の未提出分が散見される中で、より効率的かつ効果的に実績報告書や達成状況報告書等の提出書類の締切日を把握・管理するために、簿冊による管理だけではなく、申請日・実績報告日・達成状況報告日を管理するリストへ記載し、締切日及び提出状況について一目で確認できる一覧資料を作成することが望ましい。現在、申請者の重複がないか確認す

る目的から補助申請を行った事業者のリストは作成されているため、提出資料の締切日や提出フォロー状況についても当該申請者リストに加えて一覧で管理することが望ましい。

II 規程等の適切な整備について

この節では、規定等が十分に整備されておらず、再検討が求められる項目について記載している。

1 松本新規就農者育成対策事業について

事業名	松本新規就農者育成対策事業
事業の概要	市への移住者を含む就農意欲がある者に実践的な農業研修を行うとともに、農業経営の開始に必要な農地の確保及び農業機械の取得等を支援し、農業の担い手を確保する。
予算額	10,310 千円
決算額	8,355 千円

松本新規就農者育成対策事業は、農業の担い手を確保するため、市内で新規就農を目指す者を研修生として採用し、実践的な農業研修と就農支援を行い、新規就農者を支援するため、平成 13 年から開始した事業である。事業の運営は、事業運営主体を松本ハイランド農業協同組合（以下「JA松本」という。）、事業運営主体を有限会社アグリランド松本（以下「アグリランド松本」という。）とする松本新規就農者育成対策事業運営協議会（以下、この節において「協議会」という。）が行い、当該協議会に市、松本農業農村支援センター、松本市農業委員会事務局が参加する。【応募資格】、【研修内容】、【研修支援内容】は以下のとおりである。

【応募資格】

- ① 農業に意欲を持ち、新たに農業経営を開始しようとする者
- ② 当面の営農・生活資金を有した、概ね 60 歳以下の者
- ③ 家族の同意と協力を得て、自己責任で農業経営ができる者
- ④ 研修終了後 3 年以上、市内で農業経営を継続できる者
- ⑤ 研修期間中、長野県新規就農里親制度を活用可能な者
- ⑥ 就農準備資金・経営開始資金（国庫補助金）の交付を受けない者
- ⑦ （旧）農業次世代人材投資資金（準備型）の交付を受けていない者

【研修内容】

- ① 研修期間は、最長 3 年間（研修年度は 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日まで）
- ② 長野県新規就農里親制度に規定する研修のほか、JA松本、松本農業農村支援センター、アグリランド松本による営農技術指導及び経営指導を行う
- ③ 市内の農地をアグリランド松本が借り受け、研修用農地として使用する
- ④ 研修で栽培する作物は、りんご、ぶどう、セルリー、すいか、施設野菜、

その他 J A 松本が定める振興品目及び補完品目とする

なお、②の「長野県新規就農里親制度に規定する研修」は、独立行政法人農畜産業振興機構ホームページで、下記のようにまとめている。

(図表 33 長野県新規就農里親制度に規定する研修ステップ)

ステップ	項目	内容
1	就農相談	県・市町村・J A：情報や基礎知識の収集
2	体験	農大（研修部）他：農業や農村の暮らしを体験
3	熟慮	本人：就農前後の壁や準備状況の検討
4	決断	本人：独立自営は「経営者になること」、家族の理解と覚悟
5	目標	本人：自身の目指す農業経営の姿を明確化
6	研修	里親農業者：原則2年間の研修で、技術者＋経営者のスキルを習得
7	計画	本人＋関係機関：青年等就農計画等作成、市町村の認定
8	確保	本人＋関係機関：農地、住宅、中古機械の確保
9	就農	本人
10	経営安定	本人＋関係機関：就農後も技術、経営支援

(出典) 農畜産業振興機構「長野県の里親支援制度による新規就農者の定着支援」

【研修支援内容】(主なもの)

- ① 研修期間中、営農生活支援資金として1年目は月額10万円、2年目以降は月額8万5千円を支給する
- ② 家賃補助として、家賃の2分の1(月額1万円を上限、18歳未満の子が同居の場合は月額2万円を上限)を支給する
- ③ 研修に必要な農業機械(取得費の上限200万円まで)を協議会が取得し、研修生に無償貸与する。研修修了後、取得費の4分の1で研修生に払い下げる
- ④ 研修で一時的に必要な機械等のリース料、ハウス取得費、果樹苗木購入費を助成する
- ⑤ 研修に必要な農地の賃借料を全額支援する。研修用農地は、研修修了後に利用権名義の変更をして引き続き利用することが可能である
- ⑥ 研修で栽培した作物の売上は研修生に帰属

※研修を中止した場合、または研修修了後3年以内に農業経営を中止した場合は、支給済みの営農生活資金を返還しなければならないものとする

研修生の募集人数は毎年数名であり、選考は書類審査に加え、レポート提出・採用面接によって行われる。なお、研修希望者とは、募集開始前から複数回の面談を

重ね、事業の目的に沿った応募者を選考する。また、採用面接は、松本新規就農者育成対策事業研修生選考委員会が実施することとされている。このように選考のハードルを高く設定している理由は、上記のとおり経済的な支援を含む様々な研修支援内容を規定しており、また、最長3年間とする全ての研修内容を終え、その後も3年以上市内で農業経営を実施できるものでなければならないものと期間の条件も付していることで、採用すべき研修生は、選考の段階からより市内での就農意欲が高く、農業を継続できる者を選定すべきとしているためである。

しかし、令和5年9月において、令和4年11月から研修を開始していた研修生1名が研修期間中に、下記のとおり研修中止を申し出る事例が発生した。

(図表 34 研修を中止した事例の経過)

日 付	経 過 内 容
令和3年10月21日	新規就農相談のために来庁し、市に当該事業を活用した新規就農に向けて様々な相談をしていた。また、市は、家族関係の概要についても聞いており、その中で特に、市外にある実家は研修生の兄が後継ぎをしていると聞いており、研修開始後に実家へ戻るといった、研修中止が予測されるような状況はないことを確認していた。
令和4年11月1日	研修開始
令和5年9月4日	研修生は、市外にある実家の家族が介護等を必要とする状況であることを知るが、この時点で、研修生の兄弟は実家を継いでおらず、またすぐに実家に戻る状況ではなかった。
令和5年9月6日	研修生は、里親に実家の家族の状態を報告する。
令和5年9月16日	研修生は、実家の家族の介護等をすることを決意し、里親に令和5年9月21日を以って研修を中止する旨を申し出て、里親は当該申出を承諾する。
令和5年9月19日	研修生は、JA松本に研修中止を申し出た。
令和5年9月21日	JA松本から市に研修を中止した旨の報告をするが、既に研修中止日を里親と合意した後の連絡であったことから市が研修生に説得等を行える状況ではなかった。

意見2-1 農業研修を中止する際の連絡ルールについて（農政課）

本来当該事業は市の農業の担い手を確保することを目的に、上記のとおり選考のハードルを上げて市内での就農意欲がより高く、農業を継続できる者を選定し、その者の生活支援等も行った上で研修修了後に3年間は市で就農しなければならないルールとしていることから、市にとって研修期間の途中で研修を中止する者が出ることは望ましくない。

しかし、選考はその時点での意欲や家族構成等であって、(図表 34)に記載したとおり、研修生が置かれている状況が変化し、研修から研修終了後の就農にかかる

期間は最低6年ほどと長期に及ぶことから、予期し得ない事象や状況から研修を辞めざるを得ない者が出てくる可能性をゼロにすることはできない。また、研修生が研修中止を決意した後、市が研修を中止した認識が遅れると、上記【研修支援内容】に規定した営農生活支援資金や家賃補助等の支援金や補助金が、不必要に支払われてしまう可能性がある。

そこで、研修生が研修中止を希望している状況となった場合には、当該希望の状況が研修を中止しなければならないやむを得ない理由があるのかを早めに市が確認できるようにするため、その際の連絡方法を定めたマニュアルを定め、当該マニュアルのとおり運用していくことが望ましい。

当該マニュアルの内容には、例えば、まずは研修生の近くにいる存在であって相談しやすい里親に研修中止の相談や申出を実施できるとしても、当該相談や申出は経済面で支援を行っている市やJA松本等にも直ちに連絡する方法を織り込むことが想定される。この点、当該マニュアルを定めておくことで、研修を継続するための解決策を話し合える時間が生まれれば、研修生が研修中止を自ら決意してしまう前に市ないしJA松本の担当者が再度面談等を実施することによって、研修を継続できないか説得できる時間ができるなど、農業の担い手の確保につなげることができる。

ただし、辞める理由や状況により対応が異なるものと考えられるため、他に想定される理由などから柔軟かつ素早い連絡体制を整えておく必要がある点に留意されたい。

意見2-2 農業研修生の選考方法について（農政課）

本事例は、(図表34)に記載したとおり、令和3年10月21日の就農相談では、実家は研修生の兄弟が後継ぎをしていると把握していたが、研修を中止する直前に兄弟は後継ぎをしていないことと、市が把握していた事実が変化してしまっていたことが見て取れる。

上記【研修支援内容】の「※」に記載した研修中止時等に係る営農生活資金の返還は、研修中断の抑制策として一定の牽制効果が認められるものの、実際には営農生活資金の返還金の支払いによって研修離脱が可能となっている。そこで、研修生が研修開始以前から研修中止を予期できる事例について、市および協議会が情報収集ならびに状況把握を一層強化することが必要だと考える。これによって、研修開始後も継続して農業経営に取り組む人材の選抜を実現でき、当該事業の目的である、市の農業の担い手確保をしていくという点に、より資することができる。

例えば、研修生の研修開始前に家族の同意と協力を得られているかという点や、研修開始後の予測される事象等に係る懸念点については、研修を続けられるかどうか

かという観点で重要な情報となり得る。研修開始前の書類審査や採用面接時において、就農相談時等に聞き取りを行ったことが事実であるのか、研修生への再度の質問の実施や申込書の記載事項とする、選考の際に、当該返還金の存在を十分説明し研修生になり得る者に対して市での就農に対する使命感を高めるといった工夫を行い、研修中に研修を辞めてしまう者が出ないように研修開始前の選考にさらなる注意を払っていくことが望ましい。

2 松本市今井農産物直売施設について

事業名	松本市今井農産物直売施設
事業の概要	松本市今井農産物直売施設は、信州まつもと空港がジェット化した当初からの懸案である今井地区の振興策として、道の駅、農産物直売所、多目的交流施設及び農林水産物処理加工施設を併設した地域振興の中核施設として、平成 21 年 8 月に供用開始された。中でも農産物直売所は、年間 30 万人以上が来客するほど人気を博しており、直売所の売上高は令和 6 年度で 838,601 千円に達するなど、右肩上がり推移している。 当該事業の大半は指定管理者である株式会社今井恵みの里に委託しており、指定期間は令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日の 5 年間である。
予算額	－千円
決算額	－千円

(1) 指定管理者に対する市のモニタリングについて

指定管理者制度は、平成 15 年 6 月に地方自治法の一部改正が行われ、「公の施設」の管理・運営について、従来の管理委託制度に代わり創設された制度である。市ではこの制度を導入するため、平成 15 年 10 月に「松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」を定め、指定管理者の選定や指定の手続、指定管理者の義務などを規定している。指定管理者に対する市のモニタリングについては、下記のように定められている。

(事業報告書の作成及び提出)

第 4 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において第 6 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金等の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

(業務等報告の聴取等)

第5条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況について定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

また、市が各指定管理者と結ぶ協定書や仕様書の中でも、指定管理者の業務実施状況について適宜モニタリングを実施することや、業務に係る帳簿類を整備させ、必要に応じて開示を求めることが定められている。

(2) 指定管理者から徴求した令和6年度決算報告書について

市は、指定管理者である株式会社今井恵みの里に松本市今井農産物直売施設の運営を委託しており、毎年1回、決算報告書を入手している。当該決算報告書は、市による指定管理者の運営状況のモニタリングに使用されるほか、令和6年度からは今後の施設改修等を見据えた整備基金を積み立てるための市への特別納付金の金額算定に使用されている。市は、毎年基本納付金500万円の納付を受けるほか、該当年度の当期純利益の金額の50%（ただし千円未満切捨て）を指定管理者に請求し、納付を受けることとされている。

令和6年度決算報告書を閲覧したところ、損益計算書に下記の3点が検出された。

- ① 株主への支払配当金144,000円が剰余金の処分ではなく営業外費用として計上されている。
- ② 前期損益修正損5,184,000円が特別損失として計上されている。
- ③ 法人税、住民税及び事業税が表示されておらず、税引前当期純利益と当期純利益が同額で計上されている。

このうち、②の前期損益修正損については、令和4年度の期末棚卸高(7,924,652円)を令和5年度の期首棚卸高に振り替える際に、誤って2,740,652円と入力した結果、令和5年度の売上総利益が5,184,000円過大に計上されていたため、令和6年度に特別損失として同額を損失計上したものであるとの説明を受けた。前期損益修正損は、本来であれば令和5年度に計上すべき費用であるため、当該処理に伴い令和6年度の利益が同額だけ少なくなっている。また、③の法人税、住民税及び事業税については、適時に確定申告をして納税をしているものの、損益計算書上は販

管費扱いとして租税公課に含めて表示していたとのことであった。

上記の検出事項は、いずれも市への納付金額の算定に影響を与えるものであり、特に②に関しては、令和5年度までの旧契約では特別納付金を徴求していなかったことに鑑みれば、本来令和6年度の損益計算書から前期損益修正損の影響を除いて特別納付金を算定すべきところ、除いていないため、当該5,184,000円の50%（ただし法人税等を差し引く必要あり）分の特別納付金が過少に算定されていたことになり、市の歳入をその分喪失したとも捉えられる。

指摘2-1 指定管理者から提出を受けた決算書のモニタリング体制について（農政課・行政管理課）

指定管理者である株式会社の決算報告書の作成責任は当然その指定管理者が負うものであり、令和5年度まで特別納付金の徴求をしていなかったことに鑑みれば、市は従来はそこまで精緻な決算報告書のモニタリングは必要なかったものと考えられる。ただ、令和6年度の新契約締結以降、利益の50%を特別納付金として徴求するようになったからには、今までよりも精緻なモニタリング体制の確保が求められる。

指定管理者から提出を受けた決算報告書を鵜呑みにせず、特別納付金の金額算定前に、前年度に提出された決算報告書と見比べて、特に損益計算書の営業利益以下で、新たに発生した科目や削除された科目がないかを確認し、変動があった場合には指定管理者に対して質問するなどして、当期純利益の金額の妥当性について一定の精度を確保すべきである。

決算書の確認について、群馬県では「指定管理者導入施設の管理運営状況等に係るモニタリングガイドライン」を定めており、「財務諸表チェックリスト」を用いて職員が指定管理者の財政状態及び経営成績を数値化し、異常値や異常変動があった場合には県顧問公認会計士等に相談し詳細を分析した上で、指定管理者に内容及び理由並びに財務状況を確認するといった実務が行われている。こういった他の自治体の事例なども参考にしながら、市の実情に沿った適切なモニタリング体制の改善を検討されたい。

3 松本市クラインガルテン事業について②

当事業の概要については「I-7」に記載している。

(1) 松本市財務規則における見積書の徴取規程について

松本市財務規則第119条の3によれば、「部課長等又は契約管財課長は、随意契

約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」とされているが、同条ただし書きにおいて「ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、1人の者から見積書を徴することができる。」としている。

そのうち同条第1項第5号において「見積書の審査を受ける1件の予定価格が200万円以下の工事又は備品以外の修繕をするとき。」とあり、見積書の審査を条件に200万円以下の工事は一者から見積書を徴取すれば契約できる規定となっている。なお、200万円の金額基準は令和7年度の改定後のものであり、改定前までは130万円であった。

条件となっている「審査」については起案主務者の裁量にて行われており、審査事務の補助となる要領等は定められておらず、受注者から提出のあった建設工事設計見積書の設計金額に対し担当者自らがその金額を査定（例えば提出のあった金額に対して90%を掛けた額とするなど）することで、審査額（設計金額）を決定している。

（2）少額工事における見積書の徴取について

「I-7」に記載のとおり、当該事業について令和5年度及び令和6年度の少額工事において、分割発注契約にて工事が発注されている。さらに令和5年度の松本市定期監査においても、別の課において少額工事について「隣接する施工場所において、同一種類の工事を同一相手先に追加発注している事例がありました。内容・工期から判断すると、当初から1つの工事として契約すべきことが妥当な工事と思われる。競争入札とすべき工事を、安易な随意契約で追加発注することがないよう・・・」と指摘がなされている。契約管財課及び担当課において、「契約を安易に細分化し適用を図ることは適切ではないため、改めて、随意契約の適正かつ円滑な運用を確保するよう、庁内に対して周知・徹底を図ります。」や「結果的に130万円を超える見込みがあるときは、透明性、公正性を確保するよう、競争入札を原則に対応を図ります。」と今後の処理方針を示されているが、指摘事項について改善の様子が見られない。

（3）他の中核市との比較について

他の中核市のホームページで公開されている財務規則や契約規則等で、松本市と同様の条項があるか確認をしたところ、(図表35)のとおり、工事請負契約について一者見積を許容しておりかつその金額が一番大きい自治体は松本市であった(200万円)。

一方で、約6割の自治体は金額基準で一者見積を許容する条項が確認できず、設けていたとしても5万円～50万円の範囲で設定している自治体が3割程度であっ

た。

(図表 35 中核市の財務規則等から確認できる工事請負契約の一者見積を許容する金額基準について)

金額	自治体数	割合	備考
基準なし	36	58%	旭川市、鹿児島市など
3万円	1	2%	鳥取市
5万円	4	6%	東大阪市、那覇市など
10万円	2	3%	秋田市、福島市
20万円	6	10%	青森市、大分市など
30万円	5	8%	郡山市、宮崎市など
40万円	1	2%	奈良市
50万円	4	6%	柏市、呉市など
130万円	1	2%	長野市
200万円	1	2%	松本市
その他	1	2%	前橋市
総計	62	100%	

※ 令和7年12月1日時点で公表されている各中核市の規則等から監査人が集計して作成

意見2-3 一者見積を許容する財務規則の見直しについて（契約管財課）

現状、200万円以下の工事は見積書の審査を条件として、その他の理由を問わず一者から見積書を徴取すれば契約可能な規定となっている。

具体的な審査要領等が存在しない中では、工事事務に係る経験が豊富でなく、設計積算にかかる知識が乏しい職員であっても設計金額を機械的に計算することが可能であり、客観的な審査が実施されているか、また審査を実施した金額の妥当性が担保されているか疑義が生じる。

随意契約であったとしても、見積合わせを通じて競争性と公平性を担保し、公共契約としての信頼性を確保することは重要である。見積書の徴取に一定の金額基準を設けること自体は業務の効率化を図るという点で合理性があるものの、不適切な分割発注契約が続いている事実と鑑みると、契約の入り口の段階から安易に一者見積を許容する財務規則の規定については、金額基準の引き下げを含め再考の余地があると考えられる。

4 松本ものづくり伝承塾について

事業名	ものづくり人材育成事業等の伝承塾事業
事業の概要	市、市教育委員会、松本商工会議所、事業者等で構成する「松本ものづくり伝承塾実行委員会」を主体に、松本の伝統的なものづくりの技術・技法、製法を伝承するため、後

	継者を育成・指導する事業者に対し、2年間補助金を交付する。 また、地場産業の普及促進を図るため、県内外の物産展等への出展支援を実施している。
予算額	1,370 千円
決算額	714 千円

ものづくり人材育成事業等の伝承塾事業は、伝統的工芸品等の地場産業の伝承・継承を図るため、後継者育成、体験学習等の指導謝礼金に係る経費に対して補助を行っている。

補助金交付先である実行委員会の繰越金は、令和5年度末975千円、令和6年度末683千円と減少はしているものの、市の補助金収入330千円を上回る繰越金が残っている。

これは、補助金収入がなくても支出がまかなえたことを意味する。したがって、令和6年度の状況では結果的に、市が実行委員会に対して補助金を交付する必要性は低かったと考えられる。

支出予算と支出実績に乖離があるが、乖離の理由として、コロナ禍でイベントが開催されなかったものの、その後各主催者の判断によりイベントは再開されることもあるため、予算を確保しておきたいという事情もある。だが既に新型コロナウイルスの発生から数年が経過しており、コロナ禍を理由に非開催のイベントが今後執り行われる可能性は低いと考えられるため、乖離を埋める必要がある。

そもそも支出予算が繰越金の全額消化を前提としていることから、実行可能な事業量を超過した実現可能性の低い見積りだった可能性がある。特に後継者育成助成金の新規件数は、令和元年度の2件を最後にゼロが続いている。

令和6年度末の繰越金が683千円計上されており、令和6年度の支出総額に近い金額が残っている。

意見2-4 松本ものづくり伝承塾の助成要件について（商工課）

松本ものづくり伝承塾について、伝統的工芸品等の地場産業の伝承・継承を図るという本事業の意義にも鑑みて、事業の充実を図るようにされたい。例えば事業者への周知方法を見直すことや、副業や試用等での利用を認めること、体験学習の拡充、事業継承における（助成金対象となる）後継者要件の緩和等が考えられる。

また、後継者の年齢要件については、松本ものづくり伝承塾伝統工芸等後継者育成助成金支給要綱の第2条で、育成者を技術習得開始時の年齢が45歳以下の者と定めているが、県の制度（伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金）では、年齢制限は設けられていない。年齢制限の引き上げを含む後継者の要件緩和も、検

討することが望まれる。

5 市街地駐車場事業について

事業名	市街地駐車場事業
事業の概要	松本市駐車場事業は、地方公営企業法の非適用事業である。松本城大手門駐車場、中央西駐車場、中央駐車場の3つの駐車場を運営している。松本市産業振興部商工課で所管しており、駐車場の管理運営においては、それぞれの駐車場において指定管理者制度を導入している。
予算額	234,480 千円
決算額	233,610 千円

(1) 各駐車場について

商工課が所管する市営駐車場は下記の3施設である。

①東洋計器大手門駐車場（松本城大手門駐車場）

松本市の主要観光施設である国宝松本城より徒歩10分ほどの距離に位置している。大型車（バス）用のスペースを含む平面式駐車場と立体駐車場を備えている。

②アイパーク伊勢町（中央西駐車場）

松本市の中心市街地に位置し、大型商業施設やまちなかの商店街に隣接した7階8層の立体駐車場である。

③中央駐車場

松本市の中心市街地に位置し、中央公民館（Mウイング）、中央体育館、女性センター、中央保健センターに直結しているほか、松本商工会館、松本商工会議所にも隣接した立体駐車場である。

(2) 令和6年度の収入未済額について

市は市営駐車場を運営しており、個人利用のほか、事業者に一定期間使用させることで施設使用料を得ている。

監査対象年度に、施設使用料について以下のとおり収入未済額が生じている。

A店舗 150,790 円×3 か月分=452,370 円 …①

B店舗 214,620 円×5 か月分=1,073,100 円 …②

①+②=1,525,470 円

①及び②の収入未済額の内訳については（図表36）及び（図表37）のとおりである。

(図表 36 ①A店舗 令和6年度収入未済額)

使用年月	調定額	納付期限日	翌年度以降の納付額
令和7年1月分	150,790円	令和7年2月15日	150,790円※
令和7年2月分	150,790円	令和7年3月15日	150,790円※
令和7年3月分	150,790円	令和7年4月15日	150,790円※

※いずれも令和7年7月7日に納付済み

(図表 37 ②B店舗 令和6年度収入未済額)

使用年月	調定額	納付期限日	翌年度以降の納付額
令和4年6月分	214,620円	令和4年7月15日	0円
令和4年7月分	214,620円	令和4年8月15日	0円
令和4年12月分	214,620円	令和5年1月15日	0円
令和5年1月分	214,620円	令和5年2月15日	0円
令和5年2月分	214,620円	令和6年3月15日	0円

①については令和7年7月に収入済みであるものの、②については破産による未済であり、市は債権放棄の上、不納欠損にて処理する方針である。

これらの債権の督促経緯について質問したところ、市は使用者（法人契約）に滞納があった場合、市の債権回収マニュアルに沿って処理しており、破産の事実については裁判所からの通知により認識したとの回答を得た。

意見2-5 市営駐車場の使用料収入未済への対応について（商工課）

市の債権回収マニュアルには主として公債権に係る督促、裁判による回収など必要な手続の流れが示されている。もっとも、債権回収マニュアルに記載のない私債権の回収に係る納期の設定や督促の回数、裁判に移行する際の基準などの具体的な運用は各課が行うものであるが、事務引継書に記載がない。

駐車場の使用者（法人契約）に対する債権管理について、入金確認及び督促、裁判による回収、債権放棄・不納欠損に至るまでの商工課としての業務運用フローが明確になっていないため、業務運用フローを整備されたい。過去に滞納が生じた件数は少ないものの、今回の滞納事例をもとに今後の滞納整理の運用を整備されたい。

今回の事例では、B店舗について5か月間滞納が積み上がっていた。市は対象者との連絡が取れており分割納付にも応じる方針であったことから交渉を継続していたが、結果として債権回収は不能となった。交渉の過程で分割納付の誓約書を手するなど、滞納整理を履行しているものの、今後において料金未納が長期にわたって継続する事例が発生した場合、賃貸借契約の解除も考えられる（松本市営市街地駐車場条例第16条第2項）。

今後、契約解除等の措置も含めた処置を業務フローに含めることが望ましい。

Ⅲ 目標達成に向けた進捗状況の管理について

この節では、設定した目標や計画に対して実績が未達であり、達成に向けた取組を強化していくことが望まれる項目や、進捗状況を管理する上で追加的に検討することが望まれる項目について記載している。

1 新しい農業経営者協議会について②

当事業の概要については「I-6」に記載している。新しい農業経営者協議会（以下、この項において「協議会」という。）は、35歳以下あるいは就業5年以内の農業後継者の連携と親睦を図ることを目的としており、研修、交流会、保育園への栽培指導、市民祭への出店等の活動を行っている。

協議会の収支報告について、令和5年度予算額のうち、事業費は1,005,000円の支出を見込んでいたものの、同年度決算額では、391,931円と予算消化率が39.0%という状況であった。具体的には、例えば、当該事業費のうち「視察費」については、ほ場の視察に係る交通費や宿泊費に係る費用として計上されるものであるが、令和5年度予算額では450,000円の支出を見込んでいたものの、同年度決算額は8,317円で予算消化率が1.8%となっており、当該視察費は参加者が自己負担としている状況であった。この理由は、農政課によると、協議会の会員がどこまでの支出が視察費の補助対象経費の範囲内であるかを認識しておらず、また農政課も会員に補助対象経費であるという点を十分説明していなかったためと回答を得た。

令和6年度については、視察費の予算消化率は0%の状況であり、令和5年度と同様に協議会の会員がどこまでの支出が視察費の補助対象経費の範囲内であるかを認識しておらず、また農政課も会員に補助対象経費であるという点を十分説明していなかったためと回答を得た。

（図表 38 協議会収支報告のうち「視察費」の状況）

年 度	予算額（円）	決算額（円）	比較額（円）	予算消化率
令和5年度	450,000	8,317	441,683	1.8%
令和6年度	80,000	0	80,000	0%

意見3-1 新しい農業経営者協議会の予算消化状況について（農政課）

協議会の組織活動が障壁なく目的を達成できるよう、また補助金が有効的に活用されることを目的に、「視察費」に限らず補助対象となっている経費の範囲を協議会に対し十分説明し、協議会の構成員に不用意な自己負担が生じないようにしておくことが望ましい。

なお、協議会の令和7年度予算額からは、会員より規約に定める会費を徴収する

こととしたため、市は補助金を計上しない方針としているものの、今後協議会で実施される施策等を把握の上、補助金によってまかなわれる経費の範囲を見直すことがあれば、その都度、補助対象となっている経費の範囲を協議会に対し十分周知しておくことが望ましい。

2 スマート農業推進事業について

事業名	スマート農業推進事業														
事業の概要	<p>農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の減少により、労働力不足や労働負担の増加が課題となっているため、これらの課題を解決する方法のひとつとして、松本市では、スマート農業機械の導入を推進している。</p> <p>ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用し、農作業の省力化及び精密化、また、高品質生産の実現を推進していくため、松本市の単独事業として、スマート農業機械を導入する認定農業者等に対し補助金を交付している。</p> <p>(1) 実施期間 令和4年度～</p> <p>(2) 補助対象 農林水産省による「スマート農業技術カタログ」に記載されている機械、機器等で購入価格が50万円以上のもの</p> <p>(3) 補助内容 法人・団体 事業費1/2以内 上限500万円 個人 事業費1/2以内 上限200万円</p> <p>(4) 実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>補助金(千円)</td> <td>20,026</td> <td>18,658</td> <td>37,261</td> </tr> </tbody> </table>				R4年度	R5年度	R6年度	件数(件)	12	12	21	補助金(千円)	20,026	18,658	37,261
	R4年度	R5年度	R6年度												
件数(件)	12	12	21												
補助金(千円)	20,026	18,658	37,261												
予算額	37,770千円														
決算額	37,261千円														

市は、市議会議員発案のもと市の単独事業としてスマート農業推進事業を行っている。例年、予算策定期間に合わせて要望調査を行い、市民の要望に応じて予算額を設定している。

(1) 目標値の積算根拠について

スマート農業推進事業は市単独の事業であり、令和7年度産業振興部概要説明書における補助実行件数の実績値は(図表39)のとおりである。

(図表 39 スマート農業推進事業の各年度における実績値)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
令和7年度産業振興部概要説明書 (実績値)	12件	12件	21件

第2期松本市農林業振興計画では、令和8年度までに25件の補助件数を目標としている一方、令和6年度までの累計実績値は、45件となっており、目標値をはるかに上回っている。ここで、PDCAを意識した目標設定及び事業運用となっているのか確認するために目標件数の積算根拠について質問したところ、積算根拠に関する説明及び資料の提供は得られなかった。

松本市農林業振興計画は、策定年度から5年先の目標を設定する。この点、松本市スマート農業推進事業においては、目標値と実績値に大幅な乖離が生じているが、事業単位で目標値を再設定することはないのか確認したところ、目標値の再設定はしないとの回答を得た。

意見3-2 PDCAを意識した目標数値の設定について（農政課）

現在設定されている目標値の積算根拠は明確でなく、達成度を測れるような数値設定となっていない。また、適切な予算策定・予算管理の観点からは、市民のニーズに基づいて予算を策定することが望ましい。次期松本市農林業振興計画策定に際しては、令和4年度以降の実績を参考にするとともに、市の目指したい数値から逆算するなどして各年度において達成度を測れるような数値を目標値として設定されたい。加えて、予算策定に役立つよう、5年の計画を策定した後も目標値と実績値を比較することによってPDCAを回し、目標値の見直しを図っていくことを検討されたい。

(2) 事業状況報告書の提出状況について

松本市スマート農業推進事業費補助金交付要綱において、補助金を受け取った事業者に対し、実績報告書及び事業状況報告書の提出を求めている。要綱上、実績報告書については「第10条 交付決定者は、事業が完了した日から起算して30日以内又はその完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、松本市スマート農業推進事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。（1）事業実績書及び収支決算書（様式第8号）（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類」と記載されている一方、事業状況報告書については「第12条 交付決定者は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、松本市スマート農業推進事業補助金状況報告書（様式第10

号)を作成し、翌年度の6月末日までに市長へ提出するものとする。」と記載されている。この点、提出義務に関する考えについて農政課に質問したところ、事業状況報告書はスマート農業機器を導入した農家がどのような経営状況になっているか把握するために提出を求めている資料であるため、事業状況報告書についても実績報告書と同様に確実な提出を求めるものであると認識しているとの回答を得た。

農政課へ実績報告書及び事業状況報告書の提出状況について、令和6年度までに実施された案件で提出されるべきであるが提出されていない報告書はないか質問したところ、実績報告書については補助金交付に必要な書類であるため全て提出されている一方、事業状況報告書については提出されていないものもあるとの回答を得た。事業状況報告書の提出状況は(図表40)のとおりである。

(図表40 事業状況報告書の提出状況)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提出済件数	9件	9件	15件
未提出件数	3件	3件	6件

提出物に対するフォロー手段について質問したところ、未提出分については、提出期限超過後に複数回電話や通知にて提出の依頼を行っているとの回答を得た。また、提出期限が迫っているが提出されていない先について、提出期限超過前にリマインドを送ることは行っていないのか質問したところ、対象者に対しては提出期限前に依頼文の送付は行っている旨回答を得た。

指摘3-1 未提出となっている事業状況報告書の回収について(農政課)

事業状況報告書は、補助金を交付している以上事業者の状況を把握するために資料の提出を求めることは当然のことである。現在、未提出となっている先については、確実に提出を求められたい。

現状、提出期限超過した場合に提出の督促を行っているが、提出期限が近づいた際に送る依頼文を送付後も提出が得られない先については、追加で提出依頼の連絡をいれるなど、提出してもらうための対策を講じられたい。さらに、事業状況報告書は実績報告書と異なり補助金交付の条件となる書類ではなく、事業者の事業状況について確認するために提出を求めているという背景から、事業状況報告書のフォローを行える体制を構築されたい。

(3) スマート農業推進事業の計画書について

スマート農業推進事業について、スマート農業に資する機械(直進アシスト機能

付田植機など)等の購入に要する経費に対し、令和6年度は21件、37,261千円を補助している。当該事業については、原則として前年度に要望調査を行い、その全てについて予算化を行っているとのことである。そのため、当該事業の個別の補助にあたっては、改めて採択の判断は行っていないとのことである。なお、令和6年度に補助した21件中4件については前年度の要望受付期間終了後に相談を受け、通常は翌年度のところ、要望のあった令和6年度内に補助金を交付しているが、スマート農業推進事業計画書(以下「計画書」という。)以外に採択に関わる記録は全く残っていない。

また、市としてスマート農業に資する機械の導入による産出額の増加の目標等は立てていないとのことである。

(図表 41 スマート農業推進事業補助実績(令和6年度)) (単位:千円)

導入機械・施設	件数	事業費	補助金
直進アシスト機能付田植機	7	29,913	13,498
直進アシスト機能付トラクター	4	36,854	8,000
農機自動操舵システム	2	9,935	4,000
情報支援機能付きコンバイン	2	25,240	4,000
自動草刈機	2	5,390	2,695
ラジコン草刈機	1	1,540	770
ロボット田植機	1	6,094	2,000
農業用ドローン	1	5,487	2,000
G P S 付肥料散布機	1	596	298
計	21	121,049	37,261

計画書には、スマート農業に資する機械を使用することにより効率化される作業内容について、導入後3年間の成果目標を記載することとなっているが、事業費に比較して、著しく使用頻度の低い計画書もある。例えば、個人の直進アシスト機能付きトラクター10,357,083円の導入に対して、2,000,000円の補助金を支出している。該当の計画書(図表42)には、直進アシスト機能付きトラクターを導入することにより、ながいもの作付面積現状25aを3年目に40aに増やし、作業時間を10aあたり60分から30分に減少させる目標とある。したがって、計画書によると3年後の年間の作業時間2時間分の利用見込みについてのみの記載をしていることとなる。

(図表 42 スマート農業推進事業計画書 (直進アシスト機能付きトラクター))

6 成果目標

項目	現状 (令和5年度)	目標		
		1年目	2年目	3年目
作業時間 (10aあたり)	60分	30分	30分	30分
作付面積 (ながいも)	25a	30a	35a	40a

長野県作物別経営指標によれば、ながいもの10aあたりの粗収益は約1,000,000円、農業所得は約300,000円であり、ながいものみの利用を対象として10,000,000円以上のトラクターを導入するほどの規模ではないと考える。松本市の農業経営指標では、「すいか+ながいも+ねぎ」の規模として「すいか250a、ながいも100a、ねぎ70a」を指標としている(松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想)。

この点、当該者の経営地は約1.5haであり、農政課の説明によると、他の農作物(すいか等)も栽培しているとのことであるが、補助金の計画書からは、直進アシスト機能付きトラクターを他の農作物について使用する予定は読み取れない。農政課から、ながいも以外について検討した資料は提出されなかった。産出額目標がないことも、低利用の計画でも採用されてしまう要因と考える。

計画書は申請者からの申請に基づいて農政課が清書して送付しているが、計画書を清書・送付した記録は残っていない。この補助先を含めた4件については補助先の選定過程に関わる資料が何も残されておらず、疑念を抱かれても仕方のない状況である。他団体において、農業用機械に関する補助申請書類を代わりに作成する見返りに金銭を受け取っていた事例があるが、そうしたことを防ぐためにも計画書を清書・送付した記録を残すことにより、業務として作成したことを残す必要がある。

また、計画書の成果目標について、導入後3年間の達成状況を追うこととなっているが、現状では、ながいもの作付面積及び作業時間の達成状況のみを追うこととなり、10,357,083円(補助金2,000,000円)の直進アシスト機能付きトラクターを導入した達成状況としては、導入金額に比較して一部分のみを把握するに留まることとなる。

「計画書には全ての作物を記載することを求めている」とのことであるが、「他の作物への使用は想定したうえで交付を決定」しているのであれば、原則として全ての作物についての達成状況を把握するべきと考える。

(4) 農業所得及び面積について

補助先の農業所得の水準について見てみると、(図表 43) のとおりであり、1 千万円を超える高所得者にも 4 件補助されていることが分かる。補助先の面積について見てみると、(図表 44) のとおりであり、大規模な農業者も多いが、小規模の農家にも補助されている。

国のスマート農業の制度の場合、原則として、複数の農家が共同して産地単位で生産方式革新事業活動に取り組むことを想定しており、個人の農家が申請する場合、スマート農業技術の活用に必要な費用に比べ、その活用による農作業の効率化などの効果が十分に得られる規模で活動に取り組むことに留意することになっている。

地域の農業の効率化を目的とした補助金であるとも説明を受けたが、現状は個人の利用であり、共同利用はあまり想定されていなかった。また、国の食料・農業・農村基本計画において、スマート農業技術を活用した面積の拡大が目標となっており、面積を考慮することも考えられる。所得及び面積にかかわらず一律に補助することについて検討の余地があると考ええる。

また、エビデンスに基づく政策立案の観点から、導入者と非導入者の産出額の増減比較を行うなど、スマート農業機械の導入の効果を測ることが望ましい。

(図表 43 所得別の補助金の件数)

所得	令和 6 年度
0～2 百万円未満	2 件
2～4 百万円未満	3 件
4～6 百万円未満	8 件
6～8 百万円未満	1 件
8～10 百万円未満	1 件
10～15 百万円未満	1 件
15 百万円以上	3 件
データなし	2 件
計	21 件

(図表 44 面積別の補助金の件数)

面積	令和 6 年度
0.3～0.5ha 未満	1 件
0.5～1.0ha 未満	1 件
1.0～3.0ha 未満	6 件
3.0～5.0ha 未満	1 件
5.0～10.0ha 未満	3 件
10.0ha 以上	8 件
データなし	1 件
計	21 件

意見3-3 スマート農業推進事業の交付事務及び効果測定について（農政課）

個人の直進アシスト機能付きトラクター10,357,083 円の導入に対して、2,000,000円の補助金を支出している。スマート農業推進事業計画書の成果目標は、ながいものみの記載であり、一部の農作物の申請のみで交付決定している。また、計画書以外に補助金の採択の経過が残っていない。

2,000,000 円の補助金を支給するに見合う、現実には即した計画書の提出を受けるようにされたい。また、「計画書には全ての作物を記載することを求めている」とのことであるが、「他の作物への使用は想定したうえで交付を決定」しているのであれば、原則として全ての作物への達成状況を把握するべきと考える。

計画書は農政課が作成して送付しており、計画書の作成・送付の記録を残していないが、計画書を作成・送付した記録を残すことにより、業務として作成したことを残す必要がある。

当該事業の申請については所得制限等がないが、所得及び面積にかかわらず一律に補助することについて検討の余地があると考えている。

また、エビデンスに基づく政策立案の観点から、導入者と非導入者の産出額の増減比較を行うなど、スマート農業機械の導入の効果を測ることが望ましい。

3 農業共済による補償の充実・収入保険加入支援事業について

事業名	農業共済による補償の充実・収入保険加入支援事業															
事業の概要	長野県農業共済組合が扱う共済・保険に加入する農業者の支払う掛金に対して、市からの補助金を交付するもの。 (1) 果樹共済 実施期間：平成10年度～ 補助内容：果樹共済掛金の2/10を補助 実績： <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入者(戸)</td> <td>364</td> <td>333</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>補助金(千円)</td> <td>2,680</td> <td>2,674</td> <td>2,269</td> </tr> </tbody> </table>					R4年度	R5年度	R6年度	加入者(戸)	364	333	287	補助金(千円)	2,680	2,674	2,269
	R4年度	R5年度	R6年度													
加入者(戸)	364	333	287													
補助金(千円)	2,680	2,674	2,269													
	(2) 収入保険 実施期間：令和3年度～ 補助内容：新規加入者 保険料・事務費に対し80%以内 継続加入者 保険料・事務費に対し30%以内 ※継続加入者：加入2～5年目 実績： <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入者(戸)</td> <td>123</td> <td>249</td> <td>277</td> </tr> <tr> <td>補助金(千円)</td> <td>10,669</td> <td>21,162</td> <td>15,099</td> </tr> </tbody> </table>					R4年度	R5年度	R6年度	加入者(戸)	123	249	277	補助金(千円)	10,669	21,162	15,099
	R4年度	R5年度	R6年度													
加入者(戸)	123	249	277													
補助金(千円)	10,669	21,162	15,099													

予算額	果樹共済 2,670 千円 収入保険 15,270 千円
決算額	果樹共済 2,269 千円 収入保険 15,098 千円

長野県農業共済組合は、果樹や畜産等を対象とした農業共済に加え、令和元年度より収入保険の取扱いを開始している。果樹共済は、果樹の種類（りんご、ぶどう、なし、もも、かき、すもも）の類ごとに 5a 以上栽培している農業者が主な加入対象者となり、収入保険は、青色申告を行っている農業者（個人・法人）が加入対象者となる。

市は、長野県農業共済組合の取扱う共済及び保険のうち、果樹共済及び収入保険にかかる加入者の共済掛金及び支払保険料の補助を行っている。農業者の収入保険への加入を促進するため、市は令和3年度より果樹共済にかかる共済掛金の補助（松本市果樹共済加入促進対策事業）に加え、収入保険にかかる支払保険料の補助（松本市収入保険加入支援事業）を開始した。なお、新規加入者は加入後翌年度から補助対象者となる。

令和6年度における補助対象経費金額は、果樹共済が約 1,100 万円、収入保険が約 4,200 万円であり、収入保険にかかる補助対象経費の金額の方が大きい。一方で、予算要求資料を閲覧し、果樹共済と収入保険の各々の加入者数を確認したところ、令和6年度段階において、果樹共済の方がやや少ないものの、果樹共済及び収入保険においてほぼ同数の加入者が存在している（図表 45）。これは、収入保険加入者と比較すると果樹共済加入者は栽培面積の狭い事業者が多いためであると考えられる。

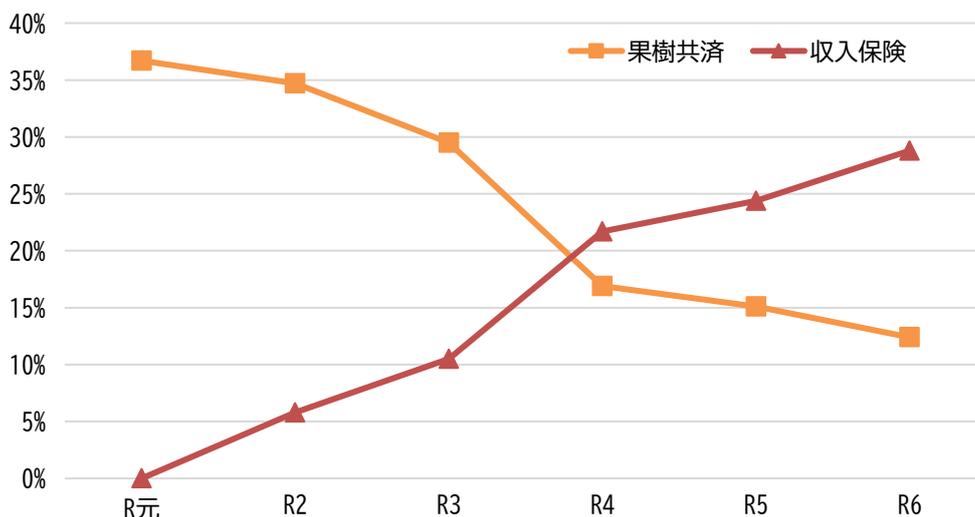
（図表 45 果樹共済と収入保険の加入者数推移）

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
果樹共済	639 人	596 人	531 人	364 人	333 人	287 人
収入保険	32 人	64 人	117 人	241 人	271 人	320 人

果樹共済の掛金に対する補助を行っている中、収入保険の支払保険料に対する補助も追加で行うこととした背景について十分な分析が行われているか確認するため、補助対象経費となる掛金額や支払保険料金額の大きさや加入者の推移を追うだけに留まらず、加入率に関する分析についても行っているか質問をしたところ、収入保険にかかる加入率の分析は現状行っていないとの回答を得た。続いて、収入保険の加入率を算定することは可能か質問し、収入保険の加入率に関する資料の提供を得た。果樹共済及び収入保険にかかる加入率の推移について、分析したところ、令和4年度を境に果樹共済の加入率を収入保険の加入率が上回っていた（図表 46）。

なお、果樹共済及び収入保険は加入対象者の条件が異なるため、各々の加入率の算定式は、「果樹共済加入率＝加入面積/栽培面積」「収入保険加入率＝加入者数/青色申告実施者数」となる。

(図表 46 果樹共済と収入保険の加入率推移)



意見 3-4 農業共済及び収入保険の加入率等の分析について（農政課）

果樹共済の掛金に対する補助が既にある中で、収入保険の支払保険料に対する補助を令和3年度に開始したが、導入してから令和6年度に至るまで、市では収入保険の加入率の分析を行っていない。

共済や保険の加入状況について十分な分析が行われていない場合、同じような事業が既にある中でなぜこの事業を行うのかという事業実施の前提に関して根拠をもって説明をすることができない。特に、市単独で行う事業においては、市民のニーズに応じて総合的な判断ができるよう、エビデンスに基づいた分析及び事業の状況把握を行うことが望ましい。

4 松本市商業ビジョンの活動指標について

事業名	商業振興事業
事業の概要	松本市商業ビジョン（令和元年度～令和10年度）に基づき、中心市街地の活性化並びに松本市全体の商業振興を図る。
予算額	16,220 千円
決算額	14,532 千円

市は、松本市商業ビジョン（平成31年4月に策定、令和6年2月中間見直し）を公表している。本ビジョンは、商業・サービス業がおかれた現状を整理し、策定

後 10 年間（令和元年度から令和 10 年度まで）の取組の方向性を明らかにすることで、実現性の高い商業振興施策を推進するための指針となるものである。本ビジョンは、商業者、商工会議所・商工会、市及びその他支援機関が連携するとともに、各々が主体的な役割を果たすことにより推進するものとされる。進捗管理については、「市、商工会議所において評価検証を行い、必要に応じて修正を行います。「松本市商業ビジョン策定委員会」を母体とする評価組織を設置し、毎年、事業の進捗状況について報告するものとします。」と記載されている。

本ビジョンでは、3つの基本目標ごとに施策・推進事業を設けており、推進事業には活動指標が設定されている。実施主体に市が含まれる事業について、設定されている活動指標には、商工課の事務事業評価表の活動指標に含まれない指標もある。

中長期的には前述のとおり、中間見直しが令和 6 年 2 月に実施された。一方で短期的な評価検証について、令和 6 年度の活動指標の実績を、令和 7 年 8 月のヒアリング時点で市は把握していなかった。また、活動指標の実施主体ごとに毎年度把握するものとされる実績指標について、商工会議所と年に数回開催する打ち合わせの際に確認していると回答を得たが、その打ち合わせの議事録は残っていない。

（図表 47 松本市商業ビジョンに掲げられる活動指標のうち、商工課の事務事業評価表に含まれないものの例示）

推進事業	活動指標	令和 4 年度 実績	令和 10 年度 目標
アプリなどを活用した商業空間を回遊する楽しみの創出	回遊性向上につながるアプリの延べ開発数	3 個	5 個
商店街と中心市街地の未来を考える場の提供（まちなか未来 Talk）	まちなか未来 Talk の開催	11 回/年	5 回/年
環境に配慮した商業エリアの形成（ゼロカーボンの推進）	環境に配慮したイベント開催支援件数【中間見直し版・新規】	-	5 件

意見 3-5 松本市商業ビジョンの活動指標の評価検証について（商工課）

松本市商業ビジョンは 10 年間の取組の指針であるが、10 年という長期の目標を達成するためには、毎年の活動指標実績を積み重ねていくことが必要である。各基本目標での取組の成果を検証し、必要に応じて改善することで実効性ある取組を進めることが可能となるためである。

そのためには、毎年の活動指標実績の評価検証を対象年度終了後早期に実施することが望ましい。商工課の事務事業評価表の活動指標とすることも検討されたい。令和 7 年 3 月に終了した年度の実績評価が 8 月時点で把握されていない状況では、進行年度で改善の行動に結び付けるにも下半期しか残されておらず、実効性のある

改善策について十分に議論する余地が少ないと言える。

また、中間見直しにより新たに設定された指標については活動実績の把握がこれまでにされていないものであり、実績としてどのデータを用いるか、またその正確性をどのように確認するかなどの論点が新たに発生する可能性もあり、活動実績の把握により多くの時間がかかると考えられる。

こういった毎年の評価検証に関して商工会議所等となされる議論については、評価検証のエビデンスとともに議事録等の関係資料を残していくことが望ましい。

5 脱炭素型大規模投資支援事業費について

事業名	脱炭素型大規模投資支援事業
事業の概要	<p>趣旨・目的 松本市の企業におけるゼロカーボンに向けた取組を加速することを目的に、市内で脱炭素社会に資する製品やサービス等を生み出すための大規模投資を行う企業を支援し、ゼロカーボン産業の集積を目指すもの</p> <p>内容 1 ゼロカーボン産業の定義 国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に定める成長が期待される14分野に該当するもので、脱炭素化に向けた課題解決につながる製品の開発・製造又はサービスの開発を行う事業 2 補助対象（次の全てを満たす事業） ・市内でゼロカーボン産業に取り組むため、工場、研究施設等建物の新增・移設や、機械、装置、器具、備品、工具、建物付属設備、ソフトウェア等償却資産の取得を行う事業者 ・投資額が3億円以上の事業 ・市内に事業所を有することまたは設置予定であること ・10年以上継続してゼロカーボン産業に取り組むこと 3 補助内容 補助率：投資額の3%以内 補助金額：上限3,000万円</p>
予算額	30,120千円
決算額	4千円（30,000千円は事業完了予定である次年度に繰り越し）

(1) 事業の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとされている。こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロ（CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源に

よる除去量との間の均衡を達成すること)に取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、松本市もそのひとつである。

令和4年8月版まつもとゼロカーボン実現計画における市の気候変動の現状・将来予測では、「世界の平均気温は100年あたり0.72℃、日本は1.26℃の割合で上昇していますが、松本市はそれより早く、100年あたり2.01℃のペースで上昇しています。」とある。令和2年12月、市は気候非常事態を宣言し、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことを表明した。このような背景により、市はゼロカーボン産業を育成するため、「脱炭素型大規模投資支援事業補助金」を令和4年度に新設した。

(2) 事業の予算執行状況

脱炭素型大規模投資支援事業について予算執行状況を閲覧したところ、令和6年度の補助金に係る予算額30,000千円に対し、支出額は0円であった。(令和6年度は1件の新規申請があり進行年度である令和7年度に交付決定が行われている。)令和4年度の施行から令和7年度までの間に交付決定は2件に留まっており、執行が遅れていることもあって予算執行率が低い状況である。

交付決定の件数について担当者に質問したところ、当初の見込みより少ないとみており、その理由は下記のとおり分析していると回答を得た。

- ① 補助対象経費3億円以上の事業が対象であり、交付要綱で、ゼロカーボン産業(脱炭素関連産業分野で脱炭素化に向けた課題解決につながる製品の開発若しくは製造又はサービスの開発を行う事業)に取り組むために必要な資産と指定されていることから、例えば太陽光パネルの設置など既存のエネルギー効率化事業のみでは交付を受けることができず、採択のハードルが高いものである。
- ② 脱炭素の取組について、欧州では推進されているが、米国では令和7年1月の第2次トランプ政権発足によって、米国の国家レベルでの気候変動・脱炭素政策は、前政権から一変し、大きく後退し縮小傾向にある。そのような状況の中脱炭素分野への投資は世界情勢の変化によるリスクも伴うため、投資を促すべきか迷うため、企業に対して積極的な周知ができていない。
- ③ 国で補助率の高い制度(経済産業省中小企業等事業再構築促進事業)ができたため、そちらを選択する事業者がいる。

(3) 市の事業に対する方針

本事業においては、前提となるビジョンとして、前述のとおり市は令和4年8月版まつもとゼロカーボン実現計画を掲げ、本事業以外にも様々な取組を行っている。

市における他の取組では、例えば「e c oオフィスまつもと認定制度」においてゼロカーボン推進部門として温室効果ガス排出削減に資する取組を評価する制度がある。また、住まいのゼロカーボン推進補助金も施行されている。脱炭素分野における世界情勢の変動はあるものの、市としてはまつもとゼロカーボン実現計画に取り組む方針であり、また産業振興の分野が脱炭素の取組に果たす役割は大きい。事務事業評価で継続とされた事業であることから、市においても、事業の廃止・縮小ではなく、主に運用改善を実施していくという認識である。

意見3-6 脱炭素型大規模投資支援事業の予算執行率について（商工課）

脱炭素型大規模投資支援事業について予算執行率が低い状況である。補助金事業で予算執行率が低い場合、その理由を分析し対応する必要があり、方針としては下記が考えられる。

① 事業設計・制度面の見直し

支援事業の前提となるビジョン・目的・成果指標を再確認したうえで、補助対象・補助率が適正であるか再検討を行う。補助対象経費や補助率を現実的な水準に見直し、過剰な負担や利用障壁を減らす。

② 運用改善

補助制度の認知不足が原因の場合、対象者への広報・周知や説明会を強化する。事前ヒアリングと協議を行い、申請者の課題を早期に把握し、補助金の適用可能性を探る。

③ 事業の廃止・縮小

効果が乏しい事業は廃止や縮小を検討し、予算を重点分野に再配分する。

事務事業評価で継続とされた事業であることから、市においては、事業の廃止・縮小ではなく、主に運用改善を実施していくという認識である。具体的な方針を検討されたい。

補助制度の対象者への広報・周知や説明会を強化する方法としては、市としてまつもとゼロカーボン実現計画のもと行われている他の取組と連携し、対象者に周知することが考えられる。例えば、市の環境エネルギー部では「松本平ゼロカーボン・コンソーシアム」を事務局として運営している。松本平ゼロカーボン・コンソーシアムとは、脱炭素社会の実現に向け、会員となる事業者が松本平で展開する脱炭素事業を、産学官が連携して支援する組織である。商工課の脱炭素型大規模投資支援事業の対象となりうる事業者が所属していると考えられ、環境エネルギー部と連携して補助金周知の場を設け、希望者との協議を実施することが望ましい。市は、令和6年度からコンソーシアムの会議の際に補助金の周知を行っている。その際、金

額規模を考慮すると中長期の検討となることが考えられるため、事業者との面談内容を記録し、担当者が今後変わっても適切に引き継がれるよう考慮されたい。

松本地域外の事業者に対してもメリットのある補助金制度である。前述のとおり、国の補助金（経済産業省中小企業等事業再構築促進事業）は補助率が高いものの、中小企業及び中堅企業が対象であり、現状大企業は対象とならない。これに対し市の本補助金は対象事業者が大企業かどうかの縛りがないため、大企業が松本でゼロカーボン産業の施設を建設する際に補助を受けることが可能である。地域未来投資促進法と合わせた活用も周知していくことが望ましい。

6 産業創発支援事業について

事業名	産業創発支援事業
事業の概要	趣旨・目的 平成30年に策定した「松本市工業ビジョン」に基づき、重点産業の推進や新製品開発、販路拡大等の支援、ICTの活用推進等により、産業創発力の向上や生産性の向上等、製造業の活性化を目指すもの 内容 1 工業ビジョン推進（松本ものづくり産業支援センター） 松本市工業ビジョンに掲げる重点産業（食料品製造業、高度な産業用機械分野）の推進に、松本ものづくり産業支援センターを中心に産学官が連携して取り組むもの 2 中小製造業向け補助金 (1) 松本市製造業等活性化支援事業（新製品・技術の開発等への支援） (2) 松本市製造業等販路拡大支援事業（展示会・見本市への出展支援） (3) 松本市製造業等人材育成支援事業（経営力強化、技術力向上等の人材育成支援） (4) 松本市地域中核企業支援事業（地域中核企業向けの施設整備支援） 3 ICT活用地域産業振興事業（サザンガク） イノベーション創出・人材育成等のためのセミナー・イベントの開催、企業のIT人材育成・IT活用支援、企業・人材誘致等
予算額	118,390千円
決算額	104,996千円

(1) ICT拠点施設「サザンガク」について

市は、松本市工業ビジョン（平成30年3月策定、令和5年中間見直し）に基づき、ものづくり産業の持続的な発展の実現に向け、一般財団法人松本ものづくり産

業支援センター（以下「ものづくり産業支援センター」という。）を核に施策を実施している。ものづくり産業支援センターは市が基本財産の 68.8%を出資している市の外郭団体である。令和6年度において市は補助金・負担金合わせて 77,534千円を交付している。また、市から職員を1名派遣している。

ものづくり産業支援センターでは、DX、ゼロカーボン等の重点課題や、食料品製造業等の重点産業の推進、産学マッチング、支援機関交流等による産学官連携事業、中小企業の生産性向上支援等を実施している。また、ものづくり産業支援センターを運営主体として令和元年に開設したICT拠点施設「サザンガク」において、コワーキングスペースでの人材の交流による新たなビジネスの創出やICT人材の育成、テレワークオフィスを活用した地域企業の生産性向上や新しい働き方の浸透等に取り組んでいる。「ICT活用地域産業振興事業テレワークオフィス運営業務委託仕様書」によれば、サザンガクテレワークオフィス設置のねらいは「地域企業のバックオフィス業務担い手不足解消」及び「子育て等によりフルタイムで働くことが難しい人材の雇用機会創出」である。

松本市工業ビジョンでは、成果指標としてサザンガクのテレワーク業務受注額を2027年目標値3,000万円/年と掲げている（図表48）。活動指標はテレワーカー登録件数としている。

（図表48 ICT拠点施設「サザンガク」に関する目標設定）

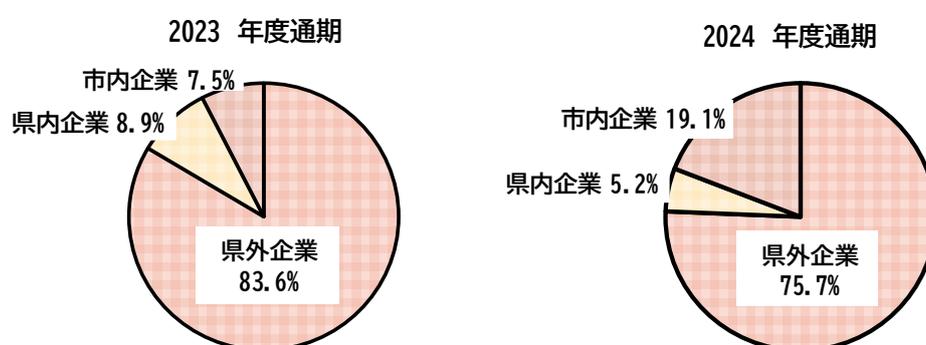
基本方針③ ICTを活用した新たな働き方・雇用の創出			
【成果指標】		2027年 (累計目標値)	
➤ サザンガクのテレワーク業務受注額		3,000万円/年	

推進事項1 女性・若者の成長支援によるテレワーカーや若手起業家の増大				
【実施主体】	【主な取組内容】	【時期】		
		短期	中期	長期
市民	・ セミナーの受講等を通じ、ICTスキルを習得する。		○	
	・ 子育てや介護により就業を断念していた女性や、若者等を中心に、サザンガクのテレワーカーとして登録を行う。		○	
商工会議所等 支援機関	・ 子育てや介護により就業を断念していた女性等の人材の掘起こしを行う。		○	
	・ セミナー等を通じ、女性や若者に対するICTスキルの習得支援を行う。		○	
	・ テレワーカーのスキル向上により、業務受注量及び受注額の増加を図る。		○	○
【活動指標】		2027年 (累計目標値)		
➤ サザンガクのテレワーカー登録件数		300人		

（出典）松本市・松本商工会議所「松本市工業ビジョン 中間見直し版」

サザンガクのテレワークオフィス業務の運営は、プロポーザルの上、TOPPAN株式会社に業務委託されている。当該企業からの「令和6年度ICT活用地域産業振興事業（テレワークオフィス管理運用）業務最終報告書」によると、令和6年度の受注額は2,375万円となり、年間目標の2,100万円を上回った。ワーカーの稼働時間は16,112時間となり、年間目標の12,850時間を上回った。また、発注元の所在地域の件数割合について確認したところ、県外企業75.7%、市内企業19.1%、県内別市の企業5.2%であり、市内企業の割合は令和5年度の7.5%に比較し増加した。

（図表49 テレワーク業務発注元の所在地域の件数割合）



（出典）TOPPAN（株）「令和6年度ICT活用地域産業振興事業（テレワークオフィス管理運用）業務最終報告書」

また、「ICT活用地域産業振興コーディネート業務令和6年度中間報告書」では、テレワークオフィス運営業務の運用委託業者である株式会社アイデアプラスのWeb関連業務を受注することで安定した業務量の確保が可能となったと記載されている。

意見3-7 ICT拠点施設「サザンガク」に対する適切なモニタリングの実施について（商工課）

サザンガクのテレワーク業務の発注元の75.7%を県外企業が占めている。サザンガクテレワークオフィス設置のねらいのひとつに、「地域企業のバックオフィス業務担い手不足解消」が含まれることから、今後松本地域企業からの受注増加に向け施策を実行されたい。

市は松本市工業ビジョンにおいて受注総額の指標を掲げているが、目標としての受注総額達成のみを推進するだけでなく、発注元や内容等についても、市の事業目的に照らした結果となっているか、検証が必要である。テレワークオフィス運営業務の運用委託業者（県外の企業）の業務を受注し、受注総額に含めている件について

て、安定した業務量の確保やワーカーのスキル向上につながるというメリットはあるが、受注総額に占める割合を把握し、市の事業目的に沿っているかのモニタリングを実施されたい。

外郭団体に対しては、団体の自主性・自立性を尊重することが基本ではあるものの、市の政策実現や財政健全性確保のため、外郭団体の設置目的が達成されるよう適切に指導・監督することが求められている。本包括外部監査にあたり誤った受注管理資料が提出された経緯（ものづくり産業支援センターが本監査用に改めて集計した際の実績であり、令和6年度の業務実績に影響することはないことが後に判明した。）があったことから、外郭団体や委託先企業に任せきりにせず、市による指導・監督の必要性を認識されたい。

（2）松本市工業ビジョンの活動指標について

前述のとおり、松本市工業ビジョンでは、成果指標としてサザンガクのテレワーク業務受注額を令和9年目標値3,000万円/年と掲げ、活動指標としてはテレワーカー登録件数を令和9年累計目標値300人としている。サザンガクのテレワーカー累計在籍数の実績は、平成31年度の67人から令和6年度は212人に増加し、令和9年度累計目標値の達成も可能な水準で推移している。一方で、委託先企業からの月次報告資料によると、令和6年度末時点のワーカー数（ディレクター含む）は74人であり、そのうち令和7年3月に稼働実績があるワーカーは21人に留まっている。

市では、累積登録者数は増加しているも、登録ワーカー数や稼働実績のあるワーカー数が100名未満に留まっている点については認識している。その要因を、①サザンガクの拠点が駐車場のない立地であるため想定されるワーカーである子育て中で車を使う必要がある方にとっての不便さ、②ワーカーの持っている技術と発注元企業が求める技術とのミスマッチ等があると分析している。

意見3-8 ICT拠点施設「サザンガク」に関する活動指標について（商工課）

市としての長期的な活動指標として累計在籍数を設定することに合理性はあるが、登録をやめた方が100人超である点や、稼働しているワーカーの数が少ない点についても目を向けて検討する必要がある。実際の登録ワーカー数や稼働実績のあるワーカー数については、市の工業ビジョンに記載はなく、商工課の事務事業評価でも活動指標とはされていない。そのため、松本市工業ビジョンの「ICTを活用した新たな働き方・雇用の創出」という基本方針に沿って運営がされているかを、実質的に評価検討する機会を損なう可能性がある。登録ワーカー数や実働ワーカー数についても評価検討し目標設定をすることが望ましい。

市では、累積登録者数は増加しているも、登録ワーカー数や稼働実績のあるワーカー数が 100 名未満に留まっている点について認識している。その要因のひとつとして駐車場のない立地のため想定される子育て中のワーカーで車を使う必要がある方にとっての不便さがある。ワーカーに対してヒアリングを実施し、ニーズをくみ取っていく必要がある。

立地について、移転や駐車場の確保などは早期に実施しがたい可能性はあるが、ニーズの把握やサザンガクに対する市の方針を定めたうえで検討されたい。拠点の移動をしない前提であっても、例えばテレワーカーが在宅で業務を実施できる環境を整えることが考えられる。サザンガクのテレワークオフィスは電子錠による入室管理によりセキュリティが確保されている。在宅ワークに耐えうる貸与 PC セキュリティを構築するか、あるいは高度なセキュリティを必要とする業務はオフィス型ワークで、それ以外の業務は在宅ワークで、といった業務の整理を実施するか、いずれかの方法により在宅ワークが可能となれば、オフィスワークと組み合わせ、より柔軟に働ける環境を提供でき、ワーカーの利便性が向上するものと考えられる。

令和 6 年 11 月から、一部のワーカーへの貸与 PC において仮想環境を構築し、在宅ワークに対応した。しかし、現状ではログイン可能な ID の数に制約があり、在宅ワークが可能な人数は僅かである。そのためホームページ等で積極的な周知はされていない。今後、環境の整備を進めることや、併せて柔軟な働き方が可能である点を周知することについて、検討が望まれる。

市はワーカーの持っている技術と発注元企業が求める技術とのミスマッチについても認識している。令和 6 年度には当該理由により、企業より引き合いがあった案件について実施できず他の団体に斡旋した事例もあった。市は、松本市工業ビジョンにおいて「セミナー等を通じ、女性や若者に対する ICT スキルの習得支援を行う」取組を推進することとしている。求められる ICT スキルの把握に努め、テレワーカーや市民の ICT スキル向上に資するセミナー等を企画推進されたい。

(3) 外部人材活用推進事業補助について

市は、中小企業がイノベーションや新事業創出等により「稼ぐ力」を向上させるために外部人材を確保することに対し、松本商工会議所及び信州大学等と連携して支援を行うため外部人材活用促進事業を行っている。外部人材活用促進事業補助金の概要は下記のとおりである。

- ① 補助対象者：「地域の人事部」（関東経済産業局）及び「信州 100 年企業創出プログラム」に参加し、外部人材を雇用等した市内中小企業
- ② 補助対象経費及び補助額等：

ア 給与、報酬、謝礼金、業務委託費等 1/2内 限度額 90 万円

イ 交通費、市内での宿泊費、居住費等 1/2以内 限度額 10 万円

※ア、イ合計 100 万円まで

令和 6 年度は、1 件の利用があった。

外部人材活用促進事業について令和 6 年度の予算額 3,000 千円に対し、支出額は 90 千円であり、予算執行率は 3 %に留まっており、予算執行率が低い状況である。令和 6 年度に交付した 1 件の事例では、EC サイトの保守管理、SNS 掲載用やバナー等デザイン性の高い素材の制作、ランディングページやマーケティングのアドバイスにおいて外部人材活用のため補助金が受給された。外部人材を活用してこのような事業に取り組みたいと考える中小事業者は多いと考えられる。一方で、本補助金は、要綱第 3 条に記載のとおり、「公的機関、学術機関若しくは公的機関と協定を締結し、又は公的機関から業務を受託している民間事業者が提供する市長が適当と認める人材マッチングサービスを利用」していることが条件であり、令和 6 年度は補助対象者自体が少なく、執行率が低い。

意見 3-9 外部人材活用促進事業の予算執行率について（商工課）

外部人材活用促進事業は補助金のみでなく、関東経済産業局の実証事業（令和 4 年～令和 6 年）である「地域の人事部」事業への協力や「信州 100 年企業創出プログラム」に協力することも事業の内容としているため、単純に補助金対象者の条件を撤廃するといった方策は想定されない。市においても、令和 6 年度まで関東経済産業局の実証事業であった「地域の人事部」事業について、関東経済産業局モデル事業終了後も、松本地域独自の事業として自走していく方針であり、今後はより地域に合ったかたちの進め方を推進していくものとし、本事業は継続を見込んでいる。よって本補助金については周知の強化といった運用改善を実施していくと市は認識している。そのための具体的な方針を検討されたい。

現在、市は「地域の人事部」マッチングサービス利用者に直接周知する他、直接事業者と関わる機会の多い金融機関や商工会議所を通じた周知、ホームページへの掲載等を行っている。「地域の人事部」自走化に伴い、来年度以降、中小企業の人的資本経営推進に向けた取組を強化する事業（伴走支援）を考えており、当初予算要求中である。伴走支援の取組の中で、外部人材活用のニーズを捉え、補助金利用を促すことが対象者にとっての利益となることから、積極的に推進されたい。先行事例として茨城県で「地域の人事部」を立ち上げており、企業と協定を結ぶなどの取組が進んでいる。有益な知見については他地域の先行事例も参照されたい。外部人材活用のニーズを把握するために、企業ニーズの収集を徹底することが望ましい。

市へのヒアリングによれば、「地域の人事部」事業の一環として、10 数社に対して事務局職員と連携しているキャリア支援のコンサルタントの方と協働して企業訪問及びヒアリングを実施しているとの回答を得た。このように企業ニーズの収集に取り組んでいるが、議事録が共有されていない。今後の議論・検討のためにも、ニーズの聞き取りについては議事録や活動記録を保存し活用することが望ましい。伴走支援事業と合わせた補助金事業の推進や負担金の設計に資するものと考えられる。

7 労働相談支援事業について

事業名	雇用対策事業
事業の概要	<p>日常的な労働や職業に関する相談に対応する「職業・労働相談」、様々な労働環境における職場での問題等の相談に対応するための「勤労者心の健康相談」、若年未就業者やフリーターを対象とした「若者職業なんでも相談」を実施している。</p> <p>また、労使間、金銭等のトラブルを始め日常生活全般の諸問題の相談業務を、専門の相談員を配置するNPO法人へ労働相談支援事業として委託し、実施している。</p> <p>令和6年度 相談件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業・労働相談：154 件 ・勤労者心の健康相談：118 件 ・若者職業なんでも相談：82 件 ・労働相談支援事業：2,814 件
予算額	14,680 千円
決算額	14,434 千円

(1) 労働相談支援事業の概要

労働相談支援事業は、仕事や日常生活の悩み・労使間トラブルなどの解決を図るため、弁護士・司法書士・社会保険労務士が相談に応じているNPO法人ユニオンサポートセンターに委託して行っている相談事業である。平成16年度に緊急地域雇用創出特別事業として国庫補助を受けて開始し、平成17年度からは市単独事業として継続している。平日は午前9時から午後5時まで専門相談員が労働・生活に関する相談を無料で行っているほか、月に1回、専門家による特別法律相談日が設けられており、弁護士、司法書士、社会保険労務士などによる相談も受け付けている。

主な受付内容は（図表50）のとおりである。

(図表 50 労働相談支援事業における主な受付内容)

労使	解雇、給料、退職金、セクハラ、社会保険、労災、外国人労働者問題など
金銭	損害賠償、貸金請求、サラ金、交通事故など
不動産	土地建物、登記、所有権、明け渡し、境界確認など
その他	年金、介護、医療事故、メンタルヘルス、靈感商法、環境、アスベストなど

(2) 相談実施体制について

専門相談員 1 名と、主にメンタルヘルス関連の相談を受ける特別相談員 1 名の計 2 名が常駐している。直近 5 年間で相談受付体制に変更はない。

直近 5 か年の相談受付件数は毎年減少しており、5 年間で 1,451 件 (34.0%) の減少となっている。その減少要因について市は特段、把握していないとのことであった。

相談内容についてはメンタルヘルス関連の相談が増えており、1 件あたりの相談時間が長くなる傾向があるとのことである。

(図表 51 過去 5 年間の相談受付件数と内容分類)

年度	労使	金銭	不動産	家庭	その他	合計
R 2	3,307	108	60	154	636	4,265
R 3	3,288	96	53	142	435	4,014
R 4	3,041	88	72	128	407	3,736
R 5	2,360	104	119	89	359	3,031
R 6	2,286	87	80	95	266	2,814

なお、相談の実施は対面によるほか、電話、電子メールでも行っている。対面相談には、松本市勤労会館への来所、相談者の自宅等への訪問・相談者が勤務する勤務先等への同行による相談が含まれる。直近の相談実績件数は (図表 52) のとおりであり、合計件数に占める、電話による相談の割合が増加傾向にある。

(図表 52 過去 3 年間の相談実施方法別の件数)

年度	電話	来所	訪問・同行	その他 (電子メール等)	合計
R 4	1,975	1,092	427	242	3,736
R 5	1,788	854	203	186	3,031
R 6	1,778	734	186	116	2,814

意見3-10 労働相談件数減少要因の分析について（商工課）

松本市労働相談支援事業について、令和2年度以降、相談件数は4,265件から2,814件へと5年間で1,451件（34.0%）減少している。しかし市では現状、特段の要因を把握しておらず、事業運営の改善に活かされていない。

相談件数減少の要因分析を行い、利用者ニーズに即した相談体制への見直しを検討されたい。

相談件数の減少要因として、コロナ禍の終息や、オフィス出社回帰など労働環境の変化等の外部要因、市民の相談ニーズや相談行動（オンライン、SNS等）の変化、あるいは相談受付日時が市民ニーズと乖離しつつあるなどが考えられる。

相談実施方法別に令和5年度と令和6年度の件数を比較すると、電話相談の件数は1,788件→1,778件（△10件）とあまり変わらないが、来所が854件→734件（△120件）、その他（電子メール等）が186件→116件（△70件）と減少が顕著である。

近年の若年層を中心としたLINE・SNS等の相談手段の利用拡大、あるいは平日に時間を取れない層の休日・夜間相談に関する需要と、平日日中が中心の現行制度とのミスマッチの可能性について、分析を実施したうえで、必要があれば対応をされたい。

8 公衆浴場経営安定化事業について

事業名	公衆浴場経営安定化事業
事業の概要	趣旨・目的 公衆浴場の経営の安定化を促進し、公衆衛生の向上に資するため、営業者の経営に要する経費を一部補助し、営業支援を行うもの。 内容 1 入浴者数が100人未満の場合、次に掲げる額の合算額を補助する (1)営業日数に市長が別に定める額を乗じて得た額 (2)入浴者数が100人に不足する数に市長が別に定める額を乗じて得た額（1,000円未満切捨て） 2 入浴者数が100人以上の場合 営業日数に市長が別に定める額を乗じて得た額とする
予算額	2,410千円
決算額	2,406千円

(1) 公衆浴場経営と事業の概要

市の公衆浴場経営安定化事業補助金は、地域住民の入浴機会を確保し、公衆衛生

の向上を目的として、経営が厳しい公衆浴場を支援する制度である。松本市公衆浴場経営安定化事業補助金交付要綱において「公衆浴場」とは、松本市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例（令和2年条例第56号）第2条に規定する普通公衆浴場であって、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金の統制を受けて営業しているものをいう。市では、要綱第1条により、経営の不安定な公衆浴場業を営む者の直接経営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとしている。

公衆浴場は地域住民の健康保持や衛生向上に重要な役割を果たしており、その存続を支援することが目的である。一方で、物価統制令施行当時から自宅に風呂設備のある世帯割合は大きく上昇し、公衆浴場の利用者数は減少傾向である。また、燃料費や設備維持費の負担が大きく、入浴料金の統制を受けているため収益へ価格転嫁が限定されることから、経営が厳しい状況にあることが多い。

（２）公衆浴場経営安定化事業補助金の算定方法について

市における安定化事業補助金は、上記を踏まえて、営業日数割と入浴者数割により計算される。経営の不安定な公衆浴場に補助金が多く分配されるよう、入浴者数が営業日1日あたり100人以上の場合は入浴者数割分が適用されず、営業日数割のみが交付される設計である。入浴者数が100人以上であっても、入浴料金の統制下にあるため経営は厳しいと市は認め、営業日数割分は全事業者に交付される。補助金申請の際には添付書類として実績報告（収支状況）の提出が求められ、審査の上交付決定がされる。

令和6年度における市の公衆浴場は8施設あり、実態調査表によると入浴者数は最も少ない施設で年間156人、最も多い施設で年間37,496人とばらつきがある。一方で補助金額の範囲は173千円～411千円と、あまり差がついていない。予算規模が2,410千円であり、8施設に交付されるため1施設あたりの補助額は50万円未満である。収支差額について、令和6年の実態報告書によれば補助金額を含めてもマイナスとなっている公衆浴場が3施設ある。なお県においても同様の趣旨の補助金があったが、平成27年度で終了している。

（３）公衆浴場経営安定化事業補助金の金額水準、統制価格の状況及び経営者アンケートについて

市における本補助金の水準は、平成26年から変更がない。補助金水準の見直しについて、商工課としては令和6年度に食品・生活衛生課から引き継いだばかりの事業であることから、現時点では検討をしていない。

市の公衆浴場の実績報告書より集計した収支差額、補助金収入及び入浴者数の推

移は（図表 53）のとおりである。表中の補助金収入は市の補助金を集計し、設備投資関連補助金は除いている。令和 6 年度、1 施設において収支差額が大きく増加（+1,844 千円）したことが影響し平均収支差額がプラスとなっている。

（図表 53 過去 3 年間の市の公衆浴場の状況（平均値））

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
収支差額	△392,320 円	△423,145 円	410,525 円
補助金収入	308,188 円	330,229 円	327,377 円
入浴者数	18,489 人	17,727 人	17,157 人

県の状況について、長野県公衆浴場入浴料金懇談会資料によれば、長野県の公衆浴場の平均収支差額は令和 3 年度△589,999 円から令和 4 年度△1,468,067 円とマイナス幅が△878,068 円増加しているのに対し、収入内訳に占める平均補助金額の増加は 77,038 円に留まっている（図表 54）。

(図表 54 公衆浴場の経営状況)

公衆浴場の経営状況 (令和4年)

(単位:円、%)

区 分	令和4年		(参考) 令和3年		差額等
収入合計 (A)	6,100,555	100.0	5,866,288	100.0	234,267
入浴料金 (B)	4,971,633	81.5	4,902,279	83.6	69,354
雑収入 (C)	384,582	6.3	296,707	5.1	87,875
補助金額 (D)	744,340	12.2	667,302	11.4	77,038
支出合計 (E)	7,568,622	100.2	6,456,287	100.0	1,112,335
人件費	1,339,905	17.7	1,328,903	20.6	11,002
燃料費	2,321,254	30.7	1,869,749	29.0	451,505
用水費	188,446	2.5	176,436	2.7	12,010
光熱費	711,472	9.4	543,100	8.4	168,372
消耗品費	279,739	3.7	207,263	3.2	72,476
修繕費	421,736	5.6	341,298	5.3	80,438
賃借料	218,253	2.9	153,329	2.4	64,924
備品費	6,850	0.1	56,983	0.9	△ 50,133
保険料等	94,936	1.3	84,822	1.3	10,114
会費及び交際費	81,684	1.1	83,670	1.3	△ 1,986
公租公課	239,617	3.2	207,733	3.2	31,884
支払利子	16,244	0.2	11,942	0.2	4,302
減価償却費	743,725	9.8	526,795	8.2	216,930
建物再調達費	61,387	0.8	51,513	0.8	9,874
資本報酬	95,490	1.3	80,131	1.2	15,359
その他諸経費	747,885	9.9	732,620	11.4	15,265
収支差額 (A - E)	△ 1,468,067		△ 589,999		△ 878,068
(B - E)	△ 2,596,989		△ 1,554,008		△ 1,042,981
営業日数	259.7 日		261.8 日		△ 2.2 日
1日平均入浴人員	大人 47.6 人 中人 1.0 人 小人 0.6 人		大人 46.7 人 中人 1.0 人 小人 0.8 人		
大人換算入浴人員 (F) (大人換算)	年 12,484 人 (1日 48.1 人)		年 12,357 人 (1日 47.2 人)		127 0.9
料金原価推定 (E/F)	606.3 円		522.5 円		83.8 円
適正料金収入額 (E - (C + D))/F	515.8 円		444.5 円		71.4 円

* 最高統制額施設(20施設)の状況

* 万葉超音波温泉を除く(収入・支出・利用者数いずれも大きく、各項目の平均値が大きく変わってしまうため)

(出典) 長野県「長野県公衆浴場入浴料金懇談会資料」

長野県では、令和5年4月1日及び令和6年4月1日に統制額が改定された。平成26年以來9年ぶりのこれらの改定により、合計で大人100円の値上げとなった。

(図表 55 長野県公衆浴場入浴料金統制額の推移)

区分	平成 26 年	令和 5 年	令和 6 年
大人 (12 歳以上)	400 円	440 円	500 円
中人 (6 歳以上 12 歳未満)	150 円	150 円	170 円
小人 (6 歳未満)	70 円	70 円	80 円

(出典) 長野県「長野県公衆浴場入浴料金統制額の改定について」

また、実績報告書に記載された公衆浴場経営者からのアンケートにおいては、統制額引き上げは助かるが、入浴者数の減少はとまらず、また高齢化、人手不足、後継者不在の問題等に不安を抱えているとの記載があった。

意見 3-11 公衆浴場経営安定化事業補助金の見直しについて (商工課)

経営の不安定な公衆浴場に対する補助が趣旨であるが、現状では各施設への補助金額に差がついておらず、また補助金を含めても収支差額が赤字となっている公衆浴場が令和 6 年で 8 施設中 3 施設ある。

1 施設あたりの補助金額が 50 万円未満であり、各施設の入浴者数によって差がつかない理由は、①営業日数割分がある点、②予算規模が 2,410 千円と小規模である点にある。①営業日数割を認めている背景としては前述のとおり、入浴者数が 100 人以上であっても、入浴料金の統制下にあるため経営は厳しいと市は認め、営業日数割分は全事業者に交付されるためであり、この計算方針自体が誤っているとは判じ得ない。

②予算規模について、昨今の情勢における物価・人件費高騰を踏まえた上で、市の公衆浴場経営安定化事業の方針を定め、検討することが必要と考えられる。

政府において令和 7 年の「骨太の方針」などで、インフレ下における補助基準の網羅的な点検と見直しが行われており、地方自治体においても、給付の基準額が長期にわたり据え置かれているものについては補助金水準が適切であるか、検討が必要と考えられる。

なお、前述のとおり、当該事業は令和 6 年度に食品・生活衛生課から引き継いだ事業である。施設関連の補助は令和 6 年度以降も食品・生活衛生課で実施されている。補助金についての包括的な検討は、商工課のみならず、公衆浴場経営に対する市の方針を定めたいうで、担当する課全体で実施されたい。

意見 3-12 公衆浴場経営安定化事業補助金における実績報告書について (商工課)

本補助金は交付申請の添付書類として実績報告(収支状況)を受領し、審査の上交付決定がされるものである。しかし、本補助金に関する資料が綴じこまれたファ

イルには、収支状況のうち収入部分までが綴じられており、支出部分について綴じられていなかった。この状況からは、支出部分まで確認の上審査及び交付決定がなされたかどうか、疑問が生じる。

市担当者へのヒアリングによれば、収支状況は一式で確認したものの、前年度までの綴り方を踏襲し、収入部分のみ綴じこんでいたとの回答を得た。収支状況一式の保管は前任である健康福祉部食品・生活衛生課でなされていた。

補助金の交付決定にあたっては、添付書類まで確実に回覧し承認がなされる必要があるため留意されたい。

また市では、実績報告（収支状況）は全公衆浴場から入手しているものの、市は収支差額や補助金額の推移についてとりまとめて把握・分析はしていない。実績報告（収支状況）は前任の課である健康福祉部食品・生活衛生課に保管されている。

収支状況を把握し、前述の「意見3-11」に記載の公衆浴場の経営について議論するためにも、エビデンスの保管、集計及び分析を実施することを検討されたい。

9 中小企業振興事業について

事業名	中小企業振興事業
事業の概要	<p>松本市商業ビジョン（令和元年度～令和10年度）及び松本市経営発達支援計画（令和2年度～令和6年度）に基づき、中小企業並びに小規模事業者に対し、経営指導、持続化支援等の支援を実施するもの。</p> <p>（1）景気動向調査 景気動向調査 12回</p> <p>（2）中小企業能力開発学院 自社内で研修を行うことができない中小企業に対し、専門知識、技術を習得するための講座開催支援</p> <p>（3）小規模企業指導事業 小規模事業者の経営発達支援を積極的に行うため、商工団体が行う伴走型の経営指導に対し支援</p>
予算額	66,120千円
決算額	58,136千円

松本市では事務事業評価表を作成し、事業ごとに活動指標や成果指標を定めている。中小企業振興事業においても事務事業評価表を作成し、事業内容にある3つの事業について記載している。

だが、「1.景気動向調査」については、景気動向調査の回数は記載しているものの、成果指標が記載されていない。景気動向調査は適切な判断を行うためのデータ収集であり、指標等の数値目標の設定と直結しない側面はある。しかし調査を漫然

と実施してしまえば、他の調査結果と重複するなど調査が非効率になってしまうことも考えられる。このため目的に沿った活用が望ましい。現状の事務事業報告書の記載では、当該調査が地域経済の活性化や市の政策目的にどの程度寄与したかが不透明であり、十分な効果検証ができていない。

「2. 中小企業能力開発学院」は活動指標、成果指標をともに記載していない。成果指標が記載されていないことから、「1. 景気動向調査」と同様に十分な効果検証ができていない。

「3. 小規模企業指導事業」においても「経営発達支援計画に基づく事業計画年間策定数」を活動指標として定めているが、成果指標を定めていない。

意見3-13 事務事業評価表における適切な成果指標の策定について（商工課）

「1. 景気動向調査」について、事業の実施件数や予算執行率ではなく、成果指標を設定し、事業の有効性を検証することが求められる。そのためには、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の考え方を導入し、データ収集・分析に基づいて事業等の継続・縮小・統廃合を検討する仕組みを整備することが望ましい。

なお市では、「1. 景気動向調査」について、令和7年度に事業者リストの見直しや業種区分の細分化など、業務内容を改善しており、今後も継続的に事業の有効性を高めていくことが期待される。

「2. 中小企業能力開発学院」も、活動指標を定めただけで、成果指標（例：資格取得に直結する講座であれば資格の取得率、受講者アンケートによる満足度）も設定し、効果を客観的に検証できるようにすることが望ましい。

「3. 小規模企業指導事業」も、上記同様、成果指標（例：追跡調査で業況の改善を確認）を設定し、事業の有効性を検証することが求められる。

また、活動指標及び成果指標の策定にあたっては、（事業内容を見直すのでなければ）過年度の成果との比較・検証も有用と考えられる。

10 勤労者福祉センターについて

事業名	勤労者福祉センター管理事業
事業の概要	松本市勤労者福祉センターは、昭和47年に県が設置した勤労者福祉施設で、平成29年度まで市が指定管理者として管理運営を行ってきた。 その後、平成29年度の大規模改修工事を経て市に移管され、平成30年4月のリニューアルオープン以降は、市の所有施設として市が管理運営を行ってきた。 令和7年度から指定管理者制度を導入し、施設の管理・運営は静岡ビル保善株式会社へ引き継がれている。

	令和6年度 利用件数：5,631件 延べ利用者数：149,858人
予算額	25,245千円
決算額	23,083千円

(1) 施設の概要について

松本市勤労者福祉センターは、市民の勤労福祉の増進と文化の向上を図ることを目的とした貸館施設である。

所在地：長野県松本市中央4丁目7番26号

使用時間：午前9時から午後9時30分まで

休館日：毎月第1・第3火曜日及び年末年始（12月29日から翌1月3日まで）

駐車場：69台

施設の空き状況は、施設予約サイト「公共施設案内・予約システム」で確認するか、直接センターへ電話で確認することができる。

仮予約は、松本市勤労者福祉センターの窓口又は電話で可能。また、電子請求で利用者登録を行うと、インターネットで予約することができる。

館内施設は（図表56）のとおりである。

（図表56 館内施設の面積及び収容人数）

施設名	面積	収容人数
大会議室	540 m ²	306名
2-1会議室	144 m ²	72名
2-2会議室	144 m ²	72名
2-3会議室	36 m ²	18名
2-4会議室	54 m ²	24名
2-5会議室	72 m ²	54名
2-6会議室	54 m ²	24名
和室	35 m ² (22.5畳)	20~30名
3-1会議室	144 m ²	72名
3-2会議室	72 m ²	54名
3-3会議室	216 m ²	132名

(2) 指定管理者制度の導入について

市は、勤労者福祉センターについて、令和7年度より指定管理者制度を導入している。制度導入の目的として、施設管理におけるノウハウを持つ民間活力の活用により、住民サービスの向上及びコスト削減が見込まれるためとしている。

委託事業者との基本協定仕様書には「利用者アンケートを毎年度行い実績報告書に含める」旨が含まれている。市は、入手したアンケートを分析して、改善点があれば対応するものとしている。

なお、市の行政評価事務事業評価作成要領では、「公共施設の維持・管理のみを行う事業は、指標の設定は不要」とされていることから、制度の目的である「住民サービスの向上」及び「コスト削減」について、行動指標及び成果指標は現状では特に設定していない。

意見3-14 指定管理者制度の導入目的に係る検証体制の整備について（商工課）

市は、令和7年度に勤労者福祉センターの管理運営に指定管理者制度を導入し、その目的を「民間事業者のノウハウ活用による住民サービスの向上及びコスト削減」としている。

また、市は指定管理者に対し、年1回の利用者アンケートを実施し、その結果を報告することを求めている。

しかしながら、現状では、利用者アンケート結果の分析方法、指定管理者制度導入前後の比較指標、コスト構造の変化、サービス水準の具体的な改善内容などについて体系的な検証が行われる状況にはなく、制度導入の成果について客観的な数値で測定できる状況とは言い難い。

市の「行政評価 事務事業評価表作成要領」によれば、公共施設の維持・管理のみを行う事業は、指標の設定は不要とされており、当事業が「公共施設の維持・管理のみを行う事業」であるとすれば、成果指標等の設定が求められているものではない。もっとも、指定管理者制度導入の趣旨に鑑みて、制度導入後の利用者満足度やコストの状況などの状況を数値で補足し、検証可能な形で事業を実施することは、限られた財源の中での、より効果的な行政運営の実現に資するものである。

この点、一例としては、指定管理者制度導入前後の数値（利用者数、満足度、改善項目、維持管理費、人件費等）を捕捉した上で、定期的に検証結果の取りまとめを実施することが考えられる。

指定管理者制度の導入目的である住民サービスの向上及びコスト削減について、直営の場合と比較してどのような状況にあるのか、事業の満足度や達成度に関する数値の把握ができる検証体制の整備について検討されたい。

IV 事務負担の軽減及び業務の効率化について

この節では、事務負担の軽減や業務の効率化が求められる項目について記載している。

1 多面的機能支払交付金事業について

事業名	多面的機能支払交付金事業
事業の概要	農業・農村の多面的機能の維持・発揮を支えるための地域共同活動や、地域資源の質的向上を図る活動に対して交付金を支払うもの。令和7年度からはこれに加えて市独自の事務委託支援補助金制度を導入している（当初予算 320 万円）。
予算額	267,340 千円
決算額	267,182 千円

多面的機能支払交付金事業は、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農業の有する多面的機能の発揮への支障、地域の共同活動の低下、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加、といった問題に対処するため活動を行う組織に支援を行うための農林水産省主管の事業である。

(1) 事業実施体制

上述のとおり、当該交付金事業は農林水産省主管の事業であるが、国と地方公共団体が相互に連携し、交付金による効果が十分発揮され、組織の活動が計画的かつ効果的に実施されるように実施体制を整える必要がある。この点、国と地方公共団体の役割を（図表 57）のとおり規定している。

（図表 57 実施主体毎の役割）

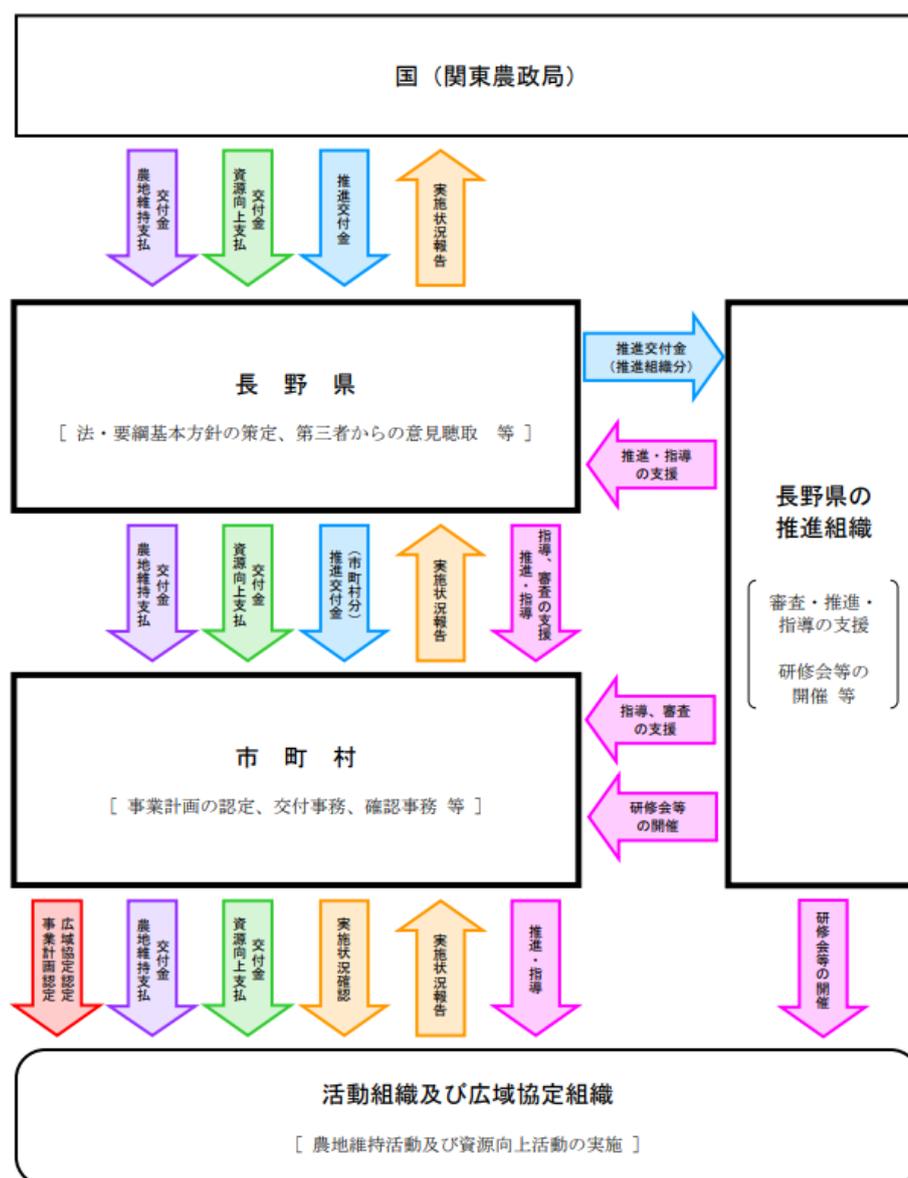
実施主体	役割
国	地方公共団体、関係団体、農業者、地域住民等に対し、それぞれの役割分担の下、本交付金による取組が適切かつ効率的に行われるよう、支援及び指導を行うこととする。また、本交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映するため、第三者機関を設置する。
都道府県	本交付金による地域の取組を効果的に推進するために、多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定するとともに、都道府県、市町村のほか、地域の実情に応じ、農業者団体、非営利団体等から構成される推進体制を構築する。
市町村	本交付金による取組が円滑に実施されるよう、広域活動組織の広域協定を認定するとともに、広域活動組織、活動組織又は特定事業実施者（以下、「活動組織等」という。）が作成する事業計画を認定する。また、活動の実施状況の確認等を行う。

（出典）農林水産省「多面的機能支払交付金実施要綱」

また、多くの都道府県では、当該交付金事業に関する説明会の開催、活動組織等への指導・助言、参考資料の作成・配布等を行うことを目的として、「全国水土里ネット多面的機能支払促進協議会」が統括する各都道府県の協議会を設置しており、長野県では「長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会」（以下、この節において「協議会」という。）を設置している。協議会の構成は、長野県、市町村、各農業者団体などからなる。

上記実施体制を図示すると（図表 58）の体系となる。協議会は、「長野県の推進組織」と表されている。

（図表 58 長野県の多面的機能支払交付金実施体制）

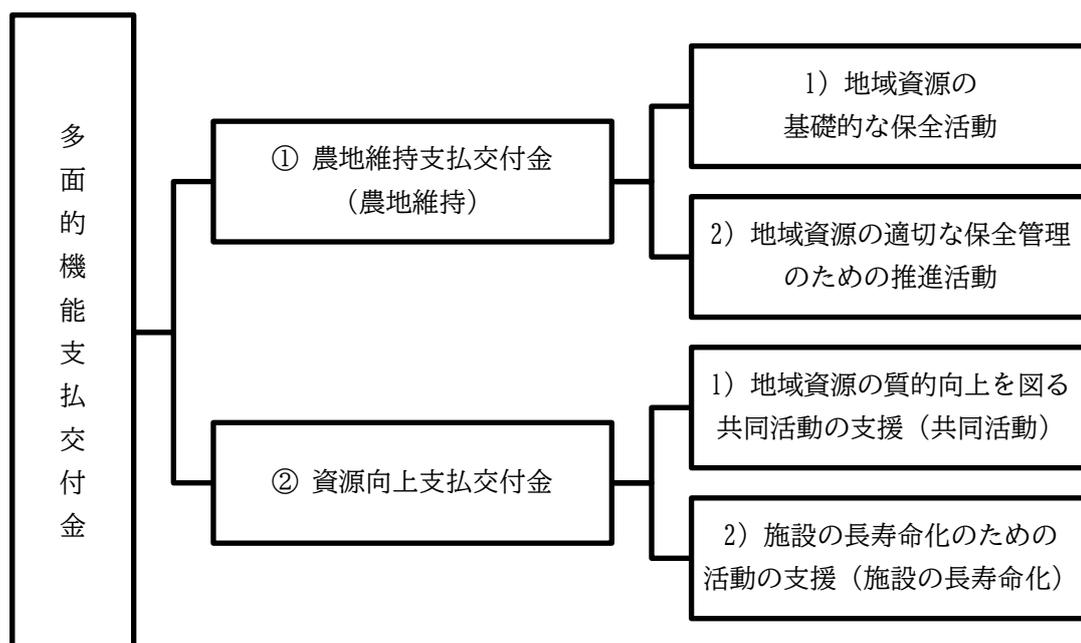


（出典）長野県「多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）」

(2) 対象の活動

支援の内容は、活動組織等に交付金を支払うことで各活動組織等の活動を支援するものであるが、交付金の対象となる活動の構成は、(図表 59) のとおりである。なお、環境負荷低減の取組については、省略する。

(図表 59 多面的機能支払交付金の構成 (令和6年度))



具体的な活動の内容は、以下の①及び②のとおりである。

① 農地維持支払交付金 (農地維持)

多面的機能を支える共同活動を支援する。具体的には以下の2つの活動を対象とする。

- 1) 地域資源の基礎的な保全活動の支援活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施する
- 2) 農村地域での話し合いにより地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施し、将来の地域資源の保全管理に関する構想を策定する

② 資源向上支払交付金

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援する。

具体的には以下の2つの活動を対象とする。

1) 地域資源の質的向上を図る共同活動の支援（共同活動）

ア 施設の軽微な補修

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施する。「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成される。

イ 農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施する。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成される。

ウ 多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づき、以下の a～j から選択した活動と、k の広報活動を毎年度実施する。

ただし、直ちに a～j のいずれかの活動に取り組めない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に 5/6 を乗じた額になり、また、対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、k の広報活動の実施を任意とする。

a： 遊休農地の有効活用

地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動

b： 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化

鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動

c： 地域住民による直営施工

農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動

d： 防災・減災力の強化

水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動

e： 農村環境保全活動の幅広い展開

農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動

- f： やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動
- g： 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動
- h： 広域活動組織における活動支援班（広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された班）による活動の実施
- i： 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化
長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し期間の延期、江の設置等の活動
- j： a～iのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動
- k： 広報活動・農村関係人口の拡大

2) 施設の長寿命化のための活動の支援（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する。

（3）対象の組織

交付金の構成ごとの対象組織は、（図表 60）のとおり様々な構成員で構成される組織である。

(図表 60 多面的機能支払交付金の構成ごとの対象組織と構成員 (令和6年度))

交付金の構成		対象組織	構成員
農地維持		・活動組織 ・広域活動組織 ※	・農業者のみ ・農業者及び地域住民、団体など
資源向上	共同活動	・活動組織 ・広域活動組織 ※ ・特定事業実施者	・農業者及び地域住民、団体など
	施設の長寿命化	・活動組織 ・広域活動組織 ※	・農業者のみ ・農業者及び地域住民、団体など

※広域活動組織・・・旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落（活動組織）、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者で構成される、構成員間の協定、その他都道府県が定める条件に基づく組織

(出典) 農林水産省「令和7年度多面的機能支払交付金のあらまし」

(4) 交付額

交付額は、田、畑、草地の区分で、交付金の構成ごとに単価が定められている。なお、各種加算措置については省略する。

(図表 61 多面的機能支払交付金単価 (令和6年度))

交付金の構成		対象区分 (10a あたり)		
		田	畑	草地
農地維持		3,000 円	2,000 円	240 円
資源向上	共同活動※	2,400 円	1,440 円	240 円
	施設の長寿命化	4,400 円	2,000 円	400 円

※「施設の長寿命化」と一体的に実施する地区又は採択後5年以上継続の地区は、交付単価が75%となる。

(5) 活動組織数、交付金額等の状況

令和元年度からの交付金の構成ごとの組織数、対象面積、交付金額、市負担額の推移は(図表 62)のとおりである。令和2年度はコロナ禍で全体的に一時減少したものの、その後回復基調にある。特に施設の長寿命化の組織数については、令和元年度の34組織から令和6年度の38組織に増加している。

(図表 62 交付金構成ごとの対象面積と交付金額等の推移)

交付金の構成	採択年度	組織数	対象面積(ha)				交付金額 (千円)	市負担額 (千円)	
			田	畑	草地	計			
農地維持	R元	50	2,879.77	1,088.08	13.34	3,981.19	108,009	27,002	
	R2	46	2,898.34	1,101.37	13.14	4,012.85	108,007	27,001	
	R3	46	3,057.94	1,138.21	13.14	4,209.29	114,184	28,546	
	R4	47	3,048.16	1,153.94	13.18	4,215.28	114,231	28,557	
	R5	49	3,189.18	1,132.18	10.22	4,331.58	116,435	29,108	
	R6	47	3,000.37	1,288.13	1.48	4,289.98	114,959	28,739	
資源向上	共同活動	R元	34	1,772.02	193.58	2.65	1,968.25	37,968	9,492
		R2	31	1,854.88	221.19	2.45	2,078.52	40,150	10,037
		R3	31	2,043.39	264.96	2.45	2,310.80	44,453	11,113
		R4	32	2,146.90	285.19	2.45	2,434.54	46,306	11,576
		R5	35	2,208.24	314.59	2.45	2,525.28	46,810	11,702
		R6	35	2,519.41	498.55	0.00	3,017.96	50,758	12,689
	施設の長寿命化	R元	34	2,377.41	1,054.48	8.74	3,440.63	117,975	29,493
		R2	34	2,596.20	1,077.13	8.54	3,681.87	103,994	25,998
		R3	35	2,768.12	1,142.38	8.54	3,919.04	105,357	26,339
		R4	37	2,797.12	1,158.36	8.44	3,963.92	96,515	24,128
		R5	38	2,910.80	1,129.43	8.44	4,048.67	100,322	25,080
		R6	38	2,817.21	1,267.16	0.00	4,084.37	101,465	25,366

(6) 交付のルートと各種申請の手順と現状

交付金の交付のルートは、国から都道府県、都道府県から市町村、市町村から活動組織等の流れで交付される。交付金の負担割合は、国が50%、県と市がそれぞれ25%ずつである。

(図表 63 多面的機能支払交付金の交付までの流れ)



(出典) 農林水産省「令和7年度多面的機能支払交付金のあらまし」

各種申請の手順と現状については、実施体制主体ごとに記載すると、以下のとおりとなる。

【各活動組織等】

活動組織等は、(図表 64) の年間スケジュール例示のような手順に従って活動を実施することとなる。この図表の中で、活動計画をはじめとして、項目ごとに作成すべき時期や年間を通して作成すべき書類が「主な作成書類」の欄に掲げられている。活動ごとに参加者名簿、作業日報、写真等を揃える必要があり、上記【交付金の構成】で示したとおり、対象とする活動の項目数や範囲が広いという点などから揃えるべき書類の数は多く、事務負担が大きい。特に、活動計画書及び実施状況報告書の添付書類作成は、所在、面積、現況地目、構成員等を記した農用地一覧表作成を含み、対象の農用地や実施した活動ごとに作成されるものであり、最も作業時間を要すると考えられる。

特に、市内の活動組織等の多くが高齢化した役員で事務処理対応を行っている。また、当該交付金事業や申請の様式等の申請にかかる手順の変更頻度が高く、事務処理のルーティン化が難しい状態が続いているため、その対応に苦慮している活動組織等が多いのが現状である。なお、農林水産省では当該交付金事業に対応したオンライン共通申請システム「eMAFF」を展開しているものの、前述の現状から活動組織等から当該申請システム利用の要望も無く、また、市としても紙面書類から電子書類に変更することは難しいと判断しており、当該申請システムの利用は当面予定していないとのことである。

(図表 64 年間スケジュール例示)

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	主な作成書類
点検・機能診断			■								(秋に行う場合) ■		・機能診断結果記録表 【県独自様式】
年度活動計画策定		■											・年度活動計画【県独自様式】
通常総会			■										・活動計画書、予算書 ・議事録(総会終了後)
交付金交付申請				■									・交付申請書【市町村様式】
実践活動	■		■										・通知文、参加者名簿 ・作業日報【県独自様式】、写真
外部発注工事	■ 完成検査						■ 発注事務			■ 施工			・発注関係書類、契約書 ・財産管理台帳【様式第1-10号】
活動記録	■ 整理・とりまとめ		■										・作業日報【県独自様式】 ・活動記録【様式第1-6号】
金銭管理	■ 整理・とりまとめ		■										・金銭出納簿【様式第1-7号】 ・領収書整理簿、備品台帳
会計監査			■										・活動報告書、決算書 ・監査報告書
実績報告			■ 市町村に提出										・実績報告書【市町村様式】 ・実施状況報告書【様式第1-8号】
研修会参加							■ 協議会などの研修						

(出典) 長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会ホームページ

【市町村】

各活動組織等が作成した書類については、市町村でチェックされ、不備があれば活動組織等に連絡や差戻しのうえ、修正作業を実施する。その後、全ての活動組織等の書類が問題なく揃った後に、市町村が作成すべき各種様式とともに、都道府県へ申請・報告される。なお、市町村が作成すべき各種様式は、協議会が公表しているものを使用する。

市では、活動組織等が作成した書類は綿密にチェックがなされ、また、県独自の様式に関しては、県でチェックがなされ、不備があれば市が活動組織等に連絡や差戻しのうえ、修正作業を実施する。また、上記【各活動組織等】に記載したとおり、ひとつの活動組織が作成すべき書類は多く、交付金の構成毎につき40前後の組織分を処理しなければならず、市がチェックすべき書類の量は多い。さらに、活動組織等が実施する申請や報告に関する書類記載内容、活動の範囲、交付金の算定等、市が確認すべき様々な細部のルールについては、協議会がホームページで公表している数多くのQ&A等を参照するほか、Q&A等で判断できないものを直接協議会に問い合わせることによって対応している。

これらから、市での処理量は多大である。この点、作成すべき書類の内容やシステム等を市で変更できるのであれば解決策を出していくことができるものの、農林水産省の事業である点で、国の制度設計であり松本市をはじめとする市町村では、基本的には作成すべき書類の内容やシステム等を、一部を除いて独自に変えられるものではない。そのため、市としては、以下に掲げるような施策を実施し、事務処理負担の軽減にかかる補助を行っている。

(7) 市の取組について

当該交付金事業は、(6)に記載したとおり、活動組織等の事務負担が大きいため、市では独自の施策を実施している。なお、令和6年度までは、活動組織等から質問等があった場合の指導及び農用地リストの作成補助となる電子ファイルの配布は実施していたものの、それ以上の取組は実施していなかった。

① 事務委託支援補助金制度を導入（令和7年度）

市は、各種書類作成のために事務委託を実施している場合または実施することを検討している場合、当該事務委託に要する委託費の一部を補助するという「多面的機能支払交付金事務委託支援補助金」制度を導入した。制度導入の背景は、農業従事人口減少や高齢化により、役員の後継者や事務の担い手が不足しており、特に高齢化が進む活動組織等においては、パソコン操作が伴う書類の整理作成事務が大きな負担となったことが挙げられる。実際に事務の煩雑さにより令和6年度で活動を取り止めた組織が1組織あったとのことである。市は当該交付金事業を推進している立場であり、事務処理業務の軽減のために補助制度を導入したものである。令和7年度の当初予算額は320万円であった。

補助金交付の内容は、令和7年度の活動からの分につき、農地の計測等専門的知識を必要とする事務委託に要する経費、すなわち専門人材への委託費の10分の6以内（上限60万円）を補助するものである。申請の方法は、要綱に従って委託見積書や契約書等を提出するのみで、これ自体は事務処理負担にはならないものとする。

なお、事務委託の内容は、全組織に対して説明会を開催し、市のホームページに情報を掲載しており、制度は組織に幅広く公表されている。直近の説明会実施時（令和7年7月2日及び4日）の出席率は100%であったとのことである。

② 説明会の開催

協議会が作成した「活動の手引（暫定版）」の補足資料を提供し、令和7年度改定等について、市から協議会に依頼して説明会を開催した。市では、今後も改

定等があり、活動組織等に説明が必要であれば、協議会への働きかけにより説明会を実施していきたいとのことである。

意見4-1 多面的機能支払交付金事業に関する国への要望について（耕地課）

多面的機能支払交付金事業は平成26年から開始され10年ほどが経過するが、上記支援拡充のために支援メニュー等が増加してきており、また各交付金の申請や報告にかかる書類が多く、さらに当該交付金事業や申請の様式等の変更頻度が高く、毎年マイナーチェンジが発生する都度、活動組織等としては対応方法に苦慮している。

しかし、国の制度設計であり松本市をはじめとする市町村では、基本的には作成すべき書類の内容やシステム等は、一部を除いて独自に変えられるものではない。この点、県も参加する協議会には、松本市も参加しており、協議会ないし県を通じて、引き続き国に事務処理負担軽減を強く要望していくべきである。

意見4-2 多面的機能支払交付金事業のさらなる事務負担軽減策について（耕地課）

活動組織等から質問等があった場合の指導、農用地リストの作成補助となるマクロ様式の電子ファイルの配布、事務委託支援補助金制度の導入等は、農林水産省がホームページで公表している「多面的機能支払交付金 優良事例集」にもあるとおり、事例としても存在する取組であるが、当該事例集にはほかにも以下のような事務処理負担軽減の事例が挙げられている。松本市に関しては、活動組織等の大半が農業者団体であるが、多くは高齢化した役員で事務処理対応を実施しており、今後もさらなる事務負担軽減策を検討していくことが望ましい。

例えば、当該事例集には（図表65）のような事務負担軽減事例が紹介されているため、当該事例集や活動組織等からの声を元に検討していくことが考えられる。

(図表 65 多面的機能支払交付金の優良事例)

	活動開始前の状況や課題	取組内容	取組の効果
大田原市多面的機能支払推進協議会 (栃木県大田原市)	<p>○ 大田原市では平成19年度から独自の多面的機能支払支援ソフトを導入し活動組織の事務負担軽減をはかっていた。</p> <p>○ 新たな活動組織の設立の推進及び、さらなる活動組織の事務負担軽減を図るため、大田原市では、推進協議会を平成24年に設立し、活動組織の事務受託を開始した。</p>	<p>【活動組織が行う事務】</p> <p>○ 金銭出納簿、活動記録、参加者支払調書等をエクセルで作成。マクロが組まれたエクセルファイルを使用。</p> <p>【事務局が行う事務】</p> <p>○ 各組織から提出された書類の内容確認。</p> <p>○ 事務委託を契約している組織は、参加者支払調書など最低限のデータの作成と資料の提出により、事務局員が必要な書類を作成。</p> <p>○ その他、書類作成等に係る相談は、常駐の事務局員が対応している。</p>	<p>【活動組織の効果】</p> <p>○ 活動記録と金銭出納簿はそれぞれ別ファイルになっており、各書類の担当を組織内で置くことで、なるべく2名以上で事務を分担し、負担を軽減するようにしている。</p> <p>【事務局の効果】</p> <p>○ 各組織から統一様式で書類が提出されるため、書類の確認作業が効率的かつ比較的容易にできるようになっている。</p>
新潟北広域協定 (新潟県新潟市)	<p>○ 3広域協定の事務を1土地改良区で実施していたため、申請書、実績報告などの作成、各集落の交付金管理が煩雑となっていた。</p> <p>○ 各広域協定において交付金の清算日が異なり、1か月で3回の清算日があったため、毎月(毎日)振込作業に追われていた。</p>	<p>○ 広域協定の統合に合わせて、作業報告様式と清算日を統一。</p> <p>○ 交付金管理口座を1本に集約、オンライン取引の環境を整備。</p> <p>○ 事務局は振込日の前日までにオンラインで振込額を登録することにより事務所内手続で完結。</p>	<p>○ 毎月1回の清算日に向け、業務の効率化を図ったことで、超過勤務が減少した。(担当1名あたり月平均5時間の超過時間削減)</p> <p>○ 清算予定日の直前まで集落からの書類受付をすることが可能となった。</p> <p>○ 全てオンライン化されたことで、金融機関への書類提出が不要となり、書類の訂正や再提出に係る事務時間が削減された。</p> <p>○ 事務処理に費やす時間を確保できるようになり、これまで以上に丁寧な書類作成が可能となり、集落に対するきめ細やかな対応にもつながった。(月3回の清算回数であったため、月平均6時間の往復時間を削減)</p>
瓜生原保全会 (岡山県津山市)	<p>○ 本組織は水田地帯で活動しており、農道の草刈りや鳥獣害防護柵設置、水路補修など積極的に行っている。</p> <p>○ 事務作業について、その煩雑さから多大な労力を要していた。</p> <p>○ 高齢化や書類の複雑さから、作成できる人が限られ、引継ぎが難しいという問題が発生し、一部の構成員に負担が偏る状況になっていた。</p>	<p>○ 事務支援ソフトの説明会やデモ版での体験を経て、ソフトを購入した。</p> <p>○ 多面関係の書類作成は概ねソフトを利用している。</p> <p>○ 日報に入力した内容が他資料にも転記されるので、作成・確認手間や間違いを少なくできる。</p>	<p>○ 書類作成の時間が年間約120時間から約24時間に縮減。</p> <p>○ 組織内でのコミュニケーション機会や、地域の課題の把握、事業の進捗状況などの情報共有の機会が増えた。</p> <p>○ 入力違いも減ったので、市町村の確認手時間も少なくなった。</p> <p>○ 毎年の様式変更、追加にも対応しており、入力漏れ等もなくなった。</p> <p>○ 過去の記録も整理されており、作業も省力化されたため、引継ぎが容易に行える状態になった。</p>

(出典) 農林水産省「多面的機能支払交付金 優良事例集」

意見4-3 事務委託支援補助金制度の継続的な検討について（耕地課）

多面的機能支払交付金事業は、農地維持、共同活動、施設の長寿命化といった大きく3つの明確な目的のために実施されるものである。一方、事務委託支援補助金は、上記（7）のとおり、事務の煩雑さによって令和6年度に活動を取り止めた組織が発生したことをきっかけに、令和7年度から支給しているものである。これにより、当該補助金を利用した活動組織等からは多面的機能支払交付金を本来の目的のために使用し、各活動の実施に注力できているとの評価が寄せられている。

しかしながら、多面的機能支払交付金の対象となる経費の中には事務処理の日当も含まれており、市独自の事業として追加的に事務委託支援補助金を充当することは想定されていない。また、事務委託をしていない範囲の事務の煩雑さが軽減されていないことによって、依然として活動を取り止める組織が発生してしまうといった、当該補助金の効果が十分発揮されないリスクなども考えられる。

以上の観点から、多面的機能支払交付金本来の目的と適正な運用を踏まえ、申請事務に対する補助金支給については、まず交付金内部での事務負担軽減策の導入、または「意見4-1」及び「意見4-2」に記載したように事務負担そのものの削減を優先することが望ましい。また、今後事務負担軽減の成果が認められるにつれて、多面的機能支払交付金事業の存続状況等を踏まえながら、事務委託支援補助金の支給内容や支援の内容を継続的に検討していくことが望ましい。

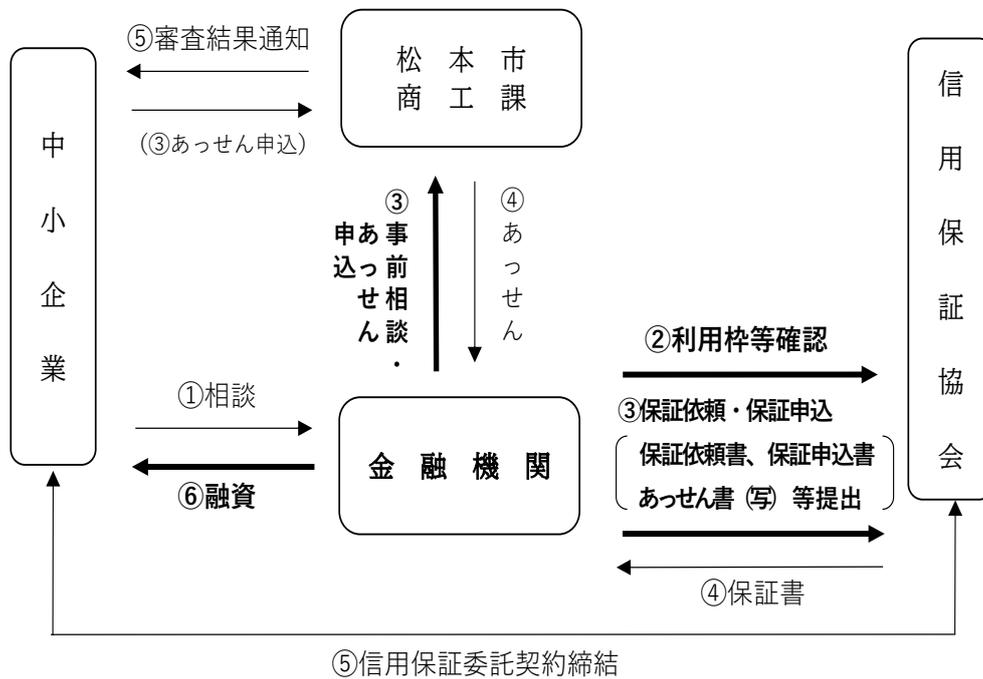
2 中小企業金融対策事業について

事業名	中小企業金融対策事業
事業の概要	中小企業における事業資金の円滑な調達を目的として、市と県が長野県信用保証協会と金融機関の協力を得て、希望する金融機関から低利な融資を斡旋する。
予算額	5,263,060 千円
決算額	5,252,876 千円

(1) 金融機関への預託金について

市では中小企業の事業資金の円滑な調達のため、金融機関からの低利融資を斡旋している。そして低利融資を可能にするため、市はあらかじめ一定の金額を、金融機関に預託金として預けている。金融機関との預託協調倍率は、4.7倍（令和6年度）としている。この預託は、(図表66)で中小企業から金融機関に「①相談」が行われる前の段階で行われるものである。

(図表 66 松本市制度資金の手順)



(出典) 松本市「中小企業 金融のしおり 令和7年度版」

金融機関から中小企業への融資額が増加すると、市から金融機関への預託金額も増加させる必要がある。預託金として市が預けている金額は令和7年6月末時点で4,460百万円にのぼるが、当該預金の利率は0%である。金融機関が破綻した場合に、預託金がペイオフ（預金保護）の対象とするには、預金利率0%で金融機関と契約する必要があるためである。

なお、市の会計課では金融機関に普通預金で資金を預けているものが多い。これらの預金はペイオフの対象外となる普通預金であるが、金利は付いている。

意見4-4 中小企業支援事業に関する預託金の預入について（商工課）

金融機関の破綻に備えて預託金をペイオフの対象とすることに、一定の意義は認められる。また、預託金を無利息とすることが、金融機関の資金調達コストの軽減につながり、結果として融資の促進に寄与するという側面もある。しかし金利水準が低かった今までとは異なり、現在の政策金利は上昇傾向にある。金融機関の預金利率も上昇傾向にあると考えられる。また、昨今は物価上昇率も上昇傾向にあり、無利息の預金は実質的に減価していく。このような状況下では、ペイオフの対象とならない代わりに金利の付く普通預金で預託金を預け入れることも、検討が望まれる。

(2) 市の制度資金について

市の制度資金には（図表 67）のようなものがある。

（図表 67 市の制度資金一覧）

資金名	融資対象者	貸付限度額	貸付利率 【うち市利子補給利率】
小規模企業 支援資金	市内に居住し、かつ市内に工場または店舗を有する方で、6か月以上の操業実績があり、小口零細企業保証を利用する市税完納の方（保証協会の保証残高の総額が2,000万円以下であること）	運転・設備 2,000万円	年利1.5% 【うち0.8%】
景気変動 対策資金	市内に居住し、かつ市内に工場または店舗を有する方で、経済不況により事業経営に著しい影響を受けている市税完納の方	（特別） 運転 3,000万円	年利1.6% 【うち0.8%】 借換1.6% 【利子補給なし】
		（一般） 運転 3,000万円	年利1.6% 【うち0.6%】
経営安定資金	市内に居住し、かつ市内に工場もしくは店舗を有する方で、6か月以上の操業実績のある市税完納の方	運転・設備 3,000万円	年利1.6% 【うち0.8%】 借換1.8% 【利子補給なし】
創業支援資金	適切な事業計画により市内での新規開業予定者又は新規開業者（開業5年未満）で、市税完納の方	運転・設備 3,500万円 （新規開業予定者の個人にあっては、2,000万円に自己資金の額を加算した金額を上限として3,500万円以内）	年利1.6%
事業拡大資金	市内に居住し、かつ市内に店舗もしくは工場を有する6か月以上の操業実績のある方で、事業の拡張を目的として、新製品の開発、新分野への進出、新規取引先の開拓、ISOの取得等、新たな取組を実施しようとする市税完納の方	運転・設備 2,000万円	年利1.8% 【うち0.8%】
工場立地 促進資金	事業拡張等を目的とし、特定地域等への工場等の新設・増設・移設を実施しようとする市税完納の方（指定地域内においてのみ土地購入費も対象となる）	設備 1億5,000万円	年利1.8% 【うち0.2%】
事業承継資金※	既存事業を譲り受け、事業継承する方で、市税完納の方	運転 3,000万円	年利1.6% 【うち0.8%】
		設備 5,000万円	

※事業承継資金は運転資金・設備資金の一括申込みは不可

上記の中に、利用実績が少ない制度資金がある。具体的には下記のとおりである。

① 「創業支援資金」

県に同様の制度資金あり。市の制度資金は年利1.6%であるが、県の制度資金は年利1.1%のため県の制度資金が有利で、近年利用実績に乏しい。

(図表 68 過去5年間の利用実績)

年度	件数	金額
令和2年度	2件	64,330千円
令和3年度	0件	—
令和4年度	1件	15,000千円
令和5年度	0件	—
令和6年度	5件	44,450千円

②「工場立地促進資金」

特定地域等に工場等を新設・増設・移設する際に利用できる制度資金である。工業団地の土地を取得し、そこに工場を建設する場合に利用されることが多い。平成10年代から平成20年代にかけてはコンスタントに利用されていたが、近年は工業団地の土地があらかた購入されてしまったため、利用実績に乏しい。平成25年度以降の利用実績が0件である。

意見4-5 利用実績の少ない制度資金の見直しについて（商工課）

制度資金については、定期的に見直しを行い、環境の変化を反映することが望ましい。利用者のニーズに合わせて新規制度の導入を検討することや、利用実績の少ない制度資金は周知方法を見直すことなどが考えられる。

なお市では、創業支援資金及び工場立地促進資金については、令和7年度において廃止も含めた検討を行っており、今後も継続して環境の変化や利用者のニーズをくみ取った見直しを進めていくことが望ましい。

V 適切な事務引継の実施について

この節では、人事異動等に伴う前任者から後任者への事務引継について、改善が求められる項目について記載している。

1 事務引継書の作成について

(1) 事務引継書の作成方法について

行政管理課は、各課に「事務引継書（統一書式）」の作成を求めている。作成方法の概要は以下のとおりである。

① 趣旨

一部の担当者に判断や責任を集中させない体制づくりを進めるため、また、事務引継の不備・不足による非効率や無用のストレスを軽減するため、事務事業を時期（流れ）や量（規模）の視点から「見える化」する統一書式の事務引継書を作成するものである。

② 事務引継書（統一書式）の位置づけ

担当者が「自分の仕事の概要を課長や係長に把握してもらおう」という意識・粒度で作成する。

簡易マニュアルを兼ねていることから、日々の業務の中で作成・更新する。

③ 作成方法

（図表 69）のひな型に合わせて必要事項を記載する。「処理量」の項目については、業務のデジタル化の参考とするため、特に処理量の多い業務については具体的な数値の記載に努める。

（図表 69 事務引継書（統一書式）ひな型）

事務名		業務量合計	担当職員合計	
		(人工)	(人)	
部署名		職・氏名		
処理時期	処理項目名	処理方法の概要	処理量 (単位:)	ファイル参照先

④ 保管方法等

異動の有無にかかわらず、原則全ての業務に関し、上記作成方法に基づき作成した上で、全庁共通フォルダ内の指定のフォルダに保管する。

(2) 令和6年度の包括外部監査における指摘意見について

昨年度の包括外部監査において、適切な事務引継の実施について下記の指摘を記載した。

今回、監査対象となった各課へ事業ごとに事務引継書の提出を求めたが、事務引継書が作成されておらず事務引継が行われた事実が確認できない事案や、事務引継が詳細に実施されていない事案等が散見された。

事務引継書が作成されていない事案については早急に作成されたい。

また、(中略) 規程及び要領に定められている事項について、解釈や庁内通知によりその一部を変更又は省略されてしまう事態は、地方公務員法第 32 条にある法令等順守義務を十分に果たしていると言えるのか改めて認識されたい。

これらの点を踏まえつつ、整合性と実効性のある規程及び要領となるよう検討、整備する必要がある。

事務引継漏れによる不適切な事務執行の防止、事務引継に対する責任の所在の明確化、各職員の事務引継に対する意識の醸成等についても適切に図られるよう期待する。

(令和6年度報告書 92 ページより引用)

令和6年度の包括外部監査の結果等に基づく措置は令和7年9月24日付で公表されており、上記の指摘に対しては「通常業務の見える化を検討するとともに、各課の実際の事務引継に則した規程と要領の整合を図り、改正等に向けて検討を進めます」として「対応中」のステータスとなっている。

(3) 監査対象課の事務引継書の作成状況について

今年度の監査対象である産業振興部の各事業について、事務引継書の提出を求めたところ、多くの事業については作成がなされていたものの、一部の事業については、事務引継書が作成されていないケースや、事務引継書の記載内容が不十分であるケースが見受けられた。主なケースは下記のとおりである。

(3-1) 単独耕地事業（耕地課）

事業名	単独耕地事業
事業の概要	国や県の土地改良補助事業に該当しない比較的小規模な事業を対象に支援し、荒廃農地の抑止につなげ地域の生産性向上を図るもの。土地改良の調査計画、農道整備、耕地災害復旧など、土地改良に関する経費について幅広く補助を実施している。 【令和6年度活動実績】 市単土地改良事業補助金：84件 市単原材料費：26件 市単工事請負費：44件
予算額	94,740千円
決算額	82,212千円

当該事業について事務引継書の提出を求めたが、提出はなかった。提出がない理由について担当者に質問したところ、当該業務は、地元からの要望や市民からの通報を受け緊急に対応するものが主な業務であるため、事務引継的な要素がなく作成していないとの回答を得た。

ただ、令和6年度の年間の補助の件数は合計で156件と比較的多く、予算規模は約1億円と金額的重要性も高いことから、事務処理の概要や、過年度に要望や通報への対応で注意を要したケースなどを、形式知として事務引継書に残しておくことは有用だと考えられる。

(3-2) 松本市未来を担う農業経営者支援事業（農政課）

事業の概要については「I-8」を参照。松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付要綱において、令和4年度より、補助回数について同一補助対象者1回限りという制限が定められている。この点、今後も事業が継続していくことを前提とすると、要綱違反となる案件が生じないために過去の補助交付実績を確認する作業における対象件数は膨らんでいくため、資料管理や担当者変更時における業務引継ぎ内容はより一層重要なものとなる。

事務引継書の閲覧を行ったところ、令和4年度以降に補助金を受け取っているため申請対象外となる事業者の有無を確認する作業の記載がなかった。この点、担当者へ質問をしたところ、過去の事業実施者を管理している一覧表データより、重複する人物がいないかチェックを行っているが、事務引継書に落とし込むことまではしていないとの回答を得た。

また、「I-8」で記載したとおり、令和4年度の達成状況報告書が未提出であった1件について、令和5年度及び令和6年度では提出がされているにもかかわらず

ず令和4年度では提出がない要因について担当者に質問したところ、前任者から引継ぎは行われておらず理由は分からないとの回答を得た。

(3-3) 産業創出支援事業（商工課）

事業の概要については「Ⅲ-6」を参照。当該事業について事務引継書の提出を求めたところ、補助金交付に関する記載はあるものの、工業ビジョン推進やICT活用地域産業振興事業（サザンガク）など、補助金交付以外の通常業務については特段記載がなかった。

現状では当該事業の担当者は1名のみであり、当該担当者は松本ものづくり産業支援センターに派遣されて業務を行っているため、同センター側で業務記述書等が整備されていれば、商工課側で事務引継書を作成する必要性が低いとも考えられる。ただ、当該事業に直接携わっていない課長や係長が事業の概要を把握するという観点では、現状の事務引継書の記載内容は不十分だと判断できる。

(4) 事務引継書の整備の必要性について

松本市に限らず、一般的に公務員は、数年おきに異動を繰り返すケースが多い。全国の自治体では、年度末を迎えるたびに多くの職員が異動し、業務の引継ぎをすることとなる。加えて近年では、離職者の増加や、長期の育児休暇取得推奨といった状況があり、業務を引継ぐ機会と重要性は増し続けている。

一方で、業務の引継ぎミスが重大な問題を引き起こし、場合によっては謝罪会見などを余儀なくされる事例も後を絶たない。とある自治体では、前任者から適切な引継ぎがなかったことで、補助金返還請求を実施していなかったり、給付金額の算定方法を誤ったまま数年間にわたって過払いを続けていたりしていたことが報告されている。

また、問題が表面化せずとも、杜撰な引継ぎのために後任者が過労を強いられ、心身の疾患や離職につながるケースや、業務のノウハウや外部関係者との信頼関係が蓄積されず、無用な時間を浪費してしまうケースは広く見受けられる。こういったリスクが顕在化する前に、事務引継の体制を適切に整備することは、各自治体にとって極めて重要である。

本報告書で記載した指摘意見の中には、事務引継が適切になされていれば未然に防げるような不備も散見される。各職員の注意力や業務への理解度に依じてミスの発生度合いは変化するが、業務を経験した前任者が事務引継の際に業務実施上の注意点を適切に伝達できれば、後任者の業務への理解度は高まり、ミスは減少していく。事務引継書の適切な整備はこのような観点でも必要である。

意見5-1 事務引継書が未作成の事業について（耕地課・行政管理課）

市民からの要望を受けて緊急に業務を行うものであっても、過年度の事務事業においてポイントとなる事項を形式知として事務引継書に残しておくことは有用である。また、所定のひな型の「処理量」の項目を活用することで、担当者や上長が事務の繁閑をイメージできるようになるほか、「特記事項」の項目に議会や定期監査などでの指摘事項について記載することで、事務事業の遂行上特に注意すべき事項を可視化することができる。

事務引継書（統一書式）の作成の趣旨に基づき、事務引継書が未作成の事業については、年度末の引継ぎのタイミングに限らず適時適切に作成を進められたい。また、耕地課に限らず今後も全庁的に事務引継書の未作成の事業が散見されるようであれば、行政管理課から改めて事務引継書作成の重要性について周知して各職員の事務引継に対する意識を醸成するとともに、必要に応じて全事業に対して作成がされているかをレビューすることも検討されたい。

意見5-2 事務引継書記載内容の網羅性・正確性について（農政課）

令和4年度より、松本市未来を担う農業経営者支援事業の交付要領において、補助金交付回数は1人につき1回限りという上限規定が設けられたため、過去に申請があり交付を受けている者をチェックする作業が追加されている一方、事務引継書に当該作業の記載はなかった。要綱を確認すれば、過去の補助金受給者のチェックが必要であることは分かるが、より確実に正確に事務内容を残し引き継いでいくという観点からは、事務引継書にも記載することが望ましい。

意見5-3 担当者変更時の事務引継内容について（農政課）

松本市未来を担う農業経営者支援事業における達成状況報告書の未提出分に関し、担当者変更により未提出の理由が不明となっている案件が存在したが、未提出を許容する理由としては不適切である。今後、同様の事態が起らないよう、担当者変更の際には現状の課題や次期へ繰り越す作業等について説明を行い、後任の担当者へ網羅的かつ正確に業務内容及び引継事項が伝わるよう業務の引継ぎを実施されることが望ましい。

意見5-4 事務引継書の記載内容が不十分の事業について（商工課）

事務引継書は、年度末の人事異動において事務引継の不備や不足することによって、後任者の事務事業が非効率になったり無用のストレスを抱えたりすることなるべく軽減するために作成するものであると同時に、一部の担当者に判断や責任を

集中させない体制づくりを進めるために作成するものでもある。

行政管理課が作成している「事務引継書（統一書式）」を使用することで、実際に事務事業を行っていない課長や係長等も、当該事業の概要や大まかな業務負担、繁忙期などを一目で確認することができる。

商工課の産業創出支援事業において、補助金交付という事業の一部分だけ記載し、その他の通常業務について記載がないことは、事務引継書の作成趣旨にそぐわないものである。当該事業については通常業務含め網羅的に事務引継書内に落とし込んでおくことが望ましい。

2 経営継承・発展支援事業について

事業名	経営継承・発展支援事業															
事業の概要	<p>地域の中心経営体等の後継者が当該中心経営体等の経営の主宰権の移譲を受けて経営発展計画を策定し、同計画に基づく経営発展に向けた取組を行う場合に必要となる経費に対し補助を行う。</p> <p>(1) 実施期間 令和3年度～</p> <p>(2) 補助対象 中心経営体等である先代から経営の主宰権の譲渡を受けた又は受ける者</p> <p>(3) 補助内容 経営発展のために必要な経費 上限1,000千円 (国と市町村が1/2ずつ負担)</p> <p>(4) 実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>補助金(千円)</td> <td>7,000</td> <td>0</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>					R4年度	R5年度	R6年度	件数(件)	7	0	3	補助金(千円)	7,000	0	3,000
	R4年度	R5年度	R6年度													
件数(件)	7	0	3													
補助金(千円)	7,000	0	3,000													
予算額	5,000千円															
決算額	3,000千円															

経営継承・発展支援事業は、地域農業の担い手の先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者等に対し、策定された経営承継後の経営発展に関する計画に基づく取組の中で発生する経費等について国と市町村で補助を行う事業である。

県や国と共同で補助を行う事業については、県や国の補助事業を市が窓口となり事務手続を行い、基本的には県や国から事前通知を受けた後に募集を行う流れとなる。この点、経営継承・発展支援事業の事務引継書において、担当者が毎年4月頃に一般社団法人全国農業会議所のホームページを定期的に確認する旨の記載があ

ったため、他の県や国と共同で補助を行う事業と何が異なるのか質問をしたところ、経営継承・発展支援事業については、国が一般社団法人全国農業会議所へ補助事業を委託していることから、他の事業とは異なり国からの事前通知がない仕組みとなっており、募集時期については担当者が一般社団法人全国農業会議所のホームページを定期的に確認することによって把握しているとの回答を得た。続いて、担当者が確認を失念してしまった場合に、市民へ募集をかけることができない状況になってしまうリスクがあるが、農政課として対策していることはあるか質問をしたところ、特段農政課として講じている対策はなく、担当者任せとなっているとの回答を得た。

意見5-5 農政課における事務確認体制の構築について（農政課）

経営継承・発展支援事業において、募集時期を担当者が確実に確認しているかチェックする体制は農政課の中で構築されていないため、担当者が確認を失念又は怠った場合には市民へ募集をかけることができなくなってしまう恐れがある。例えば、当年度における実施予定事業について一元化し管理するリストを作成し、農政課全員が事業の進捗状況について把握できるようにするなど、農政課として事業の進捗を確認・管理する運用ができるような体制を構築することが望ましい。

VI その他の取組について

この節では、これまでに述べた項目以外で、今後の事業等の方向性について検討が求められる項目について記載している。

1 松本市クライנגアルテン事業について③

当事業の概要については「I-7」に記載している。

(1) 過年度の包括外部監査における指摘意見への措置状況

令和3年度の包括外部監査において、奈川地区クライングアルテン使用料及び四賀地区クライングアルテン使用料について指摘意見が述べられている。概要は下記のとおりである。

① 条例に規定する使用年限の遵守（指摘）

ラウベ（簡易宿泊施設）付き農園の使用期間は、1年を限度とし、市長が認めたときは4回まで使用期間を更新することができると条例に規定されているところ、6年以上にわたって同一利用者が継続して使用しているケースがあり、条例遵守、公平性確保の観点から運用の見直しが求められる。

② クライングアルテンの使用料の水準（意見）

クライングアルテンの利用率はほぼ100%を継続しており、単年度のキャッシュ・フローベースでは事業は黒字となっているが、将来の老朽化に伴う更新投資に見合った使用料の水準とはなっておらず、再検討が望まれる。

市は令和4年8月8日に、包括外部監査における指摘意見への措置状況を公表しており、これによれば、上記の指摘意見については今後検討を進めると記載されているものの、最終的な措置状況については公表されていない。

措置の進捗状況について農政課担当者に質問を実施したところ、令和3年度の包括外部監査の指摘意見を踏まえて指定管理者及び使用者と調整を行い、令和6年度以降の応募については市の条例とおり最長5年間の利用とし、6年目以降は新規の応募者を優先する運用に切り替えているとの回答を得た。また、クライングアルテンの使用料の水準について、令和8年度から3年かけてラウベの大規模改修を実施し、改修の終わったラウベから使用料の改定を行う予定であるとの回答を得た。具体的な料金水準については、現在大規模改修の実施設計中であり、適切な料金水準については改修の金額が固まった後で検討するとのことであった。

意見6-1 クラインガルテンの適切な使用料水準の検討について（農政課）

農政課では、令和3年度における包括外部監査での指摘意見を受けて、使用年限の遵守及び使用料の見直しに取り組んでいる。このうち、使用年限の遵守については、指定管理者及び使用者と調整し、条例を遵守した運用の目途が立っている。一方で、使用料の見直しについては、ラウベの大規模改修が終わった後で見直す方針ではあるものの、具体的な料金水準の検討までには至っていない。

この点、大原クラインガルテンの大規模改修を契機に、適切な使用料水準の検討を具体化させていくことが望ましい。大規模改修の実施設計に合わせて、更新投資に見合った使用料水準について議論を深め、その結果を他のクラインガルテンにも早期に展開していくことを検討されたい。

意見6-2 措置が完了していない指摘意見へのフォローアップについて（行政管理課）

市は毎年8月頃に、前年度の包括外部監査における指摘意見に対してその後の措置状況を公表している。ただ、一部の指摘意見については措置に時間を要するため「対応中」として公表しているものの、その後どのような措置が取られたかについては公表していない。措置が完了しておらず検討中のステータスになっているものについては、措置の完了まで継続してフォローアップすることが望ましい。

この点、行政管理課内では検討中である指摘意見への措置状況について毎年フォローアップを実施している。このフォローアップの結果については、本来の包括外部監査の趣旨に則して、課内に情報をとどめず、順次公表していくことが望ましい。

他の中核市においては、甲府市や豊中市などで、全ての指摘意見に対して措置が完了（現状維持と判断したものを含む）し、「対応中」や「検討中」のステータスのものがなくなるまで継続して措置状況を公表しており、参考にされたい。

2 松本市公設地方卸売市場について

事業名	松本市公設地方卸売市場管理事業
事業の概要	松本市公設地方卸売市場は、平成元年10月に開設された総合卸売市場で、長野県全域、約200万人の生鮮流通を担う広域拠点市場として位置づけられている。取扱高は、全国約140ある公設地方卸売市場の中で上位に位置し、平成5年をピークに減少しているものの、近年は年間350億円前後で推移しており、市民生活に直結する生鮮食品の流通の要として機能している。 当該事業の一部は指定管理者である松本市場管理株式会社に委託しており、指定期間は令和4年4月1日～令和9年

	3月31日の5年間である。
予算額	503,880千円
決算額	488,581千円

(1) 公設地方卸売市場の再整備

開場から35年以上経過しているため、施設・設備の老朽化が進んでいる。さらに、一般的には、集荷分荷機能や価格形成機能よりも、大手量販店などの大口取引に必要な物流拠点機能を重要視してきており、公設市場としての在り方が問われている。市は、令和5年度から市場の在り方を検討しており、現時点の方向性として、市が一定の関与をして市場機能を維持していくことや将来の市場に必要な機能を見直し、適正な規模による建替えを基本に、部類別に協議していくこととしている。

(2) 公設地方卸売市場の違法建築の是正

今後の市場の在り方を検討する材料にするため、令和2年度に劣化度調査を行ったところ竣工時の図面にはない建物があることが判明し、令和5年度にかけて市場の建物について調査を行ったところ、市場開場以降、市場入場事業者が実施した使用施設に係る増築工事に不備があったことが判明した。不備の内容は、建築確認申請の未提出、排煙設備の未設置、非常用照明装置の未設置、必要採光面積の不足、防火壁の未設置等であった。増築工事の内容は(図表70)のとおりである。

(図表70 増築工事の内容)

施設の名称	増築年度	増築の概要
主棟 中2階	平成元年	複数の事業者が行政財産の目的外使用許可申請をして主棟に中2階を増築
水産付属棟 2階	平成元年	事業者が原状変更承認申請をして水産付属棟に2階を増築
青果配送倉庫棟 中2階	平成20年	事業者が原状変更承認申請をせずに青果配送倉庫棟に中2階を増築
青果付属棟 ひさし	平成23年	事業者が原状変更承認申請をして青果付属棟にひさしを増築

これらのうち、水産付属棟2階、青果付属棟ひさしについては、防火壁の増築や燃えにくい部材への交換などの追加対応を令和7年度中に実施した。青果配送倉庫棟中2階についても、令和7年度から令和8年度にかけて同様の工事を実施し、違法状態は解消される予定である。一方、主棟中2階については、追加の工事では是正できないため、同じ主棟の2階に代替場所を確保して移転する方向で各事業者と協議を進めており、令和8年度から具体的な工事に入ることを予定している。ただ、

移転に係る費用負担については、市、事業者、当時の施工業者との三者間で今後協議して決めていく方針である。

なお、松本市公設地方卸売市場条例施行規則には、市場施設の原状変更の承認申請について下記のように定められている。

(原状変更の承認申請)

第 50 条 条例第 51 条第 1 項ただし書の規定により市場施設の原状変更の承認を受けようとする使用者は、松本市公設地方卸売市場市場施設原状変更承認申請書(様式第 39 号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする設計図面
- (2) 工事見積書
- (3) 工事工程表
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第 51 条第 1 項ただし書の規定により市場施設の原状変更の承認をしたときは、松本市公設地方卸売市場市場施設原状変更承認書(様式第 39 号)を交付するものとする。

3 使用者が市場施設に看板、装飾、広告物等を設けることは、市場施設の原状に変更を加えるものとみなす。

4 市長は、必要と認めるときは、第 1 項の承認をした後であっても、当該申請者に対して指示をし、又は変更させ、若しくは除去を命ずることができる。

5 市場施設の原状変更の承認を受けた使用者は、工事等の完成後、遅延なくその旨を市長に届け出て、その検査を受けた後でなければ、これを使用することができない。

(読替規定)

第 69 条 条例第 73 条第 1 項の規定により市場の管理を指定管理者に行わせる場合における第 5 条第 1 項、第 47 条、第 49 条から第 52 条まで、第 54 条、第 56 条、第 66 条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

意見 6-3 公設地方卸売市場に関する違法建築の是正について(農政課)

公設地方卸売市場の違法状態は、古くは平成元年から継続しており、当時の事務手続の不備が最近になって顕在化した形になっている。現行の規定では、各事業者が新たに増築工事をする場合には、事前に「市場施設原状変更承認申請書」を指定管理者に提出し、承認を受けた後で着工することとなっており、承認にあたっては

指定管理者が検査を実施するため、今後も同様の違法建築が新たに発生することは考えにくい。

ただ、令和8年度以降で予定されている主棟中2階からの移転工事については、各事業者の要望調査等を実施し移転の方針は立っているものの、費用の負担割合については市と各事業者及び当時の施工業者の三者間で協議中である。公設地方卸売市場は市の施設であり、違法状態を放置していたことについては市に一定の責任があるが、当該施設を利用するべく増築工事を依頼した各事業者と、その工事を手掛けた施工業者にも瑕疵があったことは事実である。費用の負担割合についてはお互いが納得のいく結論を早期に取りまとめることが望ましい。

3 コメの生産調整について

コメの減反政策は平成30年に廃止されている。しかし政府がコメの需給見通しを示し、各産地が生産量に目安を設ける「事実上の生産調整」は続いている。松本市においても、県の農業再生協議会を受けて、令和7年1月31日の農業再生協議会の通常総会において、以下のとおり、従来からの適正生産を続けることが決定されている。

「また、コメの相対的な値頃感やインバウンド（訪日外国人客）等の人流増加により主食用米の需要が堅調に推移したことから、来年6月末の民間在庫量は、適正水準の範囲内(180万～200万トン)を下回る162万トンと見込まれ、令和6年産と同規模の作付け転換を図れば、令和8年6月末には適正水準の範囲内となる182万トンまで回復する見通しとなっています。

これらを踏まえ、令和6年10月の相対取引価格が前年同月比151%となるなど、米価は大きく上昇していますが、生産コストが増加する中でインバウンドを含めた今後の需要を注視していく必要があり、稲作経営は依然として先行きが不透明であります。

このような状況の中、稲作経営の安定化を図るためには、引き続き主食用米の需要に応じた適正生産に取り組むことが必要となっており、国は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の枠組みの下で、「水田活用の直接支払交付金」や「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」などによる支援を継続するとともに、国が策定する需給見通し等を踏まえ、生産者や集荷業者・団体が中心となって生産が行えるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって主食用米の需給に応じた適正生産を推進することとしています。」

(議案第3号「令和7年度事業計画(案)について」より引用)

(図表 71 コメの作付状況)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当初の生産数量目安値(トン)	16,672	16,337	16,374	16,694
調整後の作付目安面積 (ha)	2,572.7	2,533.1	2,557.0	—
作付実施面積 (ha)	2,555.0	2,518.7	2,532.4	—
作付率 (%)	99.3	99.4	99.0	—

(出典) 松本市農業再生協議会「通常総会資料」

最近のコメの在庫は適正水準の範囲内(180万~200万トン)を下回っており、通常総会では備蓄米の放出が決まったタイミングにもかかわらず、前年比2%増程度の16,694トンを生産目安値としている(図表71)。目安値を超過した場合は、県内の地域間で調整を行い、地域間での調整ができずそれでも超過する場合があっても農家へ調整を求めることはしない運用を行っている。市においては作付率が99%台であり、生産数量目安値から導かれる作付目安面積がほぼ実際の作付面積となっている。

農業再生協議会の通常総会の開催日(令和7年1月31日)は、コメ不足により価格高騰が続いたことに対応するため、国の食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、政府備蓄米の運用方針の見直しが行われ、政府備蓄米を放出する新たな制度が提示された日である。他県では、コメの増産を決めていた県もある。一般的には、令和6年夏ごろからコメ不足が言われるようになったが、その1年前からコメの在庫は適正水準を下回っていた。翌令和7年6月におけるコメの実在庫は、放出した政府備蓄米の在庫を含めても157万トンと、前年予測の162万トンを下回った(図表72)。数十万トンも備蓄米を放出しても前年予測の在庫量を下回ったということは需要予測及び実際の供給量が誤っていたということになる。

(図表 72 コメの在庫予測と実在庫)

	令和5年	令和6年
翌年度6月在庫予測	—	162万トン
翌年度6月実在庫	153万トン	157万トン※

※政府備蓄米(入札及び随意契約による売渡し分)の数量(11.8万トン)を含む。

(出典) 在庫予測：松本市農業再生協議会「通常総会資料」

実在庫：農林水産省「食料・農業・農村政策審議会食糧部会資料」

意見6-4 コメの生産調整について(農政課)

松本市においても、令和7年1月31日の農業再生協議会の通常総会において、従来からの適正生産を続けることが決定されている。コメの在庫は適正水準の範囲内(180万~200万トン)を下回っており、備蓄米の放出が決まったタイミングに

もかわらず、前年比2%増程度の16,694トンを生産目安としている。

農業再生協議会の通常総会の開催日（令和7年1月31日）は、コメ不足により価格高騰が続いたことに対応するため、国の食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、政府備蓄米の運用方針の見直しが行われ、政府備蓄米を放出する新たな制度が提示された日である。他県では、コメの増産を決めていた県もある。一般的には、令和6年夏ごろからコメ不足が言われるようになったが、その1年前からコメの在庫は適正水準を下回っていた。

国も従来の生産抑制からコメの増産にかじを切ったのち、需要に応じた生産へと転換しており、市だけで決めることではないが、市も農業再生協議会の決定に携っており、実際の作柄、需要予測、高温による作柄減少見込み等の情報を踏まえて、翌年度の生産量の目安に反映すべきと考える。

4 勤労者資金融資について

事業名	勤労者福祉事業
事業の概要	<p>勤労者の生活の安定と福祉の向上に資するため、長野県労働金庫松本支店と協調して、資金融資を行うもの。</p> <p>【融資対象者】 組織労働者の場合は、労働金庫会員であること。 未組織労働者の場合は、一般財団法人松本市勤労者共済会会員又は松本地区暮らしサポートセンターの会員であること。</p> <p>【対象資金】 教育、医療、慶弔、災害、生活資金 ※生活資金のうち、事業資金、海外旅行資金、投資投機的資金、転貸資金、遊興費等不健全な資金、旧債務返済資金は対象外</p>
予算額	27,750 千円
決算額	26,856 千円

松本市勤労者資金融資は、市民生活の安定を目的とした融資事業であり、松本市が長野県労働金庫に預託金を預け、労働金庫が窓口となって貸出事務を行うものである。

市は勤労者資金融資要綱に基づき、長野県労働金庫と勤労者資金融資に関する協定を年1回締結し、預託金を労働金庫に提供している。当該預託金は市の受け取る利率がゼロである一方、労働金庫が融資対象者に提供する融資利率は、労働金庫固有の融資商品よりも優遇された利率が適用される仕組みである。融資額の総枠は、市が労働金庫に預託した金額に基づいて決定される。

融資対象者は、組織労働者（労働組合に加入している労働者）の場合は労働金庫

会員であること、組織労働者以外の場合は一般財団法人松本市勤労者共済会会員又は松本地区暮らしサポートセンターの会員であることが要件となる。

(図表 73 勤労者資金融資条件 (令和7年3月31日現在))

融資限度額	返済期間	償還方法	利率	信用保証
300万円	10年以内	元利均等償還	固定年2.33%~ 変動年2.03%~	有

(図表 74 過去5年間の勤労者資金融資の推移)

		R2	R3	R4	R5	R6
当年度	件数(件)	8	2	1	2	0
	金額(千円)	15,150	4,500	1,730	2,250	0
年度末 残高	件数(件)	32	26	15	15	12
	金額(千円)	26,491	21,720	15,142	13,238	9,242

意見6-5 勤労者資金融資の新規募集に関する周知方法について (商工課)

勤労者資金融資については直近5年度で利用件数及び年度末残高は減少傾向にあり、令和6年度は新規実行件数が0件であった。その要因として市は、労働金庫との協定に基づいて設定される融資可能額の枠に対して、既存の融資残高が大半を占めていた状況にあり、新規融資可能額が少額となっていたことから、融資募集を見送っていたことを挙げている。

令和7年度に入り、年度末残高が既存融資の返済により減少したことから、融資可能額が増加したため、労働金庫店頭で制度の紹介を開始しているとのことであるが、市のホームページに制度の紹介は掲載されていなかった。

この点、長野県内の他市町村では、当事業についてホームページで公表している事例がみられる。

当事業による融資は、市が労働金庫に預託金を提供して行う協調融資であることから、利用者は金利の優遇を受けることができるという点で、勤労者の生活安定に資するものと考えられる。また、融資対象者の要件として市税を完納していることが挙げられており、労働金庫にとっては信用リスクを一定程度抑えることができる。

しかしながら、オンライン上で当事業の概要が掲載されていない現状では、資金を必要とする対象者が制度にたどり着く機会が制限されるため、市のホームページにおいても制度の紹介を掲載するなど、周知方法の拡充を検討されたい。

5 松本市勤労会館について

事業名	勤労会館管理事業
事業の概要	松本市勤労会館は、昭和 60 年に市が建設し、労働団体を始め、勤労者の活動の場として広く利用されてきた。 令和 6 年度に、消防設備に係る法令違反が判明したことから、勤労会館条例を廃止して貸館業務は終了している。 令和 6 年度 利用件数：704 件 延べ利用者数：6,647 人
予算額	3,275 千円
決算額	3,082 千円

松本市勤労会館は商工関連団体の事務所や市民への貸館に供されていた施設であるが、消防設備の未設置等による消防法違反が判明し、令和 7 年に貸館を停止している。

市は、現在事務所として使用中の団体との移転等、諸条件の調整後に除却する方針であるが、平成 28 年 10 月の便器洋式取替工事の際に、トイレに吹き付けアスベストが使用されていることが判明している。

当施設は昭和 60 年度に建築された鉄筋コンクリート造の建築物であり、令和 7 年度は築 40 年目にあたる。建築費の総額は 91,500 千円であり、支出の内訳は市が 51,500 千円、県からの補助金が 20,000 千円、労働団体からの寄付金が 20,000 千円である。

建築時の財源に県補助金が含まれているが、監査期間中において市は、除却に際して県に補助金を返還することの可否について確認し、財産処分の届出を行えば補助金の返還は生じない旨の回答を得ている。

監査期間中の現状においては、現在事務所として使用している団体の移転について調整している段階であり、除却完了時期及びスケジュールは未定である。

令和 3 年 3 月時点の松本市の施設個別計画においても、現状維持とされている。

(図表 75 松本市個別施設計画における勤労会館についての記載)

No	施設名	対策	施設概要				
			所在地	中央	建築年度/耐震	S60 年	○
73	勤労会館	維持	延床面積	583.26 m ²	経過年数	35 年	C
			総延床面積	- m ²	施設状態	自己点検	B
			構造	RC	利用者数	H29 22,360 人	
			運営形態	直営		H30 24,961 人	
			所管課	労政課		R 元 5,612 人	

検討内容：築 40 年目（令和 7 年度）の大規模改修は行わず、除却する方針を示し、関係労働団体との調整を進める。

(出典) 松本市「松本市個別施設計画」

なお、(図表 75) 内の建築年度/耐震「○」は新耐震基準(昭和 56 年)に適合している建物、経過年数「C」は築年数 21~40 年、施設状態「B」は軽微な劣化がある状態(部材の交換や部分的な修繕が必要な状態)を意味している。

意見 6-6 解体工事前のアスベスト調査について(商工課)

松本市勤労会館は昭和 60 年に建設された鉄筋コンクリート造の施設であり、令和 6 年度に消防設備の未設置等による消防法違反が判明したことから、勤労会館条例を廃止して貸館業務を終了している。

市は、現在事務所として使用中の団体との移転等、諸条件の調整後に除却する方針であるが、過去の改修工事(平成 28 年の洋式便器取替工事)において、トイレ天井部分に吹付アスベストが使用されていたことが確認されている。

アスベストが使用されている建築物を解体する際には、作業に従事する労働者のアスベストばく露を防止するため、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則が適用されるとともに、周辺環境におけるアスベスト粉じんの飛散を防止する観点から、大気汚染防止法の規制対象となる。これらの法令に基づき、アスベスト使用の有無に関する事前調査の実施や、作業に係る届出等が義務付けられている。また、解体工事に伴って発生する廃棄物については、建設リサイクル法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、適正に処理する必要がある。

この点、勤労会館は建築年時及び構造からみて、トイレ以外の部分にもアスベスト含有建材が存在する可能性があることから、解体工事に際して適切な事前調査を行う必要がある。

一方、現状においては、勤労会館を使用している関係労働団体との調整を進めている段階であり、解体実施時期・工程・予算などの具体的な計画は未定である。そのため、アスベスト調査及び処理に伴う経費が将来発生することは見込まれるが、その見通しを踏まえた財政措置も未定である。

今後市は、法令遵守及び解体工事に伴い将来必要となる工事費用を適切に把握し、予算措置を適時に行う観点から、解体計画の中にアスベスト除去工事の対象を特定する調査の実施を含めるとともに、調査費用など関連する予算措置についても遺漏のないようにされたい。

なお、アスベスト除去工事は解体の時だけでなく増改築等を行う場合にも必要となるため、長寿命化対策工事を行う場合も除去作業が必要となり費用が増大する可能性が高い。今後、勤労会館以外の公共施設について更新又は統廃合、あるいは長寿命化の方針を策定する際にも、アスベスト関連費用を適切に把握し投資判断を誤らせないようにする観点から、除去費用について、長寿命化計画の対策費用の見積りに織り込むなど留意されたい。

6 松本市新規開業家賃補助事業について

事業名	松本市新規開業家賃補助事業
事業の概要	新規開業者を対象に、市内に店舗などを賃借して開業する場合の家賃を最大2年間、市が補助する制度。補助率は1年目は対象事業費の3/10以内（上限月額8万円）、2年目は対象事業費の2/10以内（上限月額6万円）
予算額	35,870千円
決算額	27,971千円

松本市新規開業家賃補助事業は、新規開業者を対象に、市内に店舗などを賃借して開業する場合の家賃を最大2年間、市が補助する制度である。松本商工会議所に起業相談受付をするとともに、市に創業計画書や店舗等の賃貸借契約書の写しといった申請書類を提出することで申請が可能であり、書類審査や現地調査を経た後に交付の可否が決定される。補助金は年4回（7月、10月、1月、4月）に分けて支払われ、支払対象となるのは補助対象月に実際に支払われた家賃（例：3月31日に支払われた4月分家賃⇒3月分の補助対象）となる。補助金支払時には原則として通帳の写しなど口座の異動履歴を確認するため、仮に家賃の滞納等があった場合には補助金の支給はされない。

松本市創業支援事業補助金交付要綱には、補助要件として第3条（6）に「2年以上継続して営業することが見込まれること。」と記載されている。市から補助を行うので、このような補助要件を設けることには合理性がある。一方、「創業支援事業補助実績一覧」によると、2年を待たず廃業等をする先も散見されるが、補助金交付終了後は特に接点がないため、市は廃業等の理由を認識していない。

（図表 76 審査会開催年度別の廃業、休業、閉店等の件数）

年度	件数
令和4年度	4件
令和5年度	2件
令和6年度	1件

意見6-7 補助金交付先の廃業理由の検証について（商工課）

松本市新規開業家賃補助事業の補助要件に「2年以上継続して営業が見込まれること」と記載されている一方、2年を待たずに廃業する先が散見される。2年を待たずに廃業等をした先があった場合、廃業等に至った理由を把握し、合理的な事由に基づくものか確認することが望ましい。